

全 員 協 議 会

令和 8 年 6 月 4 日 (木)
10 時 00 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、村木議員、
森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、川神議員

〔執行部〕

三浦市長、江角副市長、久佐教育長、久保健康福祉部長、西川産業経済部長、
草刈上下水道部長、大屋政策企画課長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

【開会前：全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 第 3 次浜田市総合振興計画策定方針について (地域政策部)
- (2) 令和 8 年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への取組について (健康福祉部)
- (3) 道の駅ゆうひパーク浜田について (産業経済部)
- (4) 水道料金の改定に伴う市民周知について (上下水道部)
- (5) その他

2 行政視察レポートについて

- (1) 産業建設委員会

3 議会運営における留意事項について

4 議員定数等議会活性化特別委員会の検討状況について

5 地域井戸端会の報告書の共有及び回答の作成等について

6 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和 7 年度における「議員の請負状況等」の報告について

【提出期限：6 月 30 日(火)】

- (3) その他

第 3 次浜田市総合振興計画策定方針について

1 計画策定について

(1) 趣旨・背景

- ・ 本市では、現行の「第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）に基づき、総合的かつ計画的な政策・施策を推進してきました。
- ・ 本市の人口減少は今後も進行することが予想され、社会経済情勢が日々大きく変容する中、今後の市政運営には、益々多様化する住民ニーズへの対応や複雑化する諸課題の解決が求められています。
- ・ こうした中、現行計画が令和 8 年度をもって終了することから、今後の市政運営の基本方針となる新たな「浜田市総合振興計画」を策定するものです。

(2) 計画の名称

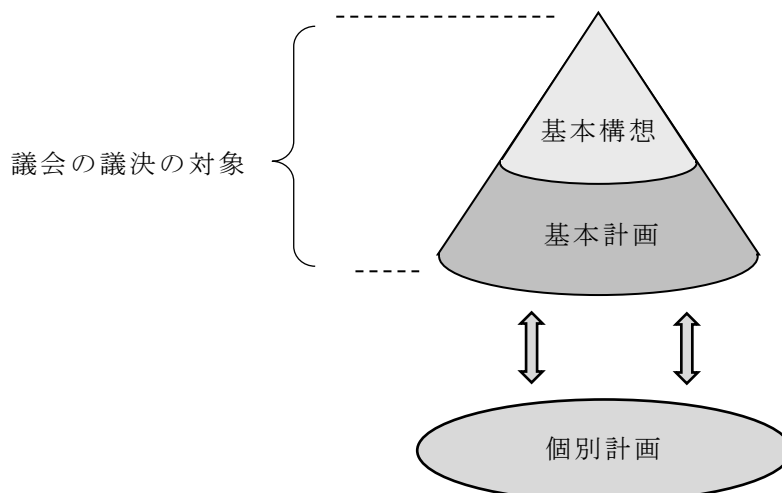
「第 3 次浜田市総合振興計画」とし、今後検討します。

(3) 計画の期間

- ・ 計画期間は、市長の任期（4 年）に合わせて策定し、計画期間内に方針変更があった場合は、一部を変更することができることとします。
- ・ 原則として就任後 2 年以内に策定することとします。

2 計画の構成と期間

計画の構成は、主に「基本構想」、「基本計画」とします。



(1) 基本構想

- ・ 本市の将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めます。

〔目標年次〕 概ね 8 年後の令和 16 年度

(2) 基本計画

- ・ 基本構想を実現するための基本的なまちづくりの政策（大綱）を示し、各分野の課題や施策を総合的に体系化して示します。
- ・ 各分野の施策において、その成果指標となる「代表的な目標」を設定します。
- ・ 計画期間は、市長の任期（4年）に合わせることを基本とし、前期基本計画において調整します。

〔計画期間〕 前期基本計画 令和 9 年度～令和 12 年度（4年間）

後期基本計画 令和 13 年度～令和 16 年度（4年間）

3 計画策定の視点

(1) 市民と行政とのまちづくりの羅針盤となる計画づくり

市民と行政との”協働によるまちづくり”を推進するため、より分かりやすい市の運営指針として策定します。

(2) 市民等の意見を反映した計画づくり

浜田市総合振興計画審議会に諮問し、市民や地域、各種団体等、より多くの方の意見を聴きながら、施策等に反映できる計画とします。

〔市民委員会、ワークショップ、市民アンケート、子どもアンケート、シンポジウム、各種団体ヒアリング、パブリックコメント〕

(3) ウェルビーイングの視点を取り入れた計画づくり

市民の幸福度を高めることを重視した計画を策定します。

(4) 各種計画等との整合

ア まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

第 2 次総合振興計画後期基本計画と同様に「総合戦略」の内容を含んだ計画とします。

イ その他個別計画との整合

その他、各分野の個別計画と整合した計画とします。

(5) 進捗管理と評価の仕組みづくり

毎年の進捗状況の評価を行い、今後の施策や事務事業を見直すことができる計画とします。

4 策定体制

(1) 市民参画体制

浜田市総合振興計画審議会

識見者や各種団体・関係機関者等で構成する「浜田市総合振興計画審議会」に諮問し、多様な観点を盛り込んだ計画案（答申）を基に策定します。

(2) 庁内体制

浜田市総合振興計画策定委員会

市長、副市長、教育長、部長級を構成員とし、計画案を作成します。

5 スケジュール（予定）

令和8年 5月	第1回総合振興計画審議会開催（12月まで全7回程度）
5月～9月	市民意見の聴取・集約、市議会の意見聴取
10月	計画答申案の中間報告、市議会への中間報告・意見聴取
11月	パブリックコメント（意見公募）
12月下旬	計画答申
令和9年 3月	議会の議決

令和8年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への取組について

令和8年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議により、浜田市議会に対して説明を求められていますことについて、以下のとおり報告します。

1 浜田市社会福祉協議会（以下、浜田市社協という。）の状況について

(1) 収支状況

法人全体

(単位：千円)

年度	収入 ①	支出 ②	収支 ③(①-②)	基金取崩 ④	繰越金 ⑤	単年度収支 ③-④-⑤
R3	636,447	623,724	12,723	19,486	34,532	▲ 41,295
R4	700,336	691,426	8,910	21,821	12,723	▲ 25,634
R5	739,284	720,803	18,481	46,011	8,910	▲ 36,440
R6	629,174	605,476	23,698	30,322	18,481	▲ 25,105
R7	654,964	637,178	17,786	31,883	23,698	▲ 37,795

介護保険事業

年度	収入 ①	支出 ②	収支 ③(①-②)
R3	202,915	233,574	▲ 30,659
R4	184,912	213,415	▲ 28,503
R5	189,373	214,508	▲ 25,135
R6	118,206	137,916	▲ 19,710
R7	113,369	142,804	▲ 29,435

介護保険事業以外（法人全体 - 介護保険事業）

年度	収入 ①	支出 ②	収支 ③(①-②)
R3	379,514	390,150	▲ 10,636
R4	480,880	478,011	2,869
R5	494,990	506,295	▲ 11,305
R6	462,165	467,560	▲ 5,395
R7	486,014	494,374	▲ 8,360

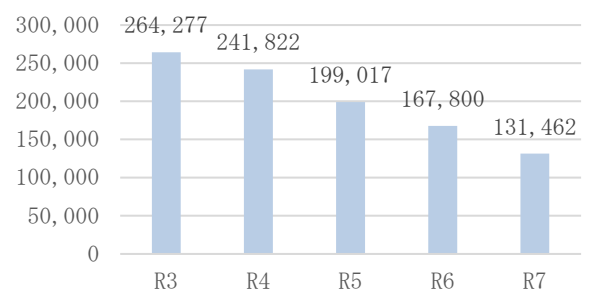
単年度収支では、介護保険事業・介護保険事業以外の事業、ともに経常的な赤字状況にあり、地域福祉基金の繰入等により決算を迎えています。地域福祉基金についても令和7年度末残高は131,462千円となり、安定的な団体運営を継続することが難しくなっています。

○地域福祉基金の推移

(単位：千円)

年度	年度当初	取崩	積立	年度末	前年度比
R3	271,830	65,970	58,417	264,277	▲ 7,553
R4	264,277	62,782	40,327	241,822	▲ 22,455
R5	241,822	96,213	53,408	199,017	▲ 42,805
R6	199,017	80,267	49,050	167,800	▲ 31,217
R7	167,800	84,161	47,823	131,462	▲ 36,338

年度末残高 (単位：千円)



(2) 人件費補助の状況

人件費補助金の実績

(単位：円)

年度	補助金額	補助対象人件費	差額
R3	92,603,000	105,040,855	▲ 12,437,855
R4	92,303,000	93,496,874	▲ 1,193,874
R5	91,748,000	101,847,140	▲ 10,099,140
R6	95,318,000	99,869,497	▲ 4,551,497
R7	101,821,000	110,528,837	▲ 8,707,837

人件費補助金の対象となる職員数

(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
正規職員	16	13	15	12	13
専任職員・嘱託職員	5	7	8	8	9
パートタイム職員	3	4	3	4	3
計	24	24	26	24	25

2 社会福祉協議会助成事業について

(1) 人件費補助の積算根拠及び事業効果の明確化

平成31年度から令和7年度までは、浜田市社協の法人運営及び地域福祉事業の実施に必要な範囲の組織・人員を正規職員に換算して16人分の補助額を設定。ただし、他の委託事業、指定管理事業、介護保険事業に係る人員は除く。

令和8年度当初予算の積算に当たり、改めて、現在の浜田市社協の業務のうち、地域福祉推進のための事業に必要な人員を洗い出し、業務にあたる職員数や役職を整理して積み上げ、市において精査が必要な正規職員数を18.59人≒19人と算定しました。

ア 業務別必要人数

業務	法人運営	人事	経理	予算・決算	表彰	各種会議	包括的相談	福祉教育	地域活動支援	ボランティアセンター	団体事務	子育て支援	高齢者支援	合計(人役)
事務局長級	0.35	0.15	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	0.00	0.05	0.05	0.20	0.00	0.00	1.00
課長級	0.71	0.28	0.31	0.19	0.06	0.10	0.41	0.06	0.46	0.32	0.12	0.06	0.71	3.79
係長級	0.47	0.20	0.47	0.06	0.03	0.06	0.37	0.14	0.64	0.47	0.65	0.23	1.57	5.35
主任主事級	0.17	0.22	0.26	0.04	0.02	0.04	0.23	0.08	0.53	0.14	3.62	0.20	0.71	6.27
主事級	0.12	0.15	0.18	0.02	0.02	0.03	0.15	0.05	0.35	0.09	0.41	0.13	0.47	2.18
合計	1.82	0.99	1.22	0.41	0.13	0.33	1.16	0.33	2.03	1.07	5.00	0.63	3.46	18.59

イ 当初予算積算額

○令和8年度

階級	1人あたりの補助金算定額	対象人数	補助金額合計
局長級	7,811,000円	1人	7,811,000円
課長・支所長級	7,650,000円	4人	30,600,000円
係長級	6,864,000円	5人	34,320,000円
主任主事級	6,015,000円	6人	36,090,000円
主事級	5,116,000円	3人	15,348,000円

19人 124,169,000円

○平成31年度（参考）

階級	1人あたりの補助金算定額	対象人数	補助金額合計
局長級	7,307,000円	1人	7,307,000円
課長・支所長級	7,080,000円	4人	28,320,000円
係長級	5,832,000円	5人	29,160,000円
主任主事級	4,948,000円	3人	14,844,000円
主事級	3,936,000円	3人	11,808,000円

16人 91,439,000円

※補助金算定額は標準単価人件費（給料＋各種手当＋法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険などの保険料のうち、浜田市社協が支払うべき事業主負担分）＋福利厚生費＋退職手当積立金）であり、実際の給与支払額とは異なります。

※浜田市社協職員の給料表は、浜田市職員の行政職給料表をもとに、職務の級（階級）ごとに、2.5%から5.0%を削減した額（10円未満切り上げ）となっています。

（参考）浜田市職員給料月額との比較

（単位：円）

年齢	浜田市社協	浜田市	比率
23歳	211,100	225,600	93.6%
40歳	272,600	342,100	79.7%
50歳	306,800	417,400	73.5%

※それぞれの令和8年4月適用の給料表による。

23歳 大学卒業・新卒者

40歳 大学卒業・新卒者が40歳で係長になった場合

50歳 大学卒業・新卒者が50歳で課長になった場合

ウ 令和8年度人件費補助金の状況

（単位：千円）

R7予算額 ①	R8予算額 ②	差額 ② - ①	R8補助 対象人件費 ③	差額 ② - ③
101,821	124,169	22,348	132,507	▲ 8,338

補助対象人件費の内訳（単位：人）

年度	R8
正規職員	14
専任職員・嘱託職員	9
パートタイム職員	2
計	25

事業効果については、浜田市社協が実施する住民等への事業・活動の説明により、浜田市社協のあり方を評価していただくことで、事業効果の明確化へつなげます。

(2) 事業別コスト構造及び人件費構成の透明化

別紙事業別収入・支出構造による。

(3) 事業の整理・統合など効率的な事業運営に向けた見直し

ア 介護保険事業の廃止

民間事業者の参入が難しい事業の整理を進めつつ、赤字の多くを占める事業について、3年を目途に廃止に向けて進める。すでに廃止に向けて取組を開始している事業もあり、可能な限り早期に行う。

訪問介護事業	事業廃止・縮小に向けて担当ケアマネジャーに利用者の引継先の有無、課題・懸念事項の調査を実施。 (サービス実利用者数 100名程度)
障がい福祉サービス	障がい者の人権に配慮しつつ、訪問介護事業(兼務)と併せた廃止・縮小。 (訪問介護事業の利用者数に含まれる)
訪問入浴介護事業	事業継承について協議中。 (サービス実利用者数 4名程度)
杉の森デイサービス (通所介護事業)	廃止の場合、1日30名程度の利用者を引継ぐ先の調整が困難。新規利用者の受入れを止め、徐々に縮小していく。 施設譲渡に事業継続10年の条件があり、市との確認・相談が必要。 (サービス実利用者数 80名程度)
さんあいデイサービス (通所介護事業)	数少ない緩和型デイサービスであること、指定管理(高齢者生活福祉センター)としての機能や地域からの要望を確認した上で整理が必要。 (サービス実利用者数 10名程度)

イ 財政健全化・経営安定化計画(仮)の策定

現在ある経営等改善計画(令和5年度～令和9年度)を含め、介護保険事業の見直しが大きな柱となる。3年程度(令和8年度～令和10年度)を目途とした計画策定を進める。

【主な計画内容(案)】

- ・ 介護保険事業の見直し
- ・ 人件費等の扱い
 - ※人件費等の扱いに対しては、令和8年5月18日開催の理事会において、慎重な対応をとるように意見あり。
- ・ 社協会費の見直し(値上げの検討)

3 地域包括支援センター運営事業について

(1) 運營業務委託料

増額分	11,176千円
[内訳]	
・3職種12名分、課長1名分の人件費	6,329千円
・事務員1名分の人件費（従来から配置）	4,374千円
・事業費、事務費	473千円

(2) 相談支援体制、地域ケア会議の運営状況及び訪問活動等の実績整理と事業評価

ア 相談支援体制（R8.4.1現在）
 専門職12名配置（本所6、金城2、旭1、弥栄1、三隅2）
 ※基準に基づいた妥当な人数

イ 地域ケア会議の運営状況
 R7：14件

ウ R7訪問活動等の実績

① 総合相談業務

内容	件数
高齢者福祉サービスに関すること	167
高齢者虐待に関すること	6
成年後見制度等に関すること	52
困難事例の相談	30
ケア会議（個別会議）	14
その他（在宅サービス、住まい施設等に関すること）	1,317
合計	1,586

電話対応：6,666
 訪問対応：2,099
 その他：625

- ② 権利擁護事業
 権利擁護に係る相談対応・利用支援実件数：58件
- ③ 介護予防ケアマネジメント
 プラン作成件数：10,112件
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
 事業所間連携を図る居宅部会での研修会実施
 困難事例の相談件数：30件
 困難事例に対する同行訪問・助言

エ 事業評価〔市によるR7評価〕

国の標準指標に基づく取組事項を概ね達成している。

個別ケースを検討する地域ケア会議については、より一層多様な視点から個別事例の検討が行えるように、検討した個別事例のその後の変化等をモニタリングするルールや仕組みの構築・実行を図ることが望ましい。

センターの組織マネジメントの実施や、研修会への参加機会の確保など、センター職員の人材育成に取り組んでいる。各種会議や日頃の業務などを通して、地域課題の把握に努め、関係機関や地域のネットワークづくりにも取り組んでいる。

(3) 地域包括支援センターの機能強化に向けた運営方針及び成果指標の明確化

ア 地域包括支援センターの機能強化に向けた運営方針

- ① 地域の特性や実情を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう社会資源と連携した地域包括ケアシステムの推進
- ② 地域住民や関係団体等の意見を反映させるとともに、地域課題を把握し、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンター運営
- ③ 介護保険事業所、医療機関、民生委員、社協等の関係機関や地域の取組と連携した、高齢者支援ネットワーク構築の推進
- ④ 高齢者の状態に応じた健康づくりや介護予防の取組支援
- ⑤ 地域の主任介護支援専門員と連携した介護支援専門員への助言・指導
- ⑥ 市と緊密に連携しながらの取組推進
- ⑦ 市との情報共有・意見交換・連絡調整を行っての業務実施
- ⑧ 法令を遵守し、公正中立な事業運営
- ⑨ 自己評価と市・運営協議会による定期点検・評価を受けての事業運営の見直し

イ 地域包括支援センターの成果指標〔国の標準指標による〕

- ① 地域包括ケアシステムの構築・推進〔4項目〕
 - ・相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか 等
- ② 組織・運営体制〔18項目〕
 - ・センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか 等
- ③ 総合相談支援事業〔13項目〕
 - ・相談事例の解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市から後方支援を得ているか 等

- ④ 権利擁護事業〔6項目〕
 - ・高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市と共有しているか 等
- ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業〔9項目〕
 - ・市の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか 等
- ⑥ 地域ケア会議〔9項目〕
 - ・地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか 等
- ⑦ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援〔6項目〕
 - ・利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用しているか 等
- ⑧ 包括的支援事業〔5項目〕
 - ・包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか 等

ウ 今後、数値管理する取組指標

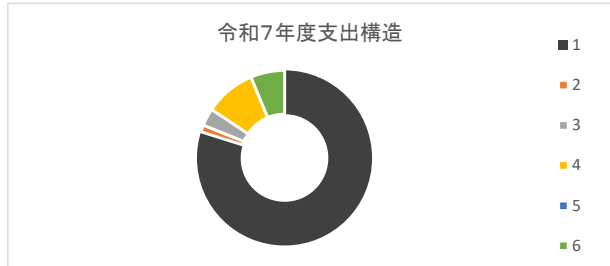
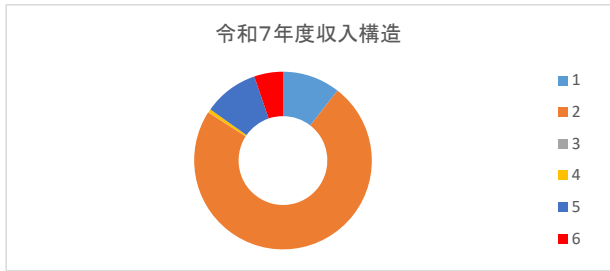
- ① 地域ケア会議で把握した地域課題の市地域ケア会議への報告件数
- ② 介護予防ケアマネジメント対象者の維持または改善割合
- ③ 医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数

事業別収入・支出構造（令和7年度決算）

①法人運営事業

* 理事会 * 評議員会 * 監査会・内部監査 * 法人運営・地域福祉・介護福祉部会 * 福祉のまちづくり推進会議 * 社協だより発行 * 総務・地域福祉人件費
 * 団体事務(社会福祉法人法人ネットワーク連絡会・民児協・共募・日赤・高連・身障協) * 内部会議(企画調整会議・経営会議・安全衛生・研修委員会)
 * 他本所・各支所運営費

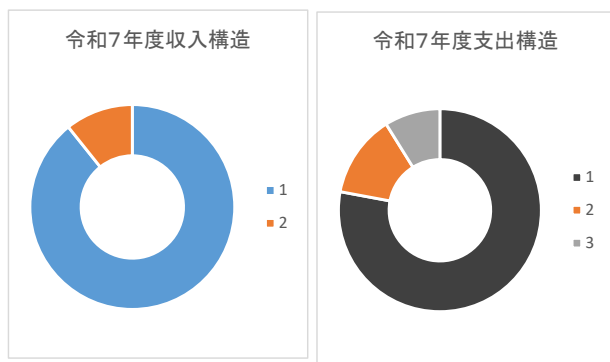
科目	金額(千円)	割合(%)
1 会費	14,575	10.5%
2 補助金(市・人件費)	101,821	73.6%
3 事業収入	10	0.0%
4 負担金	887	0.6%
5 その他	13,819	10.0%
収入計	131,112	94.7%
1 人件費	110,529	79.9%
2 役員報酬・旧浜田支所職員退職金	1,744	1.3%
3 事業費	4,449	3.2%
4 事務費	12,999	9.4%
5 負担金	46	0.0%
6 その他	8,635	6.2%
支出計	138,403	100.0%
収支差額	△ 7,291	
6 赤字(自主財源)	7,291	5.3%



②島根県社協受託事業

* 生活福祉資金貸付事業 * 日常生活自立支援事業

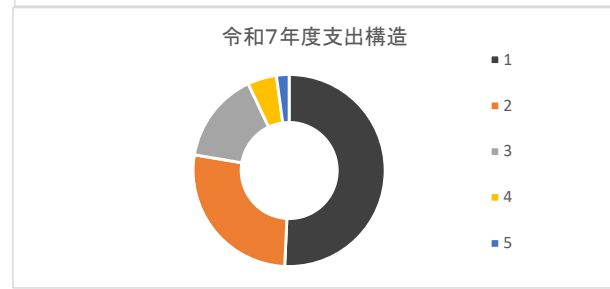
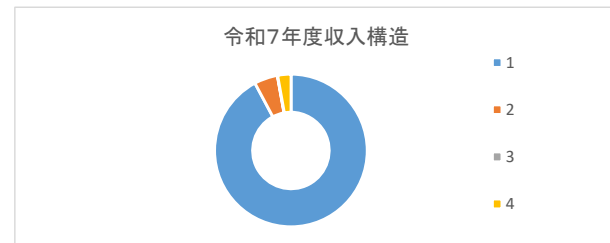
科目	金額(千円)	割合(%)
1 補助金(県社協)	14,623	89.3%
2 事業収入	1,760	10.7%
収入計	16,383	100.0%
1 人件費	12,766	77.9%
2 事業費	2,163	13.2%
3 事務費	1,453	8.9%
支出計	16,383	100.0%
収支差額	0	
赤字(自主財源)	0	0.0%



③市受託事業

* 手話・要約筆記事業 * 生活困窮者自立促進支援事業 * 浜田市総合福祉センター事業 * 高齢者生活福祉センター事業 * 家族介護者交流事業
 * 戦没者追悼事業 * 中高年ひきこもり支援事業

科目	金額(千円)	割合(%)
1 受託金(市)	92,647	92.2%
2 事業収入	5,029	5.0%
3 その他	15	0.0%
4 前期末繰越金	2,827	2.8%
収入計	100,518	100.0%
1 人件費	51,023	50.8%
2 事業費	26,987	26.8%
3 事務費	15,477	15.4%
4 その他	4,901	4.9%
5 次期繰越金	2,130	2.1%
支出計	100,518	100.0%
収支差額	0	
赤字(自主財源)	0	0.0%

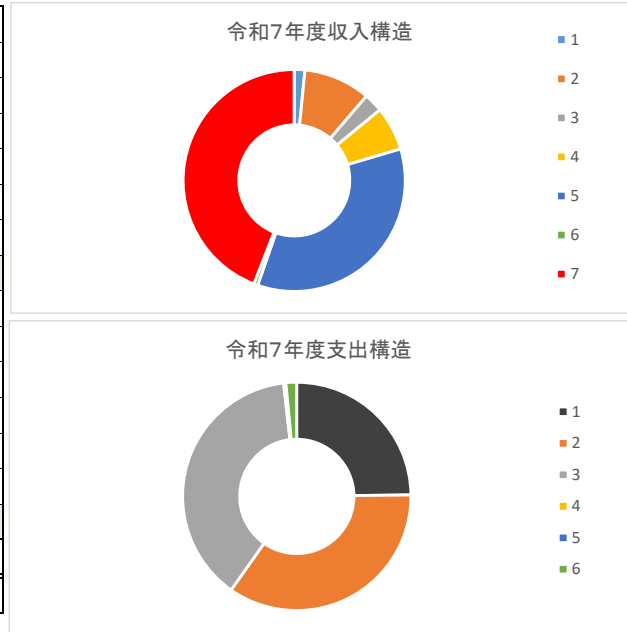


事業別収入・支出構造（令和7年度決算）

④地域福祉等推進事業

* 福祉バス事業 * 法人後見受任事業 * 地域福祉推進事業 * 各団体助成事業(地区社協・福祉団体) * 相談事業 * 住民参加型在宅福祉事業 * 子育て推進事業
 * フードバンク事業 * あいサポート推進事業 * 福祉教育推進事業 * 福祉未来デザインコンクール * 福祉用具・チャイルドシート等貸出 * サロン支援
 * サロン等作品展 * 入居債務保証支援事業 * 一人暮らし高齢者支援事業

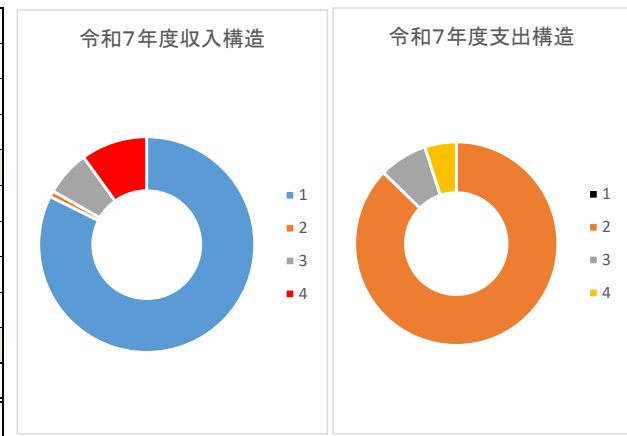
科目	金額(千円)	割合(%)
1 寄附金	192	1.5%
2 補助金(市・事業費)	1,224	9.8%
3 補助金(県社協)	343	2.7%
4 受託金(市)	800	6.4%
5 事業収入	4,378	34.9%
6 その他	73	0.6%
収入計	7,011	55.9%
1 人件費	3,108	23.9%
2 事業費	4,380	33.7%
3 事務費	4,813	37.0%
4 負担金	15	0.1%
5 受託金返還金	25	0.2%
6 積立資産支出	192	1.5%
支出計	12,534	100.0%
収支差額	△ 5,523	
7 赤字(自主財源)	5,523	44.1%



⑤ボランティアセンター事業

* ボランティアセンター運営委員会等会 * ボランティアスクール開催事業 * ボランティア育成・養成推進事業 * 障がい者交流事業(車いすバスケット体験・交流)
 * 粗大ゴミ搬出支援事業 * 独居高齢者安否確認事業 * 高齢者サロンボランティアリーダー養成研修 * ボランティア情報誌発行

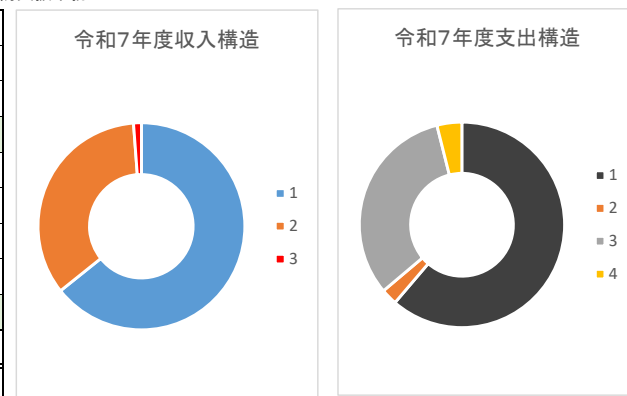
科目	金額(千円)	割合(%)
1 補助金(市・事業費)	2,067	82.4%
2 事業収入	23	0.9%
3 その他	170	6.8%
収入計	2,260	90.0%
1 人件費	0	0.0%
2 事業費	2,191	83.1%
3 事務費	192	7.3%
4 負担金	127	4.8%
支出計	2,510	100.0%
収支差額	△ 250	
4 赤字(自主財源)	250	10.0%



⑥地域包括支援センター事業

* 総合相談業務 * 権利擁護業務 * 包括的・継続的ケアマネジメント業務 * 介護予防支援業務

科目	金額(千円)	割合(%)
1 受託金(市)	86,291	64.3%
2 介護保険収入	46,273	34.5%
収入計	132,564	98.8%
1 人件費	82,313	61.3%
2 事業費	3,412	2.5%
3 事務費	43,231	32.2%
4 受託金返還金(人件費・三職種プラン料)	5,232	3.9%
支出計	134,188	100.0%
収支差額	△ 1,624	
3 赤字(自主財源)	1,624	1.2%



事業別収入・支出構造（令和7年度決算）

⑦その他の事業

* 青少年育成事業 * はまだ市民福祉大会開催事業 * 高齢者安心・安全生活推進事業 * 地域福祉推進助成事業 * 福祉教育推進事業(小中学校、幼稚園)
 * 地区社協支援事業 * 福祉委員会議・活動支援事業 * 浜田市校長会支援事業 * 高齢者サロン立上げ支援事業 * 地域・子ども食堂支援事業
 * 見守りネットワーク推進事業 * 歳末たすけあい事業
 * 民生融金貸付事業(上限:50千円 保証人:有) * 緊急現金貸付事業(上限:10千円 保証人:無)
 * 祭壇貸出事業 * 制度外サービス事業(お持ち帰り弁当)

科目	金額(千円)	割合(%)
収入計	11,996	100.0%
支出計	11,972	100.0%
収支差額	24	

⑧介護保険事業(参考)

科目	金額(千円)	割合(%)
1 寄付金	235	0.2%
2 補助金(市・事業費)	827	0.6%
3 事業収入	102,860	74.3%
4 その他	9,447	6.8%
収入計	113,369	81.9%
1 人件費	109,146	78.9%
2 事業費	28,947	20.9%
3 事務費	3,718	2.7%
4 その他	994	0.7%
支出計	142,804	100.0%
収支差額	△ 29,435	
5 赤字(自主財源)	29,435	20.6%

令和7年度収入構造



令和7年度支出構造



「道の駅」ゆうひパーク浜田の

活用方針について

浜田市

浜田市の活用方針

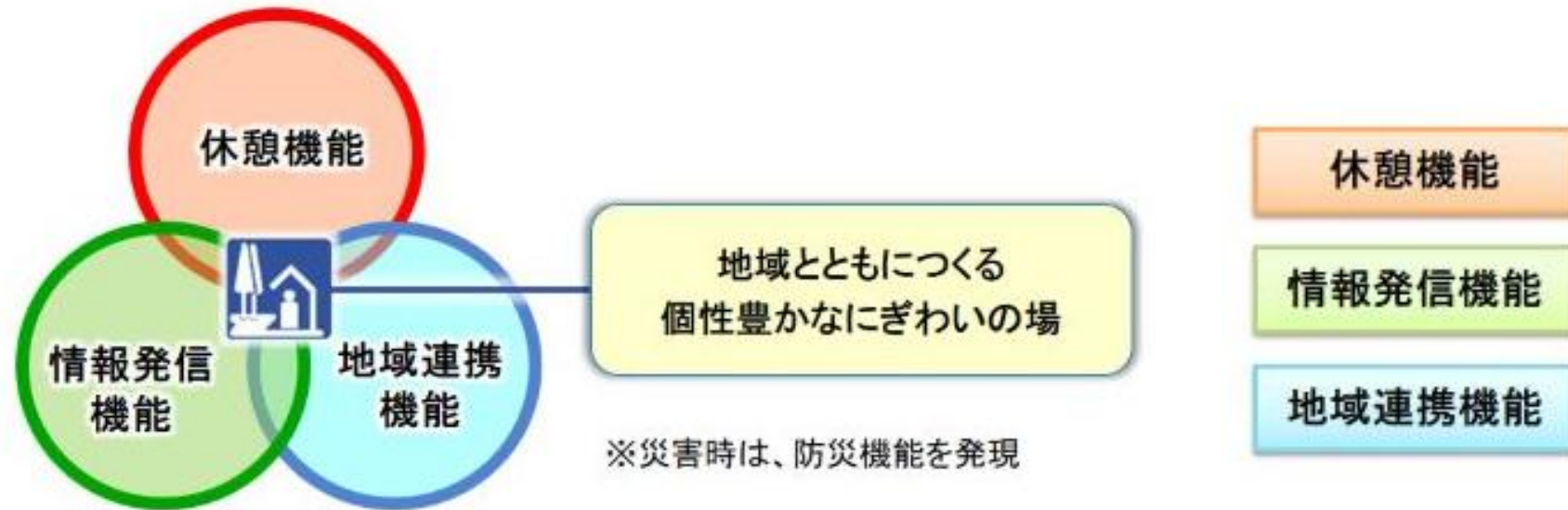
ゆうひパーク浜田は、民設民営方式により法人が施設を所有していたため、固定資産税や国への土地占用料等の費用が発生し、これらが収支悪化の要因となっていました。

そこで市は、「ゆうひパーク浜田」が今後も道の駅としての役割を十分に果たせるよう、公設民営化の方針を定め、令和5年4月に施設を買取りました。

その後、公募型プロポーザルによる競争原理を導入し、隣接する都市公園「ゆうひ公園」との一体的な活用も含め、民間事業者の自由な発想を活かしながら、地場産品の振興や地域雇用の創出などの地域貢献につなげ、賑わいを創出する「道の駅」を目指してプロポーザルを実施しました。

その結果、令和7年2月、浜田まちおこし共同企業体の提案が採用されました。

「道の駅」ゆうひパーク浜田の機能



ゆうひパーク浜田は「道の駅」として求められる3つの機能

「**休憩機能**」、「**情報発信機能**」、「**地域連携機能**」を有する本市にとっては公共性の高い重要な施設です。

また石見地域の観光ゲートウェイとしての活用や道路利用者・周辺住民の防災拠点としての活用も期待されます。

浜田まちおこし共同企業体の基本方針

ゆうひパーク浜田ならではの、『特色・魅力・強み』を活かし、

地元住民・地元事業者にとっては、

『市民生活に必要な施設』 『地域活性化拠点』として、

そして市外からの観光客にとっては、

『夕日が美しい施設』 『浜田市に行ったら必ず立ち寄る施設』

として再出発します。

日々、利用者のニーズの把握に努め、改善点については逐次対応。施設運営をアップデートしていくことで、より多くの市内外の方々に利用していただける施設を目指します。

目指す施設の姿

ゆうひパーク浜田＝「景観」×「文化」×「食」×「体験」の融合型施設

休憩機能

- ・24時間無料で利用できる駐車場やトイレ
- ・屋内休憩スペースや隣接した公園
- ・レストランでの食事



情報発信機能

- ・道路情報、地域の主要施設
- ・石見神楽のイベントや歴史
- ・観光スポット、特産品



地域連携機能

- ・地元農家との連携による産直市
- ・マルシェや物販等イベントの開催
- ・地元事業者と連携
(特産品、土産物の取扱い、雇用)



現施設従業員の継続雇用

現在、ゆうひパーク浜田で勤務されている方々は、パートを含め約40名と伺っております。ご本人の希望を最大限尊重しつつ、パート、アルバイトを含め、継続勤務を望まれる方については、浜田まちおこし共同企業体に再雇用を進めていただきます。

(R8.5.27 産業建設委員会での委員からの指摘に対する内容を追記)



1階・2階テナント状況一覧

フロア	場所	入居予定者等	備考
1階	入り口側	コンビニ(ローソン)	入居ほぼ確定
1階	フードコート	ローカルフードラボ	見込有
1階	フードコート	ベーカリー、カフェ、うどん等	交渉中
1階	直売所	直営(納品事業者:市内農業法人2社)	納品事業者2社ほぼ確定
2階	東側、西側	地元事業者 ナショナルチェーン	複数交渉中 一部は今後本格交渉

1階レイアウト図

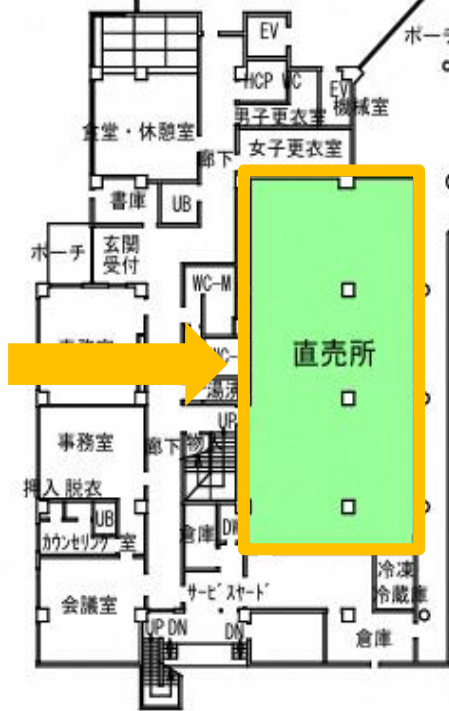
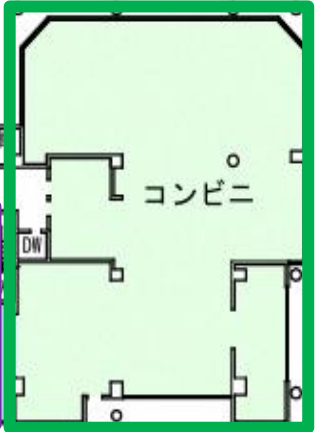
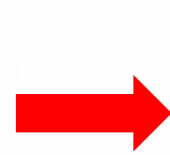


浜田市および周辺の主要施設やスポットの案内。石見神楽の歴史や見どころなどの発信を行います。
キッズスペースを設け、子育て世代に優しい道の駅とします。



浜田から発信する、海の幸、山の幸、浜田の海産物だけでなく、浜田の農産物も取扱います。
農産物は『規格外品』などを積極的に仕入れ、安価な価格設定にすることで地産地消を推進します。
売り場は定期的に手を加え、いつきても新鮮なイメージを創出します。

インフォメーション移動（改修）部分



1階フードコートの一部には、邑南町のローカルフードラボ(株)に地元食材を使った料理提供をコンセプトに出店を検討いただいております。

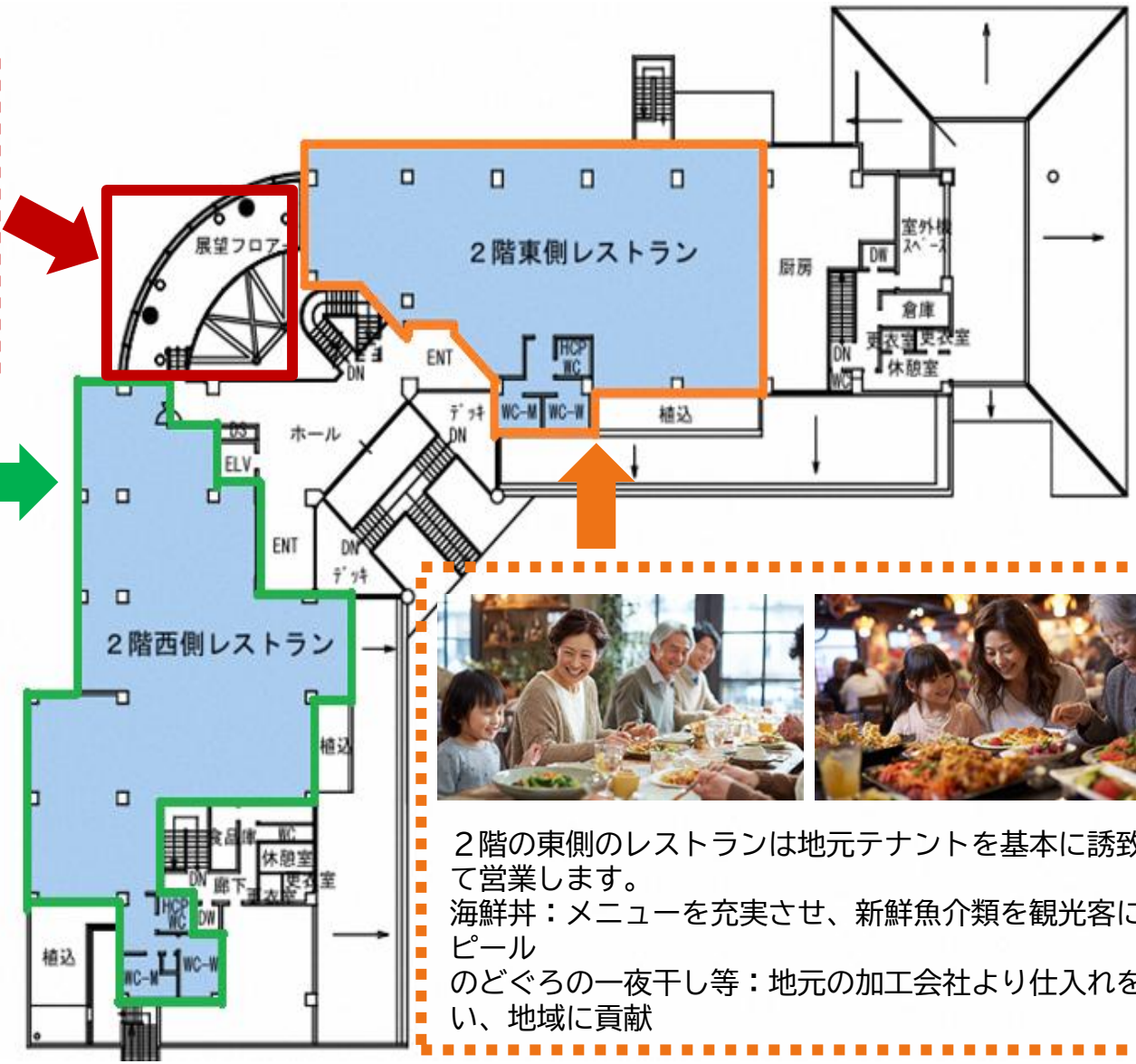
地元住民（若い世代）のニーズを考慮し、集客力の高い飲食テナントを誘致してまいります。



2階レイアウト図



テイクアウトコーナー、および休憩コーナーとし、夕日を鑑賞しながら過ごせる環境を構築します。



2階の西側のレストランは、市民の多くの方が行きたいと思う場所の提供として、地元企業にこだわらず幅広くチェーン展開している飲食店の誘致を目指します。



2階の東側のレストランは地元テナントを基本に誘致して営業します。
 海鮮丼：メニューを充実させ、新鮮魚介類を観光客にアピール
 のどぐろの一夜干し等：地元の加工会社より仕入れを行い、地域に貢献

収支計画

【事業収支計画】

※ 個々のテナントの売上は含まれていません。

単位:千円

区 分	<1年目> 令和9年度	<2年目> 令和10年度	<5年目> 令和13年度	<10年目> 令和18年度	<15年目> 令和23年度
売上高 (賃料含)	50,954	101,907	101,907	105,859	109,811
売上総利益	23,276	46,552	46,552	47,736	48,920
販売管理費 (修繕含)	19,045	38,089	38,089	38,545	39,000
営業利益	4,232	8,463	8,463	9,192	9,920

- コンビニ、フードコート、レストランの賃料は、浜田市の相場を勘案した固定家賃として考えております。ただし、入居者によっては、歩合家賃を希望される場合も想定していますので、柔軟な対応を心掛けてまいります。
- 修繕費用は、修繕が必要となるか不明な点が多いため、3,000,000円/年にて設定しています。
- 事業期間内の外壁塗装や照明の切り替え、空調機器は都度、修繕での対応を徹底し、快適な施設環境を維持します。

集客目標 (KPI)



【集客目標】

期間	レジ通過者の合計
1年目 (令和9年度)	245,000人 /年
2年目~5年目 (令和10年度~令和13年度)	490,000人 /年
6年目~10年目 (令和14年度~令和18年度)	514,500人 /年
11年目~15年目 (令和19年度~令和23年度)	539,000人 /年

- 募集要項に示されている前面道路交通量より、立寄り率10%、乗車人数1.3人とし、各店舗のレジ通過率を乗じた人数合計値です。
- 5年毎に5%集客を増やす目標としています。
- マルシェや季節毎の各種イベントを開催するなど、まずは市民に来ていただけるような集客を図ることで、各テナントの来客増にも貢献します。

集客目標を達成するための具体的な仕掛け

項目	回数等	概要	特記事項
①イベント実施回数 及び人数	年間12回以上(月1回ペース) 200人~1,000人/回 ※ イベントの内容や規模により変動	「石見神楽」、「マルシェ」、 「朝市」、「夕日イベント」等	市民に開かれた施設として、地域住民が主体となったイベントの開催も精力的に行う。 (NPO、島根県立大学、地域の神楽団体等)
②地域特産品PRイベント	年間4回	県外の食・観光イベントへの参加	『フードフェスティバル』、『しまねふるさとフェア』等、集客力の高いイベントに出店し、浜田市の食材や観光スポットのPR活動を行う。
③特産品開発数	年間2品以上	地元企業とのコラボ商品	「ココにしかない」「ココでしか買えない」商材の開発と訴求を行い、施設の集客に貢献していく。
④直売所仕入割合	売り場全体の4割を浜田市商品 売り場全体の8割を島根県商品	地元野菜は店頭でも販売 浜田市の農家と連携	ローソンとのすみ分けを行い「浜田市の特産品を買うならココ」といった『浜田市の百貨店』的な役割を果たす。

浜田市への納付金と今後の施設修繕

①納付金

- ・納付金については、観光振興に資する事業に活用することを検討します。

期間	浜田市へ納付する金額
1年目 (令和9年度)	100,000円/年
2年目以降 (令和10年度～令和23年度)	1,000,000円/年

②今後の施設修繕

- ・初期投資として、リニューアル工事では老朽化したエレベーターなど設備等を含め、約17,776,000円（エレベーター部品交換、インフォメーション移設等）を修繕。
- ・年間の維持管理費として、3,000,000円の修繕費を計画。
- ・空調設備については前回の整備から約20年が経過。今後、全面改修を行う場合、約1億円以上の修繕費が必要と見込まれているが、今回の収支計画には盛り込んでおらず、その際は、浜田まちおこし共同企業体の負担で対応。

市有財産無償貸付での契約解除規程

市有財産無償貸付契約書に下記要件での契約解除規程を明記する。

①オープン前にテナントの確保が出来ない場合

- ・令和8年10月31日までに1階テナント全ての入居及び2階テナント1か所の入居見込みが無い場合

②オープン後、実態が整備運営計画と大きく乖離している場合（以下を想定）

（R8.5.27 産業建設委員会での委員からの指摘に対する内容を追記）

- ・テナントの多数が撤退し、長期間に渡り多くのテナントが空いている場合
- ・集客が想定していた集客目標と比べ著しく低い場合
- ・納付金が未納の場合

※ 施設の管理運営が困難になった場合、6カ月前までに市へ文書で通知を行うことを、別途、市・運営事業者・中国建設弘済会の3者で締結する覚書に明記する。 （R8.5.27 産業建設委員会での委員からの指摘に対する内容を追記）

整備スケジュール

※ ★は準備期間

取り組み項目	立上げ期間(令和8~9年)					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
既存事業者の営業期間	6					
情報発信コーナーの移設	10	31			★	
直売所備品入替工事			20	31	★ ★	
コンビニ内装工事(テナント)		16		31	★ ★	
1階フードコート内装工事(テナント)			20	10	★	
2階西側レストラン内装工事(テナント)			20	10	★	
2階東側レストラン内装工事(テナント)			20	10	★	
道の駅ゆうひパーク浜田開業						20

(注) スケジュールは予定であり、最終的な再開業日は浜田市と浜田まちおこし共同企業体との協議の上、決定します。

道の駅「ゆうひパーク浜田」

整備運営事業 事業計画書(案)

浜田まちおこし共同企業体

目次

- ▶ 分析 (P3~P4)
- ▶ 基本方針 (P5)
- ▶ 施設の役割 (P6~P7)
- ▶ 施設概要 (P8~P12)
- ▶ 施設回遊性について (P13~P14)
- ▶ コンビニ誘致に関する説明 (P15~P19)
- ▶ 地域貢献について (P20~P27)
- ▶ 夕日を活かした集客 (P28~P30)
- ▶ 実施イベント (P31)
- ▶ 防災機能としての役割 (P32)
- ▶ 収支計画(P33)
- ▶ 集客目標(KPI) (P34)
- ▶ 集客目標を達成するための具体的な仕掛け (P35)
- ▶ 浜田市への還元について (P36)
- ▶ 組織図 (P37)
- ▶ 整備スケジュール (P38)



■ ゆうひパーク浜田 分析①

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	<p>【強み】 ～事業の“資産”～</p> <ul style="list-style-type: none">▶夕日を活かした景観(P28～P30)▶国道9号沿いの好立地(P16)▶ゆうひ公園との一体的活用(P25、P31)▶市街地から近い	<p>【弱み】 ～事業の“課題”～</p> <ul style="list-style-type: none">▶施設の老朽化(P36)▶集客・売上の長期低迷(P33～P34)▶日中～夕方以降の集客 (P21～P25、P28～P31)
外部環境	<p>【機会】 ～事業の“追い風”～</p> <ul style="list-style-type: none">▶観光需要の回復傾向(P23)▶魅力的な広域観光・地域資源(P31) (石見神楽・石州和紙・海の幸等)▶車社会との親和性▶防災機能としての役割(P32)	<p>【脅威】 ～事業の“逆風”～</p> <ul style="list-style-type: none">▶競合施設や他産地観光資源との競争▶採用難(P20)▶運営に係る各種費用の高騰

■ ゆうひパーク浜田 分析②

機会(Opportunity)

脅威(Threat)

強み(Strength)
弱み(Weakness)

SO戦略:積極的攻勢戦略

「唯一無二の“夕日”ゲートウェイの創造」

夕日のロケーションとゆうひ公園との連携を強化し、イベントとコンテンツの打ち出しを行い、単なる休憩所ではない滞在価値を創出する。

ST戦略:差別化と地域連携戦略

「地域連携による強固な事業基盤の構築」

地場産品の振興や伝統文化と融合した、ゆうひパーク浜田ならではの魅力を発信する。また、地域雇用の創出に貢献し、地域にとって、不可欠な存在となる。

WO戦略:改善・強化戦略

「地域住民のインフラ、日常使いの強化」

観光客以外に、9号線を利用する長距離ドライバーやビジネスマンの立寄り強化。また、地域住民が日常的に利用する目的を創出する。

WT戦略:リスク管理戦略

「徹底した収益管理の実行」

運営に必要なスタッフの確保、その他光熱費変動リスクや物価変動リスクに対応できる安定的な基盤を構築し、収支計画に基づいた長期的な事業を推進する。

■基本方針

ゆうひパーク浜田ならではの、『特色・魅力・強み』を活かし、地元住民・地元事業者にとっては

『市民生活に必要な施設』『地域活性化拠点』として、そして市外からの観光客にとっては

『夕日が美しい施設』『浜田市に行ったら必ず立ち寄る施設』として再出発する。

日々、利用者のニーズの把握に努め、改善点については逐次対応。施設運営をアップデートしていくことで、より多くの市内外の方々に利用していただける施設を目指す。

目指す施設の姿

ゆうひパーク浜田 = 景観 × 文化 × 食 × 体験の融合型施設

■施設の役割①



浜田の魅力を伝える 地域発信拠点

浜田市の特産品、食を全国に発信できる施設を目指します。

コンセプトを具体化する戦略

夕日が映えるロケーションを活かした市内外から多くの人を訪れる施設運営、浜田市内の施設や飲食店、生産者との連携による、商品・コンテンツの充実、マーケットの創出



- 石見地域の観光ゲートウェイとして国道9号線を利用する観光客を浜田市内に誘導する地域の魅力発信拠点とします。

■施設の役割②



浜田の魅力を伝える 地域発信拠点

浜田市の特産品、食を全国に発信できる施設を目指します。

コンセプトを具体化する戦略

夕日が映えるロケーションを活かした市内外から多くの人を訪れる施設運営、浜田市内の施設や飲食店、生産者との連携による、商品・コンテンツの充実、マーケットの創出

≡ 直売所

- 直売所は直営とし、代表企業が指定管理で運営している山陰浜田港公設市場で構築した仕入ルートを活かし、さらに石見地区の事業者を開拓して浜田市に貢献する施設を整備します。
- 特産品だけでなく地元の農家と連携し、お米や野菜等の販売を強化してまいります。
- 有機野菜を積極的に展開することで、道の駅の魅力の一つとしてまいります。
- 浜田市を中心としたお土産品を多数取り揃え、観光客の立ち寄りスポットとしての機能を充実させます。



≡ 飲食

- 1階のフードコート、2階の東西2か所のレストランはテナントを誘致して営業します。
- 1階フードコート内、2階東側レストランでは浜田市内の事業者とも連携し、海の幸などを使った和食店、2階西側レストランでは、大手チェーン店等の誘致を検討してまいります。
- ネームバリューの高い、有力なテナントを誘致し、飲食を目的とした集客力を強化いたします。
▶現在、数社の飲食店事業者やナショナルチェーンと商談を進めております。



■施設概要(1階～その②～)

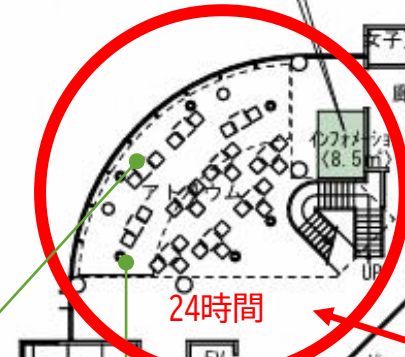


浜田市および周辺の主要施設やスポットの案内。また、浜田市の文化や名品、石見神楽の歴史や見どころなど、すべての情報を集約し、発信を行います。



夕日を見ながらくつろぐことができる空間を構築します。
それ以外の時間帯も、人々が集う場所として機能いたします。

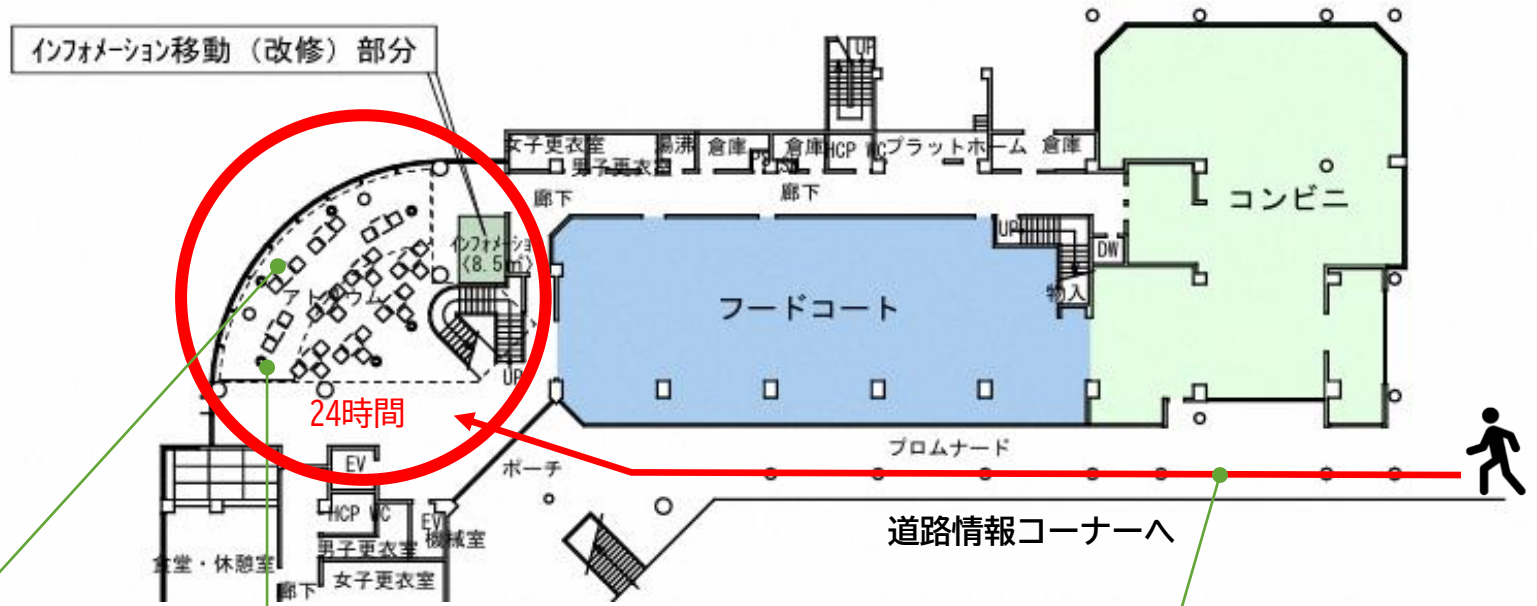
インフォメーション移動(改修)部分



キッズスペースを設け、子育て世代に優しい道の駅とします。



道の駅の重要な機能である情報発信機能を活かすため、案内所までの導線をしっかり明示しながら情報提供するように努めます。



■施設概要(1階～その③～)



- ・浜田から発信する、海の幸、山の幸、浜田の海産物だけでなく、浜田の農産物も取扱います。
- ・農産物は『規格外品』などを積極的に仕入れ、安価な価格設定にすることで地産地消を推進します。
- ・生産者や事業者の顔がわかりやすい、POPやポスターを掲出します。
- ・売り場は定期的手を加え、いつきても新鮮なイメージを創出します。
- ・売り場の動線はゆったりした幅を確保し、高齢者やお体が不自由な方でも、買い物しやすい環境を構築します。



見やすい什器配置



新鮮な浜田の食材



インパクトのある売り場



工夫を凝らした商品展開

■施設概要(2階～その①～)

施設内の案内には外国語表記も併設します。
子どもや高齢者、障がい者が安心して利用できるよう
床の段差解消や、エレベーターの案内板を増設します。



- 2階の東側のレストランは地元テナントを基本に誘致して営業します。
- ファミリー層（子育て中の家庭）の集客
 - 子育て世代だけでなく、孫を持つ高齢者を取り込める施設
 - 子どもの心をつかむ、加えて、大人も安心できるメニュー開発



テイクアウトコーナー、
および休憩コーナーとし、
夕日を鑑賞しながら
過ごせる環境を構築
します。



- **海鮮丼**：メニューを充実させ、新鮮魚介類を観光客にアピール
- **のどぐろの一夜干し等**：地元の加工会社より仕入れを行い、地域に貢献
- **うどん**：魚介や玉ねぎ、人参などを混ぜて揚げた特大かき揚げを使用



■施設概要(2階～その②～)

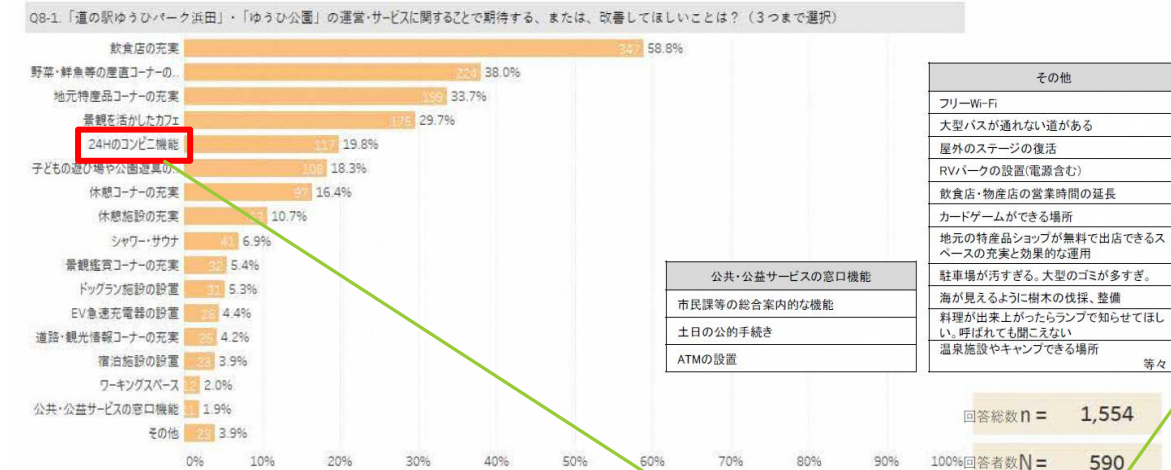


2階の西側のレストランは、市民の多くの方が行きたいと思う場所の提供として、地元企業にこだわらず幅広くチェーン展開している飲食店の誘致を目指します。

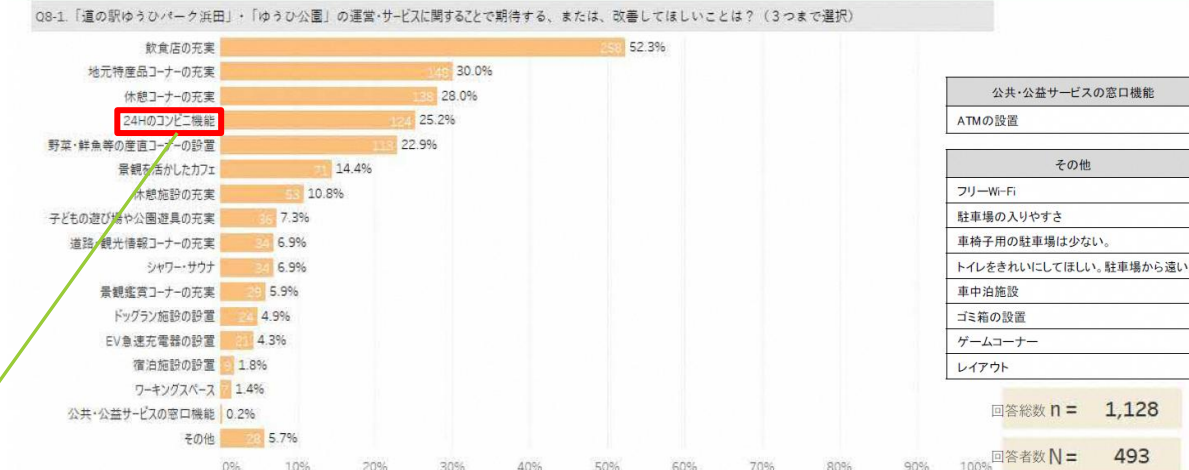


コンビニ誘致に関する説明

「道の駅」ゆうひパーク浜田に関するアンケート調査結果【浜田市内】（5/5）



「道の駅」ゆうひパーク浜田に関するアンケート調査結果【浜田市外】（5/5）



市民及び道の駅利用者へのアンケート調査の結果で、「道の駅」ゆうひパーク浜田に期待する、または改善してほしいこととして【24Hのコンビニ機能】が上位となっており、コンビニは必要と判断しました。

24H営業のコンビニが入り口側にあることで、公園利用者や夜間を含めた道路利用者の方への利便性向上が見込まれますので、コンビニは入り口側に必要であると考えます。

※出店に際し、現在の場所がコンビニ側の出店要件となっていること、また①利便性の向上、②夜間の防犯強化、③明るい施設のイメージ等のメリットも踏まえ、ベストな判断だと考えております。

成功の鍵は相反する2つの顧客ニーズを同時に満たすこと

1.道の駅『ゆうひパーク浜田』の収益を最大化するには、性質の全く異なる2つの顧客層それぞれの要求に同時に応える戦略的設計が不可欠です。

目的型レジャー顧客



- ▶ 利用者:観光客、家族連れ、地元の買い物客
- ▶ 来店動機:デスティネーション(目的地)としての体験
- ▶ 求めるニーズ:
 - ・浜田の「地域性」「非日常性」
 - ・産直売り場での買い物、レストランでの食事
 - ・美しい景観
- ▶ 行動特性:滞在時間が長く、施設内を回遊する

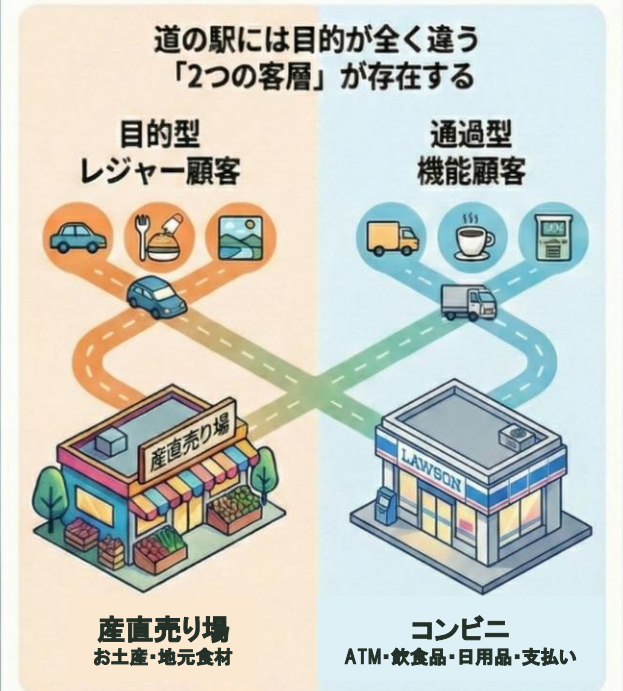
通過型機能顧客



- ▶ 利用者:長距離ドライバー、営業、配送担当者
(国道9号線の主要な日常的利用者)
- ▶ 来店動機:ピットストップ(通過点)としての利用
- ▶ 求めるニーズ:
 - ・速度(短時間での用事)
 - ・予測可能性(いつもの商品がある安心感)
 - ・インフラ機能(ATM、飲料、日用品)
- ▶ 行動特性:滞在時間が極めて短く、目的達成後すぐに本線へ戻る

2つの顧客層のニーズは「時間をかけて楽しみたい」と「時間をかけずに利用したい」という相反するものだが、この両者を取り込むことが事業の成功への必須条件。
(デュアル・アンカー戦略)

1. 2つの「集客の核」で全ての客を掴む (デュアル・アンカー戦略)

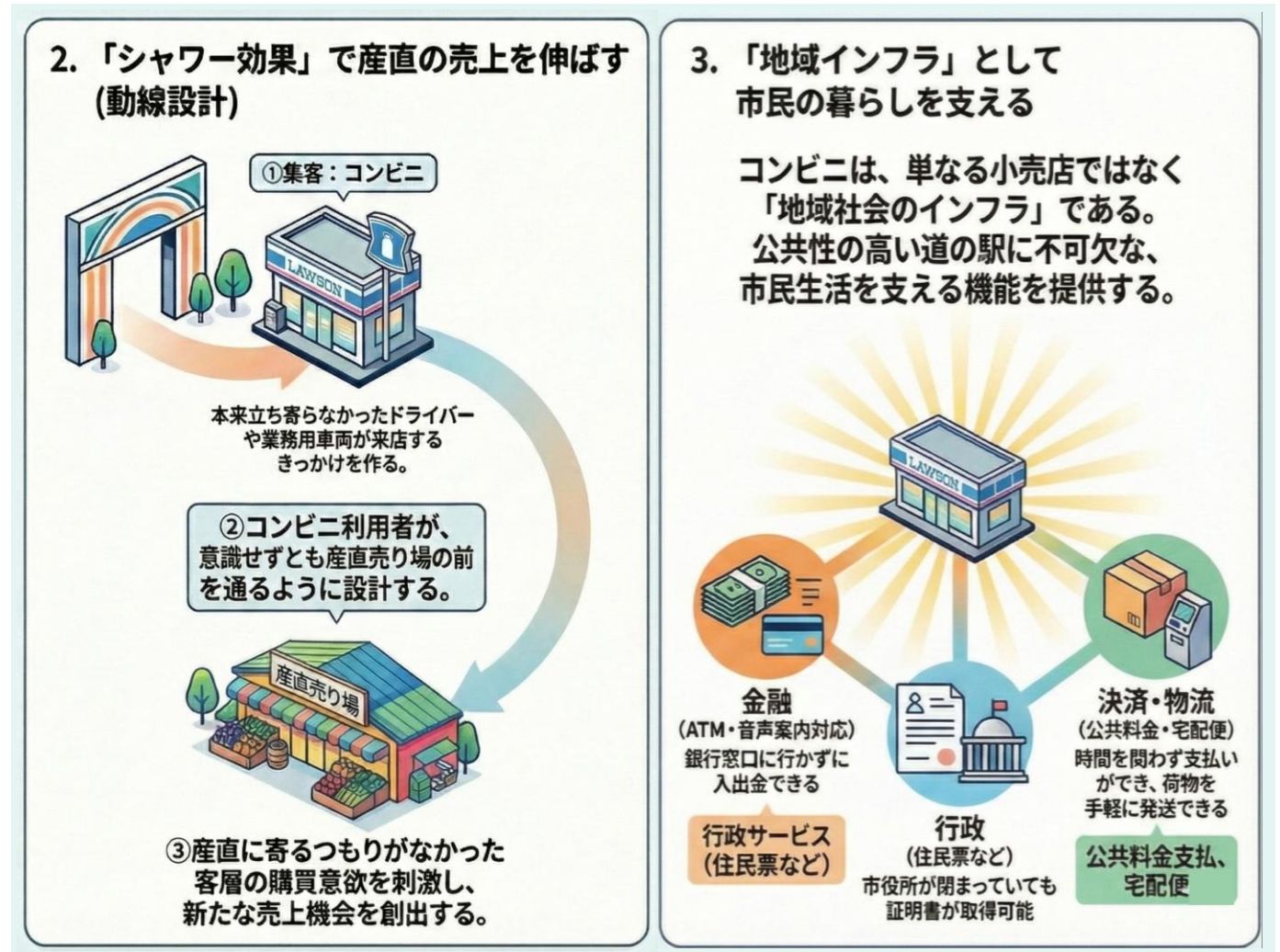


コンビニと産直売り場、2つの集客装置で異なるニーズを持つ顧客をそれぞれ引き寄せる。

「コンビニ手前」配置が生み出す「シャワー効果」が施設全体の収益を最大化

2. コンビニを「機能的アンカー」として入口に配置することで、これまで取り込めなかった顧客層(通過型機能顧客)を産直売り場へと誘導し、「ついで買い」を誘発。シャワー効果により施設全体の売上向上を実現します。

3. ATM、行政機能、郵便機能、決済機能等「生活必需」のインフラを施設の最もアクセス性の高い場所＝「手前(入口)」に配置することが、公共施設としての設計思想の鉄則です。コンビニを手前に置くことは、単なる商業的目的ではなく、浜田市民の生活の利便性を向上させる行政的な責務を果たす目的も含まれます。



さらに

「道の駅」の入口にコンビニを置く3つのメリット



① 利便性の向上

夜間ドライバーや国道9号線利用者が、24時間いつでも安心して立ち寄れます。



② 夜間の防犯強化

入口が常に明るいため、施設利用者の安心と安全を確保できます。



③ 明るい施設のイメージ

24時間営業のコンビニが、夜間でも施設全体を明るく活気ある印象にします。

戦略的レイアウトが導く、収益と市民サービス双方の最大化

「コンビニ手前」配置は、産直売り場の売上を最大化し、かつ浜田市民の生活利便性をも向上させる、地域経済と市民生活の両方に貢献する最良の計画。

評価項目	コンビニ手前/産直奥	産直手前/コンビニ奥
通過型顧客の獲得	◎獲得可能(入口が機能的)	×機会損失(「自分のための施設ではない」と判断)
目的型顧客の獲得	◎獲得可能(産直が目的地のため奥でも来訪)	◎獲得可能(産直が目的地)
産直の「ついで買い」	◎最大化(コンビニ客をシャワー効果で誘導)	△限定的(通過型顧客を失うため)
市民のインフラ利用	◎利便性良(アクセス容易)	×利便性難(手短に済ませたい…)
総合評価	全ての顧客層を獲得し、売上を最大化	一部の顧客を失い、市民サービスも低下

「産直売り場」は、道の駅にとっても最大の魅力ですが、施設全体の集客を考えた場合、産直売り場を「単独の主演」にするのではなく、集客装置＝コンビニと戦略的に連携させ、施設全体で「稼ぐ」仕組みを構築する戦略が最適と判断しました。

■地域貢献について



■地域活性化への取組(雇用)



地元居住者の雇用創出

- 業務に従事する職員は、テナントを含め、原則浜田市在住者を優先して採用し、市の雇用創出に貢献します。
- 地元雇用は、緊急事態発生時などの対応においても大きな影響を及ぼします。当グループは地域に根ざした管理をモットーとし、常に迅速な対応を心がけてきたことで、地元雇用の重要性を深く理解しております。
- 地元を優先した雇用を通じて安定した業務体制の構築に努めてまいります。



大学生アルバイトの雇用促進

- 島根県立大学に在学している学生のアルバイト先として、大学とも協力していきます。
- 若者の就業場所として、ソフト面でも活気のある施設運営を行ってまいります。

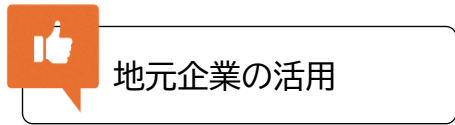


現施設従業員の継続雇用

- 現在、ゆうひパーク浜田で勤務されている方々については、本人の希望を最大限尊重しつつ、継続勤務を望まれる方については、再雇用を進めてまいります。

■地域貢献について

■地域活性化への取組(地元事業者との連携)



- ・直売所で取り扱う商材は、地元特産品やお土産を中心に取り揃え、この場所だけで浜田市ならではの商材を一堂に堪能できる売り場づくりを行います。
- ・マルシェや朝市などを開催し、直売所取引業者や飲食店以外の事業者や個人事業主の方にも、活用の機会を創出します。
- ・修繕業務の実施に際しては再委託を原則とし、市内業者（浜田市内に本店・支店・営業所を有する業者）を最大限に活用するよう努めます。



地元事業者との連携を強化！

※本事業にともない、建設業、製造業、食品業者等、市内20社以上の事業者より関心表明書をいただいております

■地域貢献について

■地域活性化への取組(地元農家との連携)

現在、浜田市内で有機野菜の栽培を行っている2つの農業法人より、お米や野菜の仕入れにご協力をいただけることとなっております。

また、有機野菜以外の野菜も仕入れ、通年で新鮮で魅力的な浜田市産の野菜を販売してまいります。

営業開始後も地元農家への働きかけは継続し、更に多くの農家から仕入れを行っていく予定です。

【メリハリのある売り場づくり】

有機野菜コーナーと通常野菜コーナーをそれぞれで構成し、有機野菜を求めるお客様と、有機野菜にこだわりはないが、地元野菜を求めるお客様の両方に対し、提案ができる売り場づくりを行います。

■浜田市の状況



有機野菜の年間産出額は上昇傾向



※浜田市ホームページより抜粋



■地域貢献について

■地域活性化への取組(観光・体験)

【浜田市の認知拡大・満足度の向上】

- ①ゆうひパーク浜田から、地域の特産品や観光スポットを発信することで浜田市全体の認知拡大を行うとともに、地元の食材や特産品を紹介することで、浜田市のストーリーやバックボーンを知っていただく。結果として、「浜田市に行ってみたい」というニーズを醸成し、浜田市全体の経済の活性化に寄与する。
- ②浜田市の魅力的なスポットや観光ルートに『ゆうひパーク浜田』を必須ルートとすることで、市内滞在時間や回遊性を向上させ、浜田市全体の満足度の向上に貢献する。
- ③地元住民や事業者が主体となった、イベントやワークショップを開催。体験型や参加型の取組を強化することで、地域の”体験・情報・商品・人”を集約し、浜田市の周遊につなげる拠点=『ブランドステーション』としての機能を担う。また、その中で地元の人々の交流機会を創出し、地元の人々や事業者の参画意欲向上やイノベーションのきっかけ作りを行う。
→浜田市・地域住民にとって、本施設が“地域資産”として感じられるよう価値を高める。



■地域貢献について

■地域活性化への取組(文化・創作活動への貢献 ※インフォメーションの活用)

【石見神楽発祥の地としてのPR活動】

『石見神楽発祥の地』である浜田市を全面的に訴求します。
インフォメーション横に石見神楽のコーナーを設け、石見神楽の歴史や魅力を紹介します。
その他に、周辺で行われる神楽イベントの情報などをポスターやチラシで訴求します。



【創作や制作品の発表】

夕暮れの写真、石見神楽の写真、また絵画など、個人で創作活動をしている方々にインフォメーションの一面を貸出し、発表の場とすることで、地元の事業者だけでなく、地元で創作活動をしている方々にも、貢献してまいります。



■地域貢献について

■地域活性化への取組(子育て・教育)

子どもたちは、生き生きとした地域づくり及び、未来の浜田市にとって貴重な存在です。ゆうひパーク浜田は、子どもたちやその親にとって、コミュニティー形成や体験の場として地域に根差してまいります。

【地域の子育て拠点としての取組】

ゆうひ公園との一体的な活用により、子育て中の大人（特に若い母親層）に対し『生活の中のサードプレイス』として認知を図り、日常的に利用していただく拠点構築を行ってまいります。

<想定される相互利用の例>

- ・ゆうひ公園で遊んだ後は、ゆうひパーク浜田のレストランで食事
- ・コンビニでおにぎり等を買って、ゆうひ公園でピクニック



【教育機関との連携】

①地元大学との連携を推進し、若い世代にも、ゆうひパーク浜田を通して地域の活性化に取りんでいただけるスキーム作りを目指します。

<例>

島根県立大学では演習科目で「地域共生演習」があり、フィールドワークを取り入れ、地域課題について専門的に研究する取り組みが行われております。

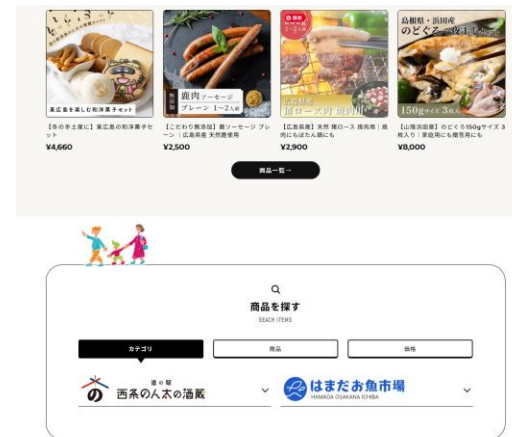
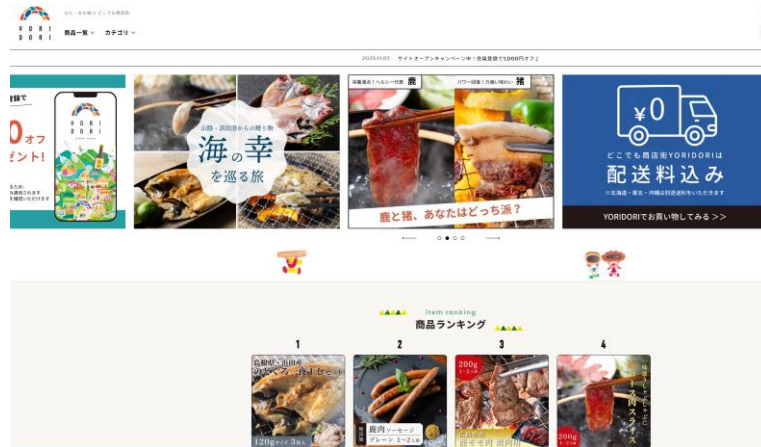


※島根県立大学ホームページより抜粋

■地域貢献について

■地域活性化への取組(地域経済への貢献①)

弊社は自社でECサイトを運営しており、運営管理を行っている観光拠点の特産品を販売しております。運営開始後は、直売所で地元商品を展開するだけでなく、ECサイトに浜田市の特産品を掲載し、地元の事業者の売上に貢献するとともに、認知拡大に寄与します。



※施設運営会社が運営する自社ECサイト『どこでも商店街 YORIDORI』

■地域貢献について

■地域活性化への取組(地域経済への貢献②)

施設運営会社の関連イベントや事業にて浜田市のPRを行い、地元事業者に貢献するとともに、観光客増加に寄与することで地域の活性化に貢献してまいります。



浜田市の食文化の啓蒙活動



全国的なイベントで浜田市の食材を紹介



各種媒体の活用

■夕日を活かした集客①

【夕日神楽の開催】

年間を通じて、定期的に神楽イベントを開催。

季節によっては、夕日をバックにした『夕日神楽』を実施し、ゆうひパークならではの集客イベントとします。

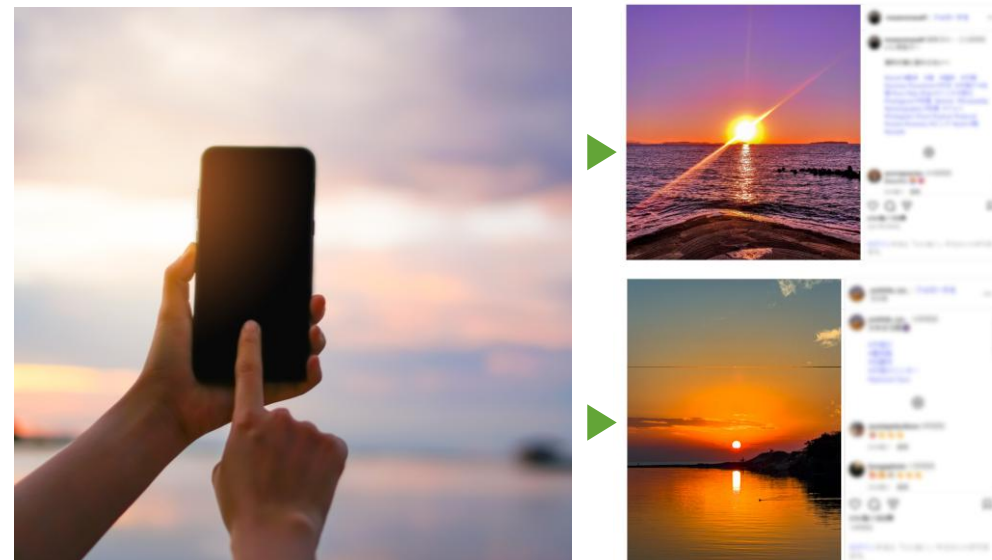


■ 夕日を活かした集客②

【夕日を見ながらくつろげる空間の提供】

1階インフォメーション前や2階展望スペースはテーブルと椅子を設置し、テイクアウトコーナー兼休憩スペースとして施設利用者に開放いたします。

『夕日をバックに、くつろぐことができる』特別な空間とすることで、SNSによる拡散効果にも期待ができます。



SNSの拡散により認知拡大と観光目的を強化

■夕日を活かした集客③

【夕日の時間帯を活かしたイベントの実施】

夕日が綺麗な時期に、市民向けに夕日を楽しむ企画を実施します。
(七イベント、サンセットフェスタなど)



■実施イベント

浜田市の伝統芸能「石見神楽」や伝統的工芸「石州和紙」、地域住民が多く利用する「ゆうひ公園」を活用して、各種イベントを実施することで、公園も含めて施設全体を活性化させていきます。 ※記載しているイベント案は一例となります

<文化イベント>

石見神楽



浜田市観光協会と連携して、石見神楽を活かしたイベントを定期的開催。

ワークショップ



石州和紙のワークショップ等、地元の文化と連動した企画を開催。

<体験・参加イベント>

防災イベント



『道の駅=防災拠点』として、市民の防災意識を高めるイベントを開催。

夕暮れ写真教室



カメラマンによる写真の撮り方教室を開催。**展望デッキ**など活用して実施。

お花見イベント



ゆうひ公園と連携したお花見イベントを開催。地域住民との交流を促進。

<食イベント>

マルシェ



地元事業者に協力いただき、マルシェを開催。浜田市の食文化を発信する。

お魚市場コラボ企画



お魚市場と連携し、新鮮な魚を使った食イベントを開催。漁業の活性化とPRを行う。

<物販イベント>

朝市



地元の方々に協力いただき、朝市を開催。道の駅ならではの新鮮な野菜を提供。

フリーマーケット



フリーマーケットを開催し、地元の方々の交流機会を創出。SDGsにも貢献していく。

■防災機能としての役割

災害時には周辺住民や道路利用者の避難場所、また緊急車両の拠点としての機能を果たします。

- ①災害発生時に、旅行者・地域住民が一時的に避難できるスペースを提供
- ②施設駐車場にて車中避難の受け入れ
- ③道路情報、災害情報、気象情報などの提供
- ④施設スタッフによる周辺地域情報の提供
- ⑤救援物資の集積・配送拠点として活用
- ⑥自衛隊・消防・警察などの応急対応部隊の拠点として利用
- ⑦トイレの提供
- ⑧地域のハブとして復旧・復興情報を提供



■収支計画

【事業収支計画】

※ 個々のテナントの売上は含まれていません。

単位：千円

	<1年目> 令和9年度	<2年目> 令和10年度	<5年目> 令和13年度	<10年目> 令和18年度	<15年目> 令和23年度
売上高 (賃料含)	50,954	101,907	101,907	105,859	109,811
売上総利益	23,276	46,552	46,552	47,736	48,920
販売管理費 (修繕含)	19,045	38,089	38,089	38,545	39,000
営業利益	4,232	8,463	8,463	9,192	9,920

- コンビニ、フードコート、レストランの賃料は、浜田市の相場を勘案した固定家賃として考えております。ただし、入居者によっては、歩合家賃を希望される場合も想定していますので、柔軟な対応を心掛けてまいります。
- 修繕費用は、修繕が必要となるか不明な点が多いため、3,000,000円/年にて設定しています。
- 事業期間内の外壁塗装や照明の切り替え、空調機器は都度、修繕での対応を徹底し、快適な施設環境を維持します。

■集客目標(KPI)

【集客目標】



期間	レジ通過者の合計
1年目 (令和9年度)	245,000人 /年
2年目～5年目 (令和10年度～令和13年度)	490,000人 /年
6年目～10年目 (令和14年度～令和18年度)	514,500人 /年
11年目～15年目 (令和19年度～令和23年度)	539,000人 /年

- 募集要項に示されている前面道路交通量より、立寄り率10%、乗車人数1.3人とし、各店舗のレジ通過率を乗じた人数合計値です。
- コンビニについては、聞き取り記入しています。なお、集客については、公園利用者や夜間の道路利用者を想定しており、SNSによる夕日のアピールや情報発信、イベントの実施により、施設内への来客増加を目指します。
- 5年毎に5%集客を増やす目標としています。
- マルシェや季節毎の各種イベントを開催するなど、まずは市民に来ていただけるような集客を図ることで、各テナントの来客増にも貢献します。

■集客目標を達成するための具体的な仕掛け

項目	KPI値	概要	特記事項
①イベント実施回数 及び人数	年間12回以上（月1回ペース） 200人～1,000人 / 回 ※ イベントの内容や規模により変動	「石見神楽」、「マルシェ」、「朝市」、「夕日イベント」等。	市民に開かれた施設として、地域住民が主体となったイベントの開催も精力的に行う。（NPO、島根県立大学、地域の神楽団体等）
②地域特産品PRイベント	年間4回	県外の食・観光イベントへの参加。	『フードフェスティバル』、『しまねふるさとフェア』等、集客力の高いイベントに出店し、浜田市の食材や観光スポットのPR活動を行う。
③特産品開発数	年間2品以上	地元企業とのコラボ商品。	「ココにしかない」「ココでしか買えない」商材の開発と訴求を行い、施設の集客に貢献していく。
④直売所仕入割合	売り場全体の4割を浜田市商品 売り場全体の8割を島根県商品	地元野菜は店頭でも販売。 浜田市の農家と連携。	ローソンとのすみ分けを行い「浜田市の特産品を買うならココ」といった『浜田市の百貨店』的な役割を果たす。

■浜田市への還元について

期間	浜田市へ納付する金額
1年目 (令和9年度)	100,000円/年
2年目以降 (令和10年度～令和23年度)	1,000,000円/年

- ・リニューアル工事では老朽化したエレベーターなど設備等を含め、**約17,776,000円**(エレベーター部品交換、什器・備品、インフォメーション移設等)の修繕費を予定。
- ・施設は築30年以上が経過しており、計画しております**年間3,000,000円よりも多額の費用が発生する可能性**を見込んでおく必要あり。
- ・空調設備については前回の整備から約20年が経過。今後、全面改修を行う必要があると思われる。その場合、**約1億円以上の修繕費が必要**。

修繕費用が収益を圧迫する可能性もありますが、浜田市への納付金については、**定額で必ず納付**させていただきます。

また、**これまでの道の駅を越えた『価値』と『機能』**を提供してまいります。

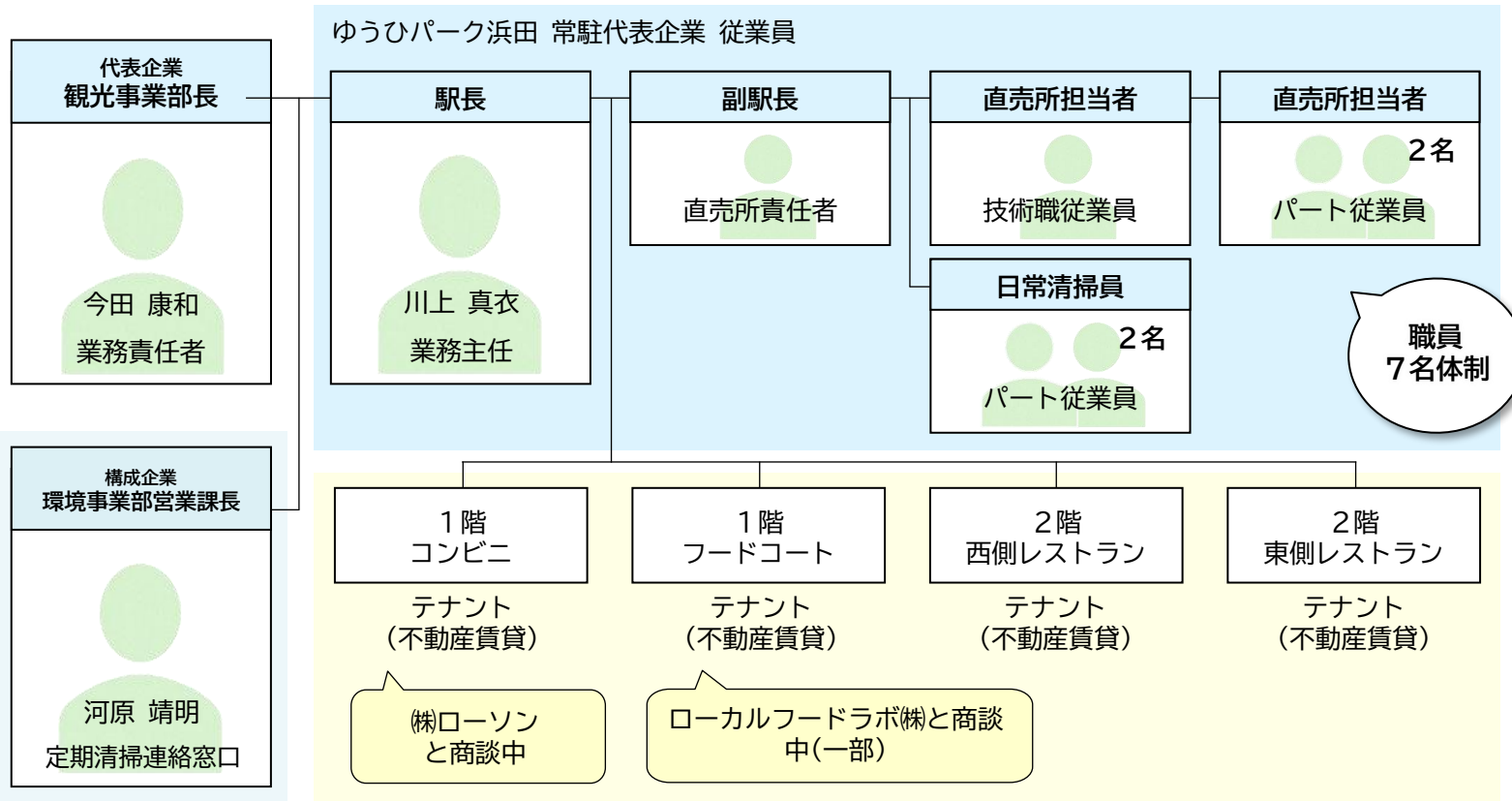
<納付金以外の市への還元>

- ①直売所、テナントの仕入れでは浜田市の事業者を積極的に活用。また、施設の修繕についても、積極的に市内業者へ発注し、地元事業者の事業拡大に貢献してまいります。
- ②弊社が制作する会社案内、広報物に本施設の情報掲載し、県外からの誘客に努め、観光ニーズによる市内消費活動の活性化に努めます。
- ③市内の情報や地域のために活動している方々にとっての情報発信基地として、イベント実施やPR活動の場所を積極的に提供してまいります。

組織図(事業実施体系図)



施設を清潔に保ち、お客様に最良のサービスをお届けします。



共同企業体の役割

- ・代表企業
施設の代表企業として運営
 - ・構成企業
施設の定期清掃、現場での緊急対応が必要な設備不具合対応
- ※ 責任の分担は、原則代表企業

■整備スケジュール

※★は準備期間

取り組み項目	立上げ期間(令和8～9年)					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
既存事業者の営業期間	6					
情報発信コーナーの移設	10	31			★	
直売所備品入替工事			20	31	★ ★	
コンビニ内装工事(テナト)		16		31	★ ★	
1階フードコート内装工事(テナト)			20	10	★	
2階西側レストラン内装工事(テナト)			20	10	★	
2階東側レストラン内装工事(テナト)			20	10	★	
道の駅ゆうひパーク浜田開業						20

スケジュールは予定であり、最終的な再開業日は浜田市との協議の上、決定いたします

水道料金の改定に伴う市民周知について

令和9年4月1日から水道料金を改定することについて、市民や事業所の皆さんにご理解いただけるよう、下記のとおり周知を行います。

1 周知期間

令和8年6月～令和9年6月

2 内 容

- ① 料金改定問い合わせフリーダイヤルの開設
- ② 浜田市ホームページへの記事掲載（6月）
 【掲載内容】市民説明会の開催、改定の内容、新料金試算ページ
- ③ 「広報はまだ」への記事掲載（6月号・7月号）
 【掲載内容】（6月号）市民説明会の開催 （7月号）改定の内容
- ④ 市民説明会の開催（7月～11月・まちづくりセンター単位）
- ⑤ 事業所説明会の開催（7月～11月）
- ⑥ 検針時にミニチラシ各戸配布（全2回）
- ⑦ 浜田市行政情報番組「浜っ子タイムズ」の放映（2月～3月）
- ⑧ 市民周知リーフレットの作成
- ⑨ 料金請求先が市外の方へリーフレット郵送

3 主なスケジュール

項 目	令和8年							令和9年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
フリーダイヤル開設	●												
ホームページ 記事掲載	●												
広報はまだ 記事掲載	●	●											
市民・事業所説明会		←————→											
検針時ミニチラシ各戸配布（2回）			← 1回目 →									← 2回目 →	
浜っ子タイムズ放映								← 予定 →					
★料金改定（1/3回目）+11.5%											★		

行政視察レポート

令和8年5月19日(火)
産業建設委員会

今回の視察先 島根県邑智郡川本町

■日時 令和8年5月19日（火）13:30～15:00

■場所 川本町役場 大会議室

■視察の目的

- ・産業建設委員所管課題である「中山間地域の再生」について川本町での取り組みを学び意見交換を行う。

■意見交換相手

- ・まちづくり推進課 伊藤課長 ・総務財政課 竹下課長補佐
- ・一般社団法人かわもと暮らし 森川理事長、浪崎事務局長

■派遣委員

- ・村木 勝也、西田 一平、笹田 卓、川上 幾雄、大谷 学、小川 稔宏、今田 実延



島根県邑智郡川本町

人口減少対策への取り組み

[視察先の概要]

- ・ 人口は2,942人（令和7年9月30日時点）、面積は106.39km²。
- ・ 島根県のほぼ中央に位置し、総面積の約81.6%を山林が占める。
- ・ 平成の合併を選択せず、「川本町(まち)」と呼称する町。昭和2年4月1日から「まち」と呼称するようになって、100周年を迎える。
- ・ 中国地方随一の大河「江の川」の水運による恵みにより、「石見銀山」、「たたら製鉄」などの山陽側に向けた玄関口として、発展してきた。
- ・ 近年では、健康食品であるえごまの産地として、全国での知名度向上。
- ・ スポーツ振興にも力を入れ、女子野球の普及による地域活性化を目指す。

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

① 設立の背景

- ・全国的に人口減少が進む中、川本町においては令和32(2050)年に人口が半減するとの推計もある。平成27(2015)年の「川本町総合戦略」策定と同時に発足した任意団体(後に一般社団法人化)「かわもと暮らし」が、移住定住、観光(交流人口)、関係人口、挑戦人口の4分野を一貫して担当。行政では対応しきれない機動的な活動(イベント企画、きめ細かい相談対応、野球チーム運営など)を最前線で実施。

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

② 事業全体像(人口4本柱)

1. 移住人口

相談から定住までワンストップ対応。

2. 関係人口

多様な関わり代と継続的な接点作り。

3. 交流人口

地域資源を活用した観光・イベント実装。

4. 挑戦人口

地域の活力を生む新たな挑戦機会の創出。

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

③ 移住・定住人口事業

- ・ 情報発信・移住相談

HP・SNS、都市部での情報発信。オンライン/対面で柔軟に対応。

- ・ 移住体験(オーダーメイド)

日帰り～2泊3日、参加費・宿泊料無料。

従来の画一的なツアーから、子育て世代、セカンドライフ層などニーズに合わせた「オーダーメイド体験ツアー」へ転換。

- ・ 定住サポート

移住後のコミュニティ接続や生活インフラの立ち上げを伴奏支援。



島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

④ 住まい:空き家バンク

- ・登録促進と物件データの整備
お盆などの帰省時に相談会を開催し、認知度向上を図る。
情報誌を固定資産通知へ同封など、情報周知を強化。
- ・情報発信・現地案内・契約支援 ※本契約は不動産業者が対応
- ・家財撤去・改修補助金の情報提供と伴走
- ・空き家の清掃・簡易的な管理代行
所有者の高齢化や遠方などの理由で管理できない物件に対し
月額2,000円での清掃・管理代行サービスを開始。

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

⑤ 関係人口の創出

- ・ 島根中央高校卒業生との繋がり設計・運用
島根マルシェ等の開催。
- ・ 県外の出身者会との共同プログラム
- ・ 関係人口対象者に向けた情報発信

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

⑥ 交流人口の創出

- ・ 情報発信・PR

HP/SNS/観光パンフレットによる魅力発信。

SNS総フォロワー数：約**4,000**人超。

- ・ イベント実装と広域連携

賑わいイベントの企画・運営。

(ルールバイク、雲海イベントなど)

近隣市町との連携による広域誘客。

- ・ ガイド・体験造成

ルールバイクや町歩きガイドの実践。地域資源を活かした体験プログラム開発。

島根県邑智郡川本町

○一般社団法人 かわもと暮らし

⑦ 挑戦人口 島根フィルティーズ運営

- ・運営・PR

女子硬式野球クラブ「島根フィルティーズ」の運営全般と野球を通じた町の魅力発信。

- ・地域活動・教育連携

地域イベントの参加や学校等と連携したスポーツ体験・運動指導などの地域貢献。

- ・セカンドキャリア支援

選手の定着に向けたキャリア研修やビジネス・ITスキル習得の機会を提供。

Shimane PHILLYS. 社会人女子硬式野球クラブ 島根フィルティーズ

挑戦から、飛躍へ。

～高橋の二年目～

令和5年度試合スケジュール

日	対戦相手	会場
4月26日(日)	vs 2024年度新人戦	日本野球場
5月20日(土)	vs 高松実業高等学校	サンズオーシャン(野洲)公園野球場
5月24日(土)	vs 西尾高等学校	日本野球場
5月29日(木)	vs 岡山大学女子硬式野球部	岡山大学野球場(倉敷区)
6月28日(日)	vs 岡山実業女子硬式野球部	岡山スポーツ公園野球場(倉敷区)
7月 4日(土)	vs 島根県立高等学校	日本野球場
8月 12日(日)	vs 高松実業高等学校	日本野球場
8月30日(日)	vs 島根県立高等学校	日本野球場
9月 6日(日)	vs 山形県立高等学校	山形県立総合体育館(山形市)
9月19日(土)	vs 高松実業高等学校	高松実業高等学校野球場(高松市)
10月 3日(土)	vs 島根県立高等学校	日本野球場

令和5年度選手権大会

大会	会場
5月2日(土) マドンナスタジアム	日本野球場
8月10日(日) 日本女子硬式野球選手権大会	日本野球場
8月10日(日) 日本女子硬式野球選手権大会	日本野球場
8月10日(日) 日本女子硬式野球選手権大会	日本野球場
10月10日(日) 日本女子硬式野球選手権大会	日本野球場
11月10日(日) 日本女子硬式野球選手権大会	日本野球場

一般社団法人かわもと暮らし 島根フィルティーズ球団事務所
〒690-0004 島根県川本町1-1-1 TEL: 0856-74-0100 FAX: 0856-74-2101 E-mail: phillys@kawa-motomura.jp

島根県邑智郡川本町

事前質問の回答

人口減少対策の全体戦略

Q 1. 川本町として、人口減少の主要因の分析をされていますか？

A. 毎年の人口動態をもとに、町内及び関係機関と情報共有・分析を行っています。

Q 2. 若年層流出の最大要因は「通年雇用の不足」とありましたが、他にも要因がありますか？

A. 高校卒業後の進学先が町内にないことが大きな要因の一つです。

Q 3. R 5～R 7で施策が増えていますが、効果が高いと思われるのはどの施策でしょうか？

A. 移住施策自体を大きく増やしているわけではなく、既存施策のブラッシュアップを継続しています。

Q 4. K P Iはどのように測定されていますか？

A. 主に社会増減を指標の一つとして把握しています。

Q 5. K P Iの未達の場合の改善サイクルは？

A. 毎年度実施する総合計画に基づく事務事業評価と、翌年度の当初予算編成を通じて検証・改善を行っています。

島根県邑智郡川本町

事前質問の回答

空き家対策(1/2)

Q 1. 宅建業者の撤退について

A. 令和6年度に宅建業者の撤退はありません。令和7年度から複数社体制へ移行。

Q 2. 登録不可物件の割合

A. 令和7年度実績では、調査24件中3件(約1割)です。

Q 3. 登録から成約までの平均期間

A. 物件の状態や条件による差が大きいため、平均期間は算定していません。

Q 4. 登録数減少について

A. 本町の年間登録件数は平均10～15件程度で、年ごとの差はあるものの減少とは捉えていません。

Q 5. 成約率の推移

A. 個別条件による影響が大きいため、一律の推移として整理していません。

Q 6. 成約に至らない主な理由

A. 老朽化が主な原因です。

島根県邑智郡川本町

事前質問の回答

空き家対策(2/2)

Q 7. 賃貸需要量の把握

A. 具体的な需要量は把握していませんが、賃貸希望の相談は多い傾向があります。

Q 8. 活用事業者向けの補助について

A. 本町では創設していません。

Q 9. 民間事業者参入促進策

A. 制度や物件情報の周知強化を進めています。

Q 10. 空き家増加の要因

A. 一般的な要因として、一人暮らしの高齢者の逝去、子世帯との同居に伴う転居、町外移住者による相続後の未活用などが挙げられます。

Q 11. 発生抑制策

A. 空き家バンク登録相談会の開催、広報誌・ケーブルテレビ等による定期的な周知を行っています。

島根県邑智郡川本町

事前質問の回答

移住対策(1/2)

Q 1. 最も閲覧されているページ

A. アクセス全体では空き家バンクが60%、民間アパート情報が20%を占めています。

Q 2. SNS連携の効果

A. 問い合わせ増加など一定的な効果があると認識しています。

Q 3. R6体験ツアーからの移住実績

A. 26名参加のうち4名が移住に至っています。

Q 4. オーダーメイド方式について

A. 参加者ニーズに応じた内容とすることで、満足度向上につながっています。

Q 5. 利用者移住率

A. 令和5年度：1件/10件 令和6年度：2件/11件

島根県邑智郡川本町

事前質問の回答

移住対策(2/2)

Q 6. 多い相談内容

A. 子育て世帯：保育所関係、小児科等医療体制 単身者：住まい(空き家)
地域おこし協力隊：仕事内容、人との関わり

Q 7. 住宅追加確保

A. 令和9年度に移住促進住宅の整備を予定しています。

雇用・産業

Q 1. 受け入れ企業数と拡大目標

A. 平成30年度に誘致企業「島根川本工場」が進出しました。
今後はサテライトオフィス等も含め1～7社を目標に取り組んでいます。

Q 2. 若者定着率の測定

A. 現時点で明確な測定基準は設定していません。

島根県邑智郡川本町

委員会の考察

- ・浜田市においても一般社団法人「かわもと暮らし」のような団体を設立し、行政では対応しきれない機動的な活動、きめ細かな対応の実施が中山間地域の再生につながると思う。
- ・空き家対策についても、川本町が実施しているオーダーメイド対応のように、画一的な提案から脱却し、希望者の年齢や立場、家族構成などに合わせ、希望者のニーズに寄り添う提案が移住へと結びつく。
- ・全国初となる社会人女子野球チームの創設を通じ、挑戦人口を創出・支援することで、移住定住人口の増加に結びつける。野球を辞めたとしても、川本町に残ってくれるよう、雇用先の確保やキャリア形成支援が重要となる。

議会運営における留意事項

1. 議会の規律・懲罰（規律に関する事項 / 懲罰に関する事項）
2. 議員の発言ルール
3. 議長・委員長の議事整理権（具体例と議事進行）
4. その他（一般質問通告書の記載 / 委員会の所管事務調査 / 議員の調査権）

本資料は、議会の品位保持及び円滑な議事運営を確保するため、地方自治法、会議規則、委員会条例及び議員政治倫理条例等に基づく基本的なルールと運用を整理し、共通認識を図ることを目的として作成したものです。

議会は「言論の府」であり、議員の発言の自由は最大限尊重されます。

一方で、議会は公的な意思決定機関であることから、発言には地方自治法及び会議規則等に基づく一定の規律が求められています。

発言内容そのものを制限する趣旨ではなく、議会の秩序保持及び適正な議事運営のためのルールを整理するものです。

議会は、多様な意見を尊重しながら、市民に信頼される議論を行う場です。そのためには、自由な発言とともに、相互の尊重と規律ある議事運営が不可欠です。

全議員が共通認識を持ち、市民に信頼される議会運営に努める必要があります。

1. 議会の規律・懲罰

令和5年の地方自治法の改正により、地方議会の役割、議員の職務等が明確化され、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないとされています。

〔議会の設置〕

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

- ② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

◆規律に関する事項

地方自治法における規定事項

①議場の秩序維持（自治法 第129条）

- ・議場において、議員は自治法や会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す言動をしないこと（議長の制止等に従い、規律を守らなければならない）

②傍聴者の遵守事項（自治法 第130条）

- ・傍聴人は、公然と可否を表明する言動をしたり、騒ぎ立てるなど、会議を妨害しないこと

③議長の注意喚起（自治法 第131条）

- ・議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる

④言論の品位（自治法 第132条）

- ・本会議や委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしないこと

⑤侮辱行為の禁止（自治法 第133条）

- ・本会議や委員会において、他の議員を侮辱する言動をしないこと

⑥会議出席の義務（自治法 第137条）

- ・招集に応じ議事堂に参集するとともに会議に出席すること（正当な理由がある場合を除く）

会議規則における規定事項

①携帯品（会議規則 第97条）

- ・議場に、会議の妨げになる物を携帯しないこと
（病気その他の理由により議長にあらかじめ届け出たものを除く）

②議事妨害の禁止（会議規則 第98条）

- ・何人も会議中は不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしないこと

③資料等印刷物の配布の禁止（会議規則 第99条）

- ・議場において、議長の許可なく、資料や文書等の印刷物を配布しないこと

委員会条例における規定事項

①携帯品（委員会条例 第68条）

- ・委員会室に、会議の妨げになる物を携帯しないこと
（病気その他の理由により委員長にあらかじめ届け出たものを除く）

②議事妨害の禁止（委員会条例 第69条）

- ・何人も会議中は不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしないこと

③資料等印刷物の配布の禁止（委員会条例 第70条）

- ・委員会室において、議長の許可なく、資料や文書等の印刷物を配布しないこと

傍聴規則における規定事項

①傍聴人の議場への入場禁止（傍聴規則 第4条）

- ・傍聴人は、議場に入ることができない

②傍聴人の守るべき事項（傍聴規則 第6条）

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑を慎み、騒がしい行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 不必要に席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 携帯電話その他の機器による通話をしないこと
- (7) 音又は光を発する方法で機器を使用しないこと
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

③傍聴人の写真及び動画の撮影許可（傍聴規則 第7条）

- ・傍聴席において写真及び動画を撮影できる（議長が適当でないと認めた場合を除く）

④係員の指示（傍聴規則 第9条）

- ・傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない

⑤違反に対する措置（傍聴規則 第10条）

- ・傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる

浜田市議会議員政治倫理条例における規定事項

浜田市議会では浜田市議会議員政治倫理条例により、議員が遵守すべき政治倫理基準を定めており、議員の言動は議場内外を問わず、厳格な規律のもとにあります。

①政治倫理基準（政治倫理条例 第3条）

- ・議員は条例で定めた政治倫理基準を遵守しなければならない

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。
- (5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。
- (6) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報を流布する一切の行為をしないこと。
- (8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。
- (11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。

②審査と公表（政治倫理条例 第12条、第14条）

- ・基準違反の疑いがある場合、政治倫理審査会の審査を経て、事実が認められればその旨が公表され、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる

③審査会の公開（政治倫理条例 第13条）

- ・審査会は公開とする（出席委員の3分の2以上の同意により非公開にできる）

④審査結果の尊重（政治倫理条例 第15条）

- ・審査対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない

⑤政治倫理基準の逐条解説（議員政治倫理条例 第3条）

◆品位・名誉の保持

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。

議員という職制に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止です。

【違反となる例】

① 市民全体の奉仕者としての自覚を著しく欠く行為

一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁・優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや市民に対する高圧的な態度など、「全体の奉仕者」としての公平性や高い倫理観を欠き、市民の不信を招く行為は本号違反となります。

② 議会運営に問題を起こす行為（議場等での振る舞い）

議員には議場での自由な発言が保障されていますが、地方自治法に基づく「言論の品位」や「秩序保持」のルールへの逸脱は許されません。

不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止・指示に直ちに從わず議事進行に支障をきたす行為は、議会の権威を著しく損なうものです。たとえ後で発言を取り消したとしても、あるいは最終的に指示に從ったとしても、円滑な議会運営に支障をきたし、秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が倫理基準違反（品位の失墜）に該当します。

また、発言上の問題に限らず、正当な理由のない欠席や遅刻・離席の常態化、議場における不真面目な態度の反復等、議会の構成員としての職責を軽視し、議会の品位を損なわせる行為も対象となります。

③ 議会外での品位失墜行為

議会内の言動にとどまらず、私生活上の著しいトラブルや法令違反等により、報道等を通じて議会全体の信頼を現実には損なわせた場合も対象となります。

◆金品授受の禁止

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や、実態のない顧問料の受領等も含まれます。社会通念上妥当と認められる範囲の私的な冠婚葬祭の祝儀・香典（公職選挙法で禁止されるものを除く。）や、個人的な関係に基づく少額の品物のやり取りまでを禁ずるものではありません。ただし、境界線が曖昧になりやすいため、市民から疑念を抱かれることのないよう、議員自らが厳格に律する必要があります。

◆人事への介入禁止

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

行政の公平性・中立性を担保するため、職員人事に対する議員の不当な介入を禁じます。対象となる「職員」には正規職員だけでなく会計年度任用職員等も含まれます。

働きかけの成否や金銭等の対価の有無は問いません。その行為を行った時点で違反となります。

【違反となる例】

- ・特定の受験者の名前を挙げ、採用試験での配慮を求めること。
- ・特定の職員の昇任や、特定の部署への異動（または異動させないこと）を人事担当者に要求すること。

◆職員の公正な職務執行の妨害禁止

(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。

議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により、行政の中立性や適法性が歪められることを防ぐ規定です。「市等」には、市が出資している外郭団体等が含まれます。

〔違反となる例〕

- ・ 違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけること。
- ・ 特定の個人や団体の税金の滞納処分（差押え等）を待つよう不当に要求すること。
- ・ 要求を通すために、大声を上げたり、人事上の不利益（「異動させるぞ」「処分させるぞ」等）、SNS等への掲載をちらつかせたりすること。

◆執拗な要求の禁止

(5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執拗に要求しないこと。

市民からの要望を行政に届けることは議員の重要な役割ですが、それが法令上の権限を超えた「議員個人の不当な圧力」となることを戒める規定です。

地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定されていますが、議員個人の調査権は規定されていません。このため、議員個人の申入れ又は要望に対する行政側からの回答は、任意とされています。

「執拗に（しつこく）」とは、行政側が法令や公平性の観点から「対応が難しい」旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり、長時間の居座りによって他の業務に支障が生ずるような要求を繰り返す態様を指します。

◆ハラスメントの禁止

(6) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

近年社会問題化している各種ハラスメントを明確に禁止する条項です。ハラスメントを「行為者の意図にかかわらず」と定義しています。

〔違反となる例〕

①行為者の主観的意図の否定

議員側に相手を傷つける意図がなく、「正しいことを教えるための厳しい指導だった」「冗談のつもりだった」といった主観的な意図であったとしても、客観的にみて相手方を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であればハラスメントに該当します。判断の基準は行為者の意図ではなく、客観的な妥当性と相手方の受け止め方にあります。

②相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止

自らのハラスメント行為を「相手から先に失礼な態度をとられた」「やり返ただけである（正当防衛である）」と主張して自己弁護するケースがあります。しかし、本条例は議員自身の倫理的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当化・免責されることはありません。仮に相手の対応に何らかの問題があったとしても、それに対して暴言や威圧的な態度等で「やり返す」行為は、それ自体が独立したハラスメントとして本号違反となります。

◆情報発信における名誉棄損等の禁止

(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。

ネット社会における議員の情報発信責任を定めた規定です。議会内での発言にとどまらず、個人のSNSやビラ配り等、あらゆる媒体が対象となります。

議員の政治的言論の自由は最大限尊重されますが、「表現の自由」を逸脱して個人等を攻撃する行為は許されません。

〔違反となる例〕

① 政治的批判と個人攻撃・名誉毀損

市長や行政の「施策」や「決定プロセス」に対する批判は正当な政治活動です。しかし、政策批判の域を超え、相手の「人格、容姿、出自、私生活」を攻撃することや、「あの業者や市の職員は手抜きをしている」等、真実であるという客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は、名誉毀損に該当します。

② 一般市民や一般職員に対する言及（不当な情報流布）

一般の市民、あるいは市の一般職員を名指し（又は特定できる形）で批判し、私人としての平穏を害する行為は、著しい人権侵害となります。「公益目的」を主張しても、その個人の実名等を晒す必要性が認められない場合は本号違反となります。

③ 未確認情報（噂・推測）の断定的な発信

「～という噂がある」「～らしい」といった伝聞であっても、それを議員が自身の媒体で発信すれば、市民からは「議員が言うのだから事実だろう」と受け止められます。裏付けのない情報を軽率に発信し、結果として他者の信用を毀損した場合は免責されません。

④ SNS特有の機能（拡散・「いいね」等）による加担

自身で直接書き込む行為だけでなく、第三者が発信した名誉毀損や誹謗中傷の投稿を、議員名義のアカウントで拡散（リツイートやシェア）したり、賛意を示す（いいねを押す）などの行為も、状況によっては「不当な情報の流布」に加担したとして本号違反に問われる可能性があります。

⑤ 「個人の見解」等の免責文言の無効性

SNSのプロフィール欄や投稿に「これは議員としてではなく 個人の見解です」「あくまで個人の感想です」と記載していたとしても、客観的に「浜田市議会議員の発信」として広く認識されている以上、本条例の適用を免れる理由にはなりません。

◆契約・許認可への介入禁止

(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

いわゆる「官製談合」への関与や、特定業者への利益誘導（不当な口利き）の禁止です。

〔違反となる例〕

・ 公共工事の入札において、特定の業者が落札できるよう入札情報の漏洩を求めたり、指名業者に入れるよう働きかけること。

・ 許認可の要件を満たしていない申請について、特例として認めるよう要求すること。

◆不適切な寄附の受領禁止

(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

法令に違反しない寄附であっても、「倫理的・道義的」に問題のある寄附の受領を禁じています。

「道義的な批判を受けるおそれ」とは、例えば、市から補助金等の決定を受けた直後の企業からの寄附や、市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ市民から不信を招くようなものを指します。後援団体を隠れ蓑にすることも後段で明確に禁じています。

◆反社会的勢力との関係遮断

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。

反社会的勢力との関係を一切遮断する規定です。

「関与しないこと」には、議員が反社勢力を利用することだけでなく、会合への出席や祝花の送付等を通じて、結果的に反社勢力に利用され威付けに加担してしまうこと（交際）も含まれます。

◆守秘義務

(11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。

議員活動を通じて知り得た非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めています。

特定の業者に便宜を図るための意図的な情報漏えいが違反となるのは当然ですが、「いち早く市民に知らせたい」という善意や自己アピールの目的であっても、情報解禁前の行政情報や委員会の秘密会の内容をSNS等で発信した場合は本号違反となります。

◆懲罰に関する事項

議員が議会の品位を傷つけ、あるいは議事の進行を妨げる行為があった場合等、以下の規定に基づき厳正に対処されます。一方で、懲罰は、議会の自律権に基づく重要な措置であり、議員活動への影響も大きいことから、客観性・公平性・慎重性をもって判断する必要があります。

現職の議員によって行われた行為であり（人的限界）、本会議や委員会等、議会活動の一環としての行為が対象であり（場所的限界）、原則として議会開会中であること（時間的限界）、自治法や会議規則、委員会条例に違反した行為であること（事項的限界）が要件となります。（議場外の行為であっても懲罰の対象となる場合もある。）

地方自治法・会議規則・委員会条例における規定事項

①懲罰の種類（自治法 第134条、第135条）

- ・地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる
 1. 公開の議場における戒告
 2. 公開の議場における陳謝
 3. 一定期間の出席停止
 4. 除名

▼懲罰の種類と内容

1. 公開の議場における戒告	公開の議場において、議長から被懲罰議員に対し、懲罰に該当した行為について、将来を戒める申し渡しをすること
2. 公開の議場における陳謝	公開の議場において、被懲罰議員が議会の決めた陳謝文を朗読する
3. 一定期間の出席停止	会期中の一定期間、被懲罰議員の本会議及び委員会への出席を停止する
4. 除名	議員の身分をはく奪すること

②懲罰動議の発議（自治法第135条）

※15人以上(令和8年6月時点)

※3人以上(令和8年6月時点)

- ・懲罰の動議を議題とするには、議員の定数の8分の1以上の者の発議が必要
- ・除名については、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要

③懲罰の手続き（会議規則 第101条～第106条、委員会条例 第6条）

- ・懲罰の動議は、文書により発議者が連署又は記名して、議長に提出しなければならない
- ・懲罰の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない（秘密会の記録違反に係るものについては、この限りでない）
- ・議長は、懲罰に付すべき事件があるときは、会議に諮って懲罰特別委員会に付託する
- ・議会は、懲罰の動議があったときは、直ちに懲罰特別委員会を設置しなければならない
- ・資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する
- ・戒告又は陳謝は、議会の定めた戒告文又は陳謝文によって行う
- ・出席停止の期間は、5日を超えることができない
（数個の懲罰事犯が併発した場合や出席停止の議員が、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない）
- ・議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する

2. 議員の発言ルール

言論の府である議会において、発言は自由であるべきですが、一定のルールを逸脱することは許されません。

自治法・会議規則・委員会条例における共通ルール

①発言の許可（会議規則 第49条、委員会条例第42条）

- ・発言しようとする者は、議長（委員長）の許可を得なければならない

②発言の通告及び順序（会議規則 第50条）

- ・会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない（議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない）
- ・発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない

③議題外の発言禁止と発言内容の制限（会議規則 第54条、委員会条例 第43条、第44条）

- ・発言は、**すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない**
- ・議長（委員長）は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は**発言を禁止**することができる
- ・議員は、**質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない**
- ・委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる
ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない

④質問、質疑又は討論の終了（会議規則 第57条、委員会条例 第48条）

- ・議長（委員長）は、質問、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する
- ・議員（委員）は、**質問、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質問、質疑又は討論の終了の動議（※1）**を提出することができる
- ・議長は、質問、質疑又は討論の終了の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する

⑤表決時の発言制限（会議規則 第58条）

- ・選挙及び表決の宣告後、議員は、発言を求めることはできない
（選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない）

⑥発言の取消し又は訂正（会議規則 第61条、委員会条例 第50条も同様）

- ・発言した議員（委員）は、**会議の期間中に限り、議会（委員会）の許可を得て発言を取り消し、又は議長（委員長）の許可を得て発言を訂正できる**

※ただし、委員会の場合は会議の期間中に限らない

- ・発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない

⑦品位の保持（自治法 第132条）

- ・議場において**無礼な言葉を使用したり、他人の私生活にわたる発言（不穏当発言）をしたりしてはいけない**

※委員会条例第71条に、委員会に関しては、会議規則の定めによる規定あり

（※1）の具体例と議事進行を16ページに掲載しています

◆発言の取消し・訂正

1. 発言の取消し

発言の取消しは原則としては許されませんが、発言者の錯誤等に基づく場合にも取消しができないものとする、実情に即しないことにもなるため、議会の許可を得て発言の全部、又は一部を取り消すことができるとしたものです。

■発言の取消し方法

①発言者自ら発言の取消しを求める場合

→当該議員の自発的な議長への申出により（申出書あり）議長が議場に諮る

②議員の発言取消し要求の動議による場合

→他の議員から「発言取消しの動議」が提出される

③議長が権限により発言取消しの命令をする場合

→議員の発言が議場の秩序を乱すと判断される場合には、議長はこれを制止し、又は発言の取消しを命ずることができる

2. 発言の訂正

発言の訂正は、原稿や数字の読み違い等の字句に限定されるもので、発言の趣旨を変更することはできません。

■発言の訂正方法

→当該議員の自発的な議長への申出により（申出書あり）議長の許可によって行う

3. 不穏当発言の取消し

不穏当発言とは、一般的には無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいいます。（取消しの方法は1. 発言の取消しに準ずる）

4. 取消し・訂正の効果

■会議録について

- ・会議録原本は、会議に関する唯一の公式記録であるため、ありのままに記録する。
- ・閲覧用や関係者に配布する会議録には、議長が発言取消しを命じた発言及び取消し、訂正した発言は掲載しない。（訂正の場合は訂正後の発言を掲載する。）

■動画等について

- ・会議等における動画は正式な会議記録ではないが、取消しや訂正に伴う部分について削除等の作業を行う。※ケーブルテレビへも依頼

◆不穏当発言（自治法第132条：言論の品位）

地方自治法に規定されている「無礼の言葉」、「他人の私生活にわたる発言」や誤解した発言、感情的な発言等の不適切な発言をいう。

【想定されるもの】

他者を侮辱する発言、差別的発言、人格否定、威圧的・恫喝的発言、私生活に過度に立ち入る発言、真偽未確認の誹謗中傷、名誉毀損のおそれのある発言、議題と関係のない攻撃的発言、執拗な揚げ足取り、暴言、怒号、威嚇など

申し合わせ事項によるルール

①議会の呼称

- ・議長が議員を呼ぶ際は「○番○○議員」と称し、執行部は職名で呼ぶ

②質疑の回数・時間（※以下は申し合わせ事項の抜粋）

- ・議事運営を円滑にするため、質疑時間・回数等、具体的な運用ルールが定められている

（質疑）

- ・議案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。
- ・質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは(1)、(2)、(3)のように質疑事項（要旨）を通告する。また、質疑事項（要旨）ごとの質疑回数は3回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れる。
- ・委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。
- ・「市長等の考えや方針を質す場合」の判断は、議長が行う。

（発言内容の制限）

- ・質問や質疑において、個人の氏名や法人等の名称を明らかにすることにより、その個人や法人等が不利益を受けるおそれのある発言は自粛することとする。

（個人一般質問）

- ・個人一般質問は、対面式・一問一答方式とする。
- ・質問の通告書は、質問の標題（大・中項目）だけでなく要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出することとする。なお、市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は、全体で30項目以内とすることとする。
- ・個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の4点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。
 - ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
 - ② 議案審議の段階でただせるもの。
 - ③ 制度の内容説明を求めるもの。
 - ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。
- ・質問の回数は、一問一答方式を導入したことにより制限しない。ただし、再質問は答弁に対しての質問のみとし、新たな事項は初めから通告書の項目（要旨）に入れることとする。
- ・個人一般質問の質問時間は持ち時間制を導入し、一人1回につき30分、答弁時間を含め60分とする。ただし、議長判断により最大70分まで認める。なお、「要望、お願いする」だけの発言はやめる。
- ・個人一般質問で説明用補助資料を使用しようとする者がその旨議長に届け出る期限は、個人一般質問初日の5日前（市の休日を除く）の午後2時までとする。

3. 議長・委員長の議事整理権

議事運営の責任者である議長及び委員長には、秩序維持のための権限が与えられています。

議長は、議会の秩序維持のために、適時適切な権限行使が必要であり、秩序を乱す議員には、発言取消し命令や発言の中止、退席を命じることができます。

不適切な言動に対しては、**段階的な対応手段**が明確に制度化されており、適正に対応する必要があります。

◆段階的な対応の事例◆

注意（軽微）→制止（不適切発言）→強い制止（命令・秩序回復）→懲罰（議会の議決）

【第1段階】 注意（軽微な場合）

- ・議長（委員長）：A議員、発言は議題に沿って簡潔にお願いします
- ・議長（委員長）：A議員、表現についてご配慮をお願いします
- ・議長（委員長）：A議員、その発言は誤解を招くおそれがありますので、適切な表現に改めてください

【第2段階】 制止（不適切発言）

◆不穏当発言への対応

- ・議長（委員長）：A議員、その発言は不適切です。取り消してください
- ・議長（委員長）：A議員、その発言は議場にふさわしくありません。訂正を求めます

◆議題逸脱・長時間発言

- ・議長（委員長）：A議員、議題に戻ってください
- ・議長（委員長）：A議員、簡潔にお願いいたします。これ以上の繰返しは認めません

【第3段階】 強い制止（命令）

◆発言中止

- ・議長（委員長）：A議員、その発言は認められません。発言を中止してください

◆着席命令

- ・議長（委員長）：A議員、着席してください

◆秩序回復

- ・議長（委員長）：議場の秩序を乱す発言は認められません。速やかに従ってください

【第4段階】 懲罰を見据えた対応（議会の議決）

◆警告

- ・議長（委員長）：これ以上従わない場合は、議会の規則(条例)に基づき対応します

◆懲罰移行を示唆

- ・議長（委員長）：議長の命令に従わない場合は、懲罰の対象となり得ます

◆議事としての整理

- ・議長（委員長）：当該発言については、議会としての対応を検討します

※ 地方自治法第134条において、自治法、会議規則、委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができるものと規定されています。議長からの発言の取消、禁止、退場等を命ぜられてもこれに応じなかった場合等は、違反に該当します。

地方自治法における規定事項

①議事整理権（自治法 第104条）

- ・議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括する

②議場の秩序保持権（自治法 第129条）

【発言の制止・取消し命令】

- ・議員が規則に違反し、又は議場の秩序を乱すときは、議長はこれを制止し（※2）、又は発言を取り消させる（※3）ことができる
※議長が取消しを命じた発言は会議録に掲載しない（会議規則 第81条）

【発言の禁止・退席命令】

- ・議長の命に従わない議員に対し、議長はその日の会議が終わるまで発言を禁止し（※4）、又は議場の外に退去を命じる（※5）ことができる

【会議の閉会・中止】

- ・議場が騒然として整理することが困難である場合、その日の会議を閉じ、中止できる

③傍聴人の秩序保持（自治法 第130条）

- ・傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる
- ・傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる

④議長の注意の喚起（自治法 第131条）

- ・議場の秩序を乱したり、会議を妨害したりするものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起できる（※6）

会議規則における規定事項

①発言内容の制限（会議規則 第54条）

- ・議長は、議員の発言が議題外にわたり、その範囲を超えた場合は、注意し（※6）、なお従わない場合は、発言を禁止できる（※4）

②発言の時間及び回数制限（会議規則 第55条）

- ・議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限できる

③会議録に掲載しない事項（会議規則 第81条）

- ・会議録には、秘密会の議事、議長が取消しを命じた発言、議員が発言の取消し又は訂正をした発言は、掲載しない

④議長の秩序保持権（会議規則 第100条）

- ・すべて規律に関する問題は、議長が定める
ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する

（※2）～（※6）の具体例と議事進行を17ページから19ページに掲載しています

委員会条例における規程事項

①委員長の議事整理権（委員会条例 第16条-1）

- ・委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する

②委員長の秩序保持権と発言の取消し命令（委員会条例 第16条-2）

- ・委員長は、委員会において地方自治法やこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し（※2）、発言を取り消させる（※3）ことができる

③発言の中止・退席命令（委員会条例 第16条-3）

- ・条例に違反し、委員会の秩序を乱した場合で、委員長の命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し（※4）、又は退場（※5）させることができる

④委員会の閉会・中止（委員会条例 第16条-4）

- ・委員会が騒然として整理することが困難である場合、委員会を閉じ、中止できる

⑤発言内容の制限（委員会条例 第44条）

- ・委員の発言が、議題外にわたり、又はその範囲をこえたと認めるときは、注意し、従わない場合は発言を禁止することができる

◆議長職権による発言取消命令

議長は自治法第129条に規定される秩序保持権により、議員の発言を取り消させることができる。不穏当な発言に対して、この権限を行使し、発言取消しを勧告し、勧告に従わないときには命令を行うこととなる。

勧告を経ずに取消し命令を行うことも可能だが、議会の権威保持のため、議員が自らの良識に基づいて取り消すことが好ましく、まずは取消しを勧告する運用が望ましいとされている。

◆発言取消し命令に関する留意点

発言取消し命令は「発言を取り消させる」命令。

議員の発言の取消しは、当該議員が取り消すものであり、議長が取り消すわけではない。

- ・議員から発言取消しの申し出があった場合は、議会の許可が必要

→許可されれば、その発言自体が取り消されたことになり、公開される会議録には掲載しない（会議規則第81条）

- ・議長が発言取消し命令をした場合は、議会の許可は不要

（※議員自らの良識に基づいて取り消すことが好ましい）

→その発言自体が取り消されたことにはならないが、公開される会議録には掲載しない（会議規則第81条）

◆議事運営における留意点

不穏当発言については、議長が「記録を調査の上、判断する」旨の取消しを留保する発言をすれば、当該会議の期間中はいつでも取消しの権限を行使できる。

このため、暫時休憩（又は散会）後、ただちに会議の音声を反訳し、それをもって議会運営委員会で協議するなど、慎重に対応することが望ましい。

◆議長の発言における留意事項

議長が同様の不穏当発言を繰り返すことは適切でないため、会議においては、「～に関する部分」などの表現とし、会議録を見ても不穏当発言が分からないように配慮する必要がある。

◆具体例と議事進行

(※1) 【議員による：質問終了の動議の例】 ※本会議の場合

◆議員Aが一般質問で長時間質問を続け、同じ内容の繰り返しや答弁済み事項の反復など、收拾がつかない状況になったと仮定

①B議員：議長、この際、動議を提出します。

《議長がB議員を指名》

②B議員：**質問終結の動議**を提出します。

※議員は、どのような動議であるかを簡潔に発言する

③議長：（会議規則第57条の規定により）ただいま質問終結の動議が提出されました。本動議の成立には（会議規則第15条の規定により）提案者のほかに1人以上の賛成者が必要です。本動議に賛成の方の起立を求めます。

《賛成者は起立》

④議長：所定の賛成者がありますので、質問終了の動議は成立しました。よって、本動議をただちに議題として、討論を省略して採決します。

⑤議長：お諮りします。本件質疑は終結することに賛成の方の起立を求めます。

《賛成者は起立》

⑥議長：起立者多数です。よって本動議は可決されました。質問を終了します。

議長が宣告し、その時点で質問は終了

(※1) 【委員による：質疑終了の動議の例】 ※委員会の場合

◆委員Aが委員会での質疑において、長時間質疑を続け、同じ内容の繰り返しや答弁済み事項の反復など、收拾がつかない状況になったと仮定

委員会における動議には賛成者は必要ないため、動議は提出と同時に成立し、委員長は議題とし、趣旨説明を求めた上で採決する。（修正動議の場合は案の提出必要）

①B委員：委員長、この際、動議を提出します。

《議長がB議員を指名》

②B委員：**この際、質疑を終結されることを望みます。**

※委員は、どのような動議であるかを簡潔に発言する

③委員長：ただいまB委員から、質疑を終了されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。お諮りします。

本動議のとおり、決することに賛成の方は挙手願います。

《賛成者は挙手》

④委員長：挙手多数です。よって本動議は可決されました。質疑を終了します。

委員長が宣告し、その時点で質疑は終了

(※2) 【議長・委員長による：発言の制止の例】

◆議員Aが会議規則の違反や議場の秩序を乱し、円滑な議会運営ができない状況になったと仮定（他の議員や職員の発言中にヤジや私語の連発など）

- ①議長（委員長）：静粛に願います。（私語は禁止します。）
- ②議長（委員長）：A議員に申し上げます。発言中ですので静粛に願います。（私語は禁止します。）

(※3) 【議長・委員長による：発言の取消し命令の例】

◆議員Aの不穏当発言に対し、議長・委員長の職権により発言取消しを求める場合

事例1. 明らかな不穏当発言に対し、議長（委員長）がその場で取消しを勧告し、A議員が従った場合

- ①A議員：××××××。（不穏当な発言）
- ②議長（委員長）：A議員に申し上げます。ただいまの発言（の〇〇に関する部分）は、不穏当（不適切）と認めますから、発言を取り消すべきと考えます。
- ③A議員：分かりました。発言を取り消したいと思います。
- ④議長（委員長）：ただいま、A議員から（〇〇に関する部分の）発言が不穏当（不適切）であるため、取り消したい旨の申し出がありました。（会議規則第61条・委員会条例第50条の規定により）発言取消しを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。
《異議なし》
- ⑤議長（委員長）：ご異議なしと認めます。

事例2. 明らかな不穏当発言に対し、議長（委員長）がその場で取消しを勧告するが、A議員が取り消さないため、議長が取消し命令を行った場合

- ①A議員：××××××。（不穏当な発言）
- ②議長（委員長）：A議員に申し上げます。ただいまの発言（の〇〇に関する部分）は、不穏当と認めますから、発言を取り消すべきと考えます。
- ③A議員：不穏当とは思わないので、取り消しません。
- ④議長（委員長）：A議員にお伝えします。（〇〇に関する部分の）発言は明らかに不穏当であると認めるため、（地方自治法第129条の規定により）発言の取消しを命じます。

※円滑な議事運営が困難となった場合、状況に応じて暫時休憩し、対応を協議することも必要です

事例3. 不穏当と思われる発言に対し、議長（委員長）が調査の上、措置する場合

※発言取消しの留保

- ①A議員：××××××。（不穏当な発言）
- ②議長（委員長）：A議員に申し上げます。ただいまの発言（の〇〇に関する部分）は、不穏当と考えられますので、議長（委員長）において、後刻発言記録を調査の上、措置することといたします。議事を続行します。

▼必要に応じて議会運営委員会を開催（必須ではない）

- ③議会事務局：直ちに、発言部分の会議録を作成
- ④議会運営委員会の準備・・・本会議の暫時休憩中に議運を開催して協議するための資料を準備
- ⑤議運正副委員長等との調整・・・本会議が暫時休憩に入ったら、直ちに議運正副等と議運開催について協議。開催が決まれば開催時間を調整の上、議運の委員等に連絡。（発言した議員が不穏当と認め、発言取消しを申し出れば申出書を提出してもらい、議運資料に加える）
- ⑥議会運営委員会の開催・・・議運を開催し、不穏当発言に該当するかを協議。不穏当発言になるとされれば、発言した議員にその旨伝え、自ら取消しをするかを確認。
- ㊦自ら取消す→発言取消し申出書を提出してもらい、本会議に諮る
- ㊧自ら取消さない→議長職権により取消しを命ずる

⑦本会議

【㊦自ら取り消す場合】

- ・議長（委員長）：（発言の取消しについて、を議題とします。）
- 先ほど（〇月〇日）の（△△△△）における発言について、配信しております発言取消し申出書のとおり、一部取り消したいとの申し出がありました。
- これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。
- 《異議なし》
- ご異議なしと認め、発言取消しの申し出を許可することと決しました。

【㊧自ら取り消さない場合】

- ・議長（委員長）：この際、A議員に申し上げます。
- 先ほど（〇月〇日）の（△△△△）における発言について、発言記録を調査したところ、不穏当と認めますから、発言の取消しを命じます。

※本会議での議員の発言の取消しは、その会議期間中に限りませんが、委員会においては期間を定める規定はありません。ただし、委員会での許可が必要なため、委員会を開催する必要があります。

※委員会における発言取消しの留保については、議会運営委員会を開催する必要はありません。委員会散会后、正副委員長・担当書記で対応を協議し、後日の委員会において結果を報告することとなります。

(※4) 【議長・委員長による：発言の禁止の例】

◆議員Aが会議規則や委員会条例の違反、議場等の秩序を乱し、円滑な議事運営ができない状況になったと仮定

1. 議長（委員長）：A議員に申し上げます。
発言が議事進行に関係ないと認めますので注意します。
2. 議長（委員長）：先ほど注意しましたが、なお議長（委員長）の命令に従わないので、（自治法第129条/委員会条例第16条の規定により）、本日の会議（委員会）が終わるまで発言を禁止します。

(※5) 【議長・委員長による：退去を命じる例】

◆議員Aが会議規則や委員会条例の違反、議場等の秩序を乱し、繰り返し注意等をして命令に従わず、議事運営ができない状況になったと仮定

1. 議長（委員長）：A議員に申し上げます。
再三注意しましたが、なお議長（委員長）の命令に従わないので、（自治法第129条/委員会条例第16条の規定により）、〇〇〇〇の審議・本日の会議（委員会）が終わるまで、議場の外に退去/退場を命じます。

(※6) 【議員による議長への発言取消しを命じる要求の例】

◆議員Aの不穏当発言に対し、他の議員から発言取消を求められた場合

事例1. 不穏当の発言があり、他の議員から取消しを命じることを要求する旨の発言があった場合 ※他の議員からは発言議員に直接取消しを求めることはできません

- ①A議員：×××××××。（不穏当な発言）
- ②B議員：議長（委員長）、ただいまのA議員の発言は不穏当と認めますから、発言記録を調査の上、議長（委員長）において発言の取消しを命じられることを求めます
- ③議長（委員長）：ただいま、B議員から、A議員の発言が不穏当であるから議長（委員長）において発言の取消しを命じられたいとの要求がありました。
議長（委員長）において、後刻、発言記録を調査の上、措置したいと思います。

《議事続行》

▼本会議の場合

- ④本会議散会后、議会運営委員会で対応を協議
- ⑤後日の本会議において、結果を報告

▼委員会の場合

- ④委員会散会后、正副委員長・担当書記で対応を協議
- ⑤後日の委員会において結果を報告

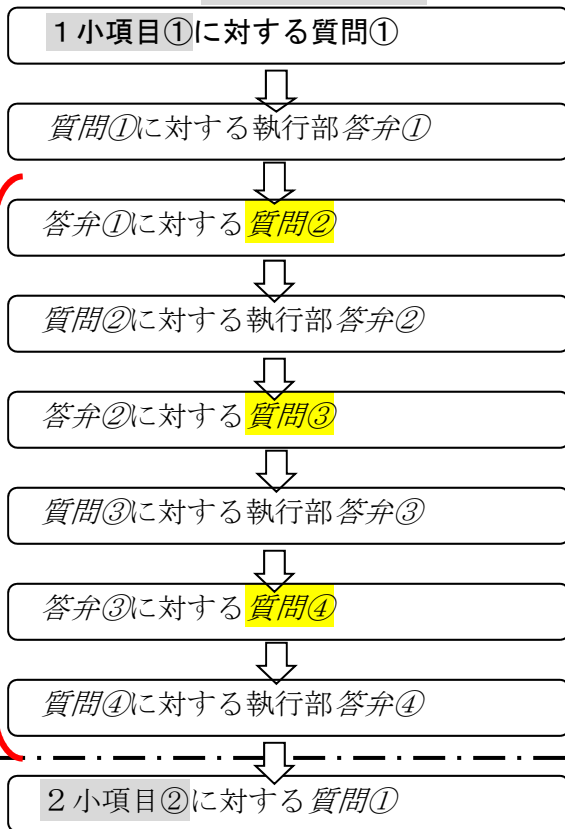
※浜田市議会では、全ての会議(委員会)を動画配信しており、発言取消し等については、迅速な対応が必要となります

◆その他

1. 一般質問通告書の記載

発言No. _____	受付No. _____
	令和 年 月 日 時 分 受付
一 般 質 問 発 言 通 告 書	
議席番号 _____ 番 氏名 _____	
<p>答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長 (○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長</p>	
<p>発言項目及び要旨</p> <p>1 ……………について</p> <p>(1) ……………について</p> <p>① ……………はどのようになっているのか現状を伺う。</p> <p>② ……………は将来的に……………するおつもりはないのか考えを伺う。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> ①、②の小項目は、要旨を具体的に記載する 通告する小項目数は、全体で30項目以内 </div>	
以下繰り返し	

(通告をした大・中・小項目のうち)



再質問以降のやりとり
(②～④は再質問)

「通告項目の表示方法」
 大項目は、1、2、3・・・
 中項目は、(1)、(2)、(3)・・・
 小項目(要旨)は、①、②、③・・・
 ※議事日程又はケーブルテレビで掲載する項目は、大項目及び中項目とする

◎質問①は通告が必要である。
 ◎質問②～④は再質問。
 通告不要ですが、答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできない。
 ◎論議が収束しないときは議長が議事を整理する。
【注意点】
 再質問は、あくまでも執行部の答弁に対する質問であり、新たな項目を質問してはいけない

要旨を具体的に記載することで、執行部は十分な準備ができ、議員にとっても満足な答弁が得られ、充実した能率的な議会運営ができるため

※以下繰り返し

2.委員会の所管事務調査

(1) 所管事務調査とは

市から提案された予算案や条例案などの議案を審査するのとは別に、常任委員会及び議会運営委員会が所管する事項について調査を行うもの。

委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る権限である。

(地方議会運営辞典による)

●地方自治法 第五節 委員会

[常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会]

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

●浜田市議会基本条例 浜田市議会例規集NO. 2

(委員会の活動)

第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。→委員会代表質問のこと

4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとする。→行政視察レポート

●浜田市議会委員会条例 浜田市議会例規集NO. 7

(所管事務等の調査)

第34条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(2) 常任委員会の所管事務調査の在り方

(現 状)

①委員から所管事務調査事項を提案し、それに対するの執行部からの説明と質疑

- ア) 年4回の定例会議の各初日に常任委員会を開催し、所管事務調査事項を決定
- イ) 定例会議期間中の常任委員会において、ア) の事項について執行部から説明を受け質疑

②テーマを設定し、政策提言等を目指しての調査研究（現在実施の「取組課題」のこと）

③委員会の行政視察や市内の現地視察（委員派遣）

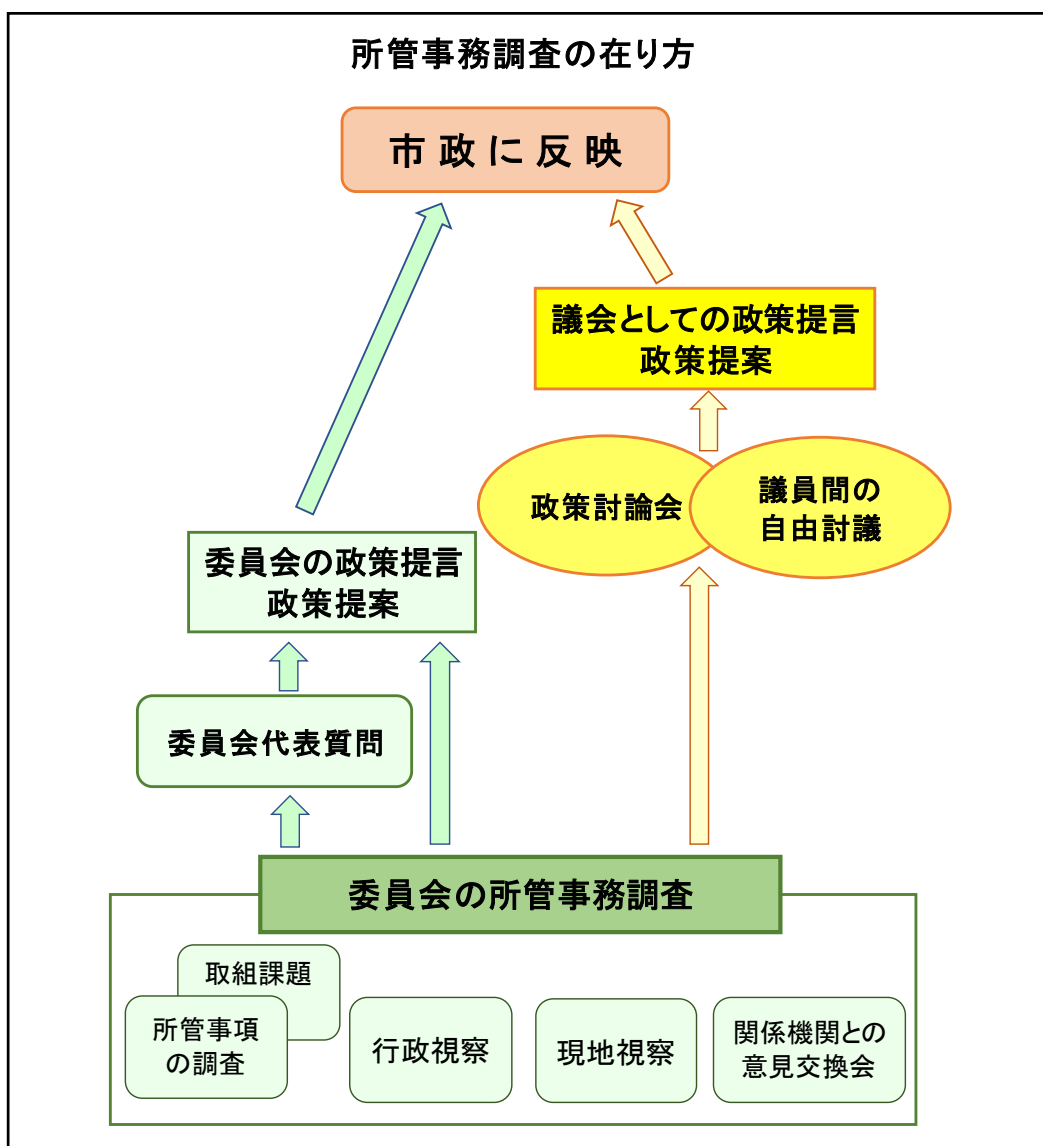
④関係機関との意見交換会

(課 題)

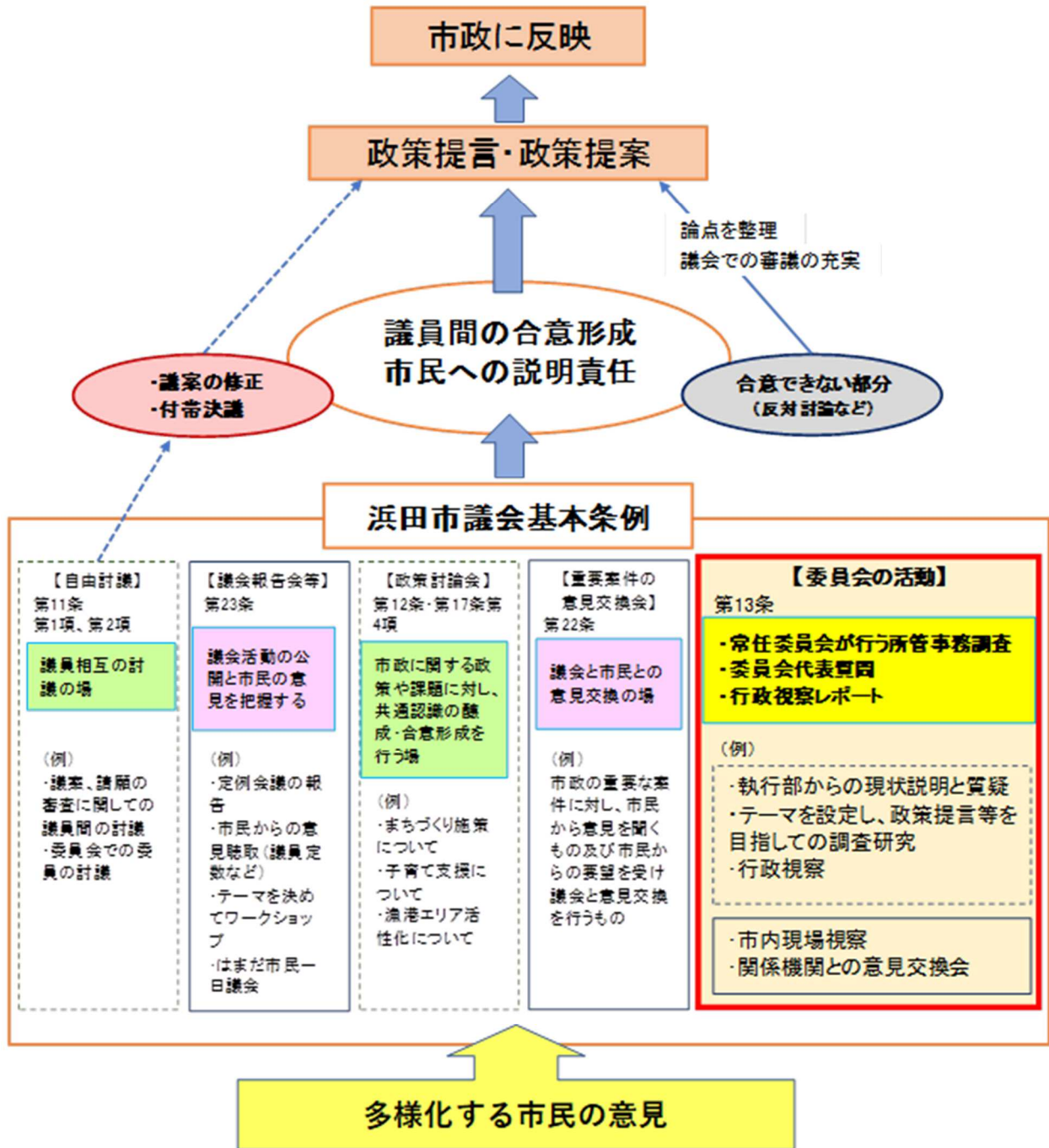
各委員個人からの執行部への調査事項として、現状確認や質疑にとどまっており、委員会としての調査目的が明確になっておらず、委員会活動の活性化や政策立案等につながりにくい。

常任委員会の所管事務調査権は、委員会の権限であることから、個々の委員が自由に所管事項について執行機関に質問することではなく、委員会として所管事項のうち調査を行う事項を具体的に議決をもって特定して行うものである。

(議員研修誌 地方議会人 2023/1から)



議会基本条例に規定する政策提言・政策提案の手法



 は議会内部での協議の場
 は市民等も入っての意見交換等の場

3.議員の調査権

①議会と委員会の調査権

- ◆議会…執行機関に対するチェック機能を果たすため、地方自治法において当該自治体の事務に関する調査権が認められている。

●**地方自治法**〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

↑この「100条調査権」を行使するには、**議会の議決が必要**

- ◆委員会…その所管する部門に属する当該自治体の事務に関する調査権が認められている。
(地方自治法第109条第2項 →所管事務調査)

●**地方自治法**〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

委員会の役割は、本会議からの付託を受け、議案などを十分に審議することであるから、そのための固有の権限として、調査権が法律上定められている。

この委員会の調査権は、議会の100条調査権のような強制力はないが、委員会が主体的に行使する固有の権限であるから、その発動には委員会の議決を要する。

したがって、委員会の委員の自由意志だけで調査権を行使することはできない。

例えば、委員会開会中に、出席委員から調査のための資料要求を求める旨の発言があった場合、委員長は資料の提出を求めることについて採決を行い、可決されれば委員会として資料の提出を所管部署に求めることになる。

②議員の調査権

地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定しているが、議員個人の調査権については、何ら規定していない。

「議員の調査権には法的根拠がない＝執行機関からの回答は任意である」ことを認識しておくことが必要。

執行機関へ資料の提供を依頼する場合は、内容を明確にし、提出は任意であることを踏まえて依頼する。新たに資料作成が生じる場合は提出期限にゆとりを持たせるなど、執行機関に過度な負担が生じないように配慮することも必要。

【参考文献】

- ・ 議会運営の実際 編著者 地方議会研究会
- ・ 地方議会運営辞典 地方議会運営研究会編集
- ・ 地方議会議事次第書・書式例 全国町村議会議長会編
- ・ 地方議会人 全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集
- ・ 逐条 地方自治法 佐藤文俊著
- ・ 議会事務局のシゴト 清水克士著

議員定数等議会活性化特別委員会の検討状況について（報告）

議員定数等議会活性化特別委員会
委員長 川神 裕司

議員定数等議会活性化特別委員会では、ハラスメント防止に関する取組として、以下の事項について協議を進めましたので報告します。

1. 浜田市議会議員政治倫理条例の逐条解説の作成について

SNS 等の利用における問題や多様化するハラスメント行為など、現代的な課題に対応するため「浜田市議会議員政治倫理条例」を3月定例会議で改正しました。

このたび、条文の解説や違反となる例を具体的に明示することで実効性と運用性を高めるとともに、内容を全議員に周知することで、自己規律と自浄作用を促す抑止力とするために「逐条解説」を作成しました。

別紙 1 「浜田市議会議員政治倫理条例 逐条解説」

2. 市職員対象ハラスメント実態調査アンケートの実施について

ハラスメントのない健全で働きやすい職場環境及び議会環境の実現に向け、市職員を対象とした実態調査アンケートの実施を計画しています。

本調査は、匿名性を担保した WEB 形式で実施し、個人特定や人事評価等への影響は一切生じさせないよう厳格に管理します。

今後、時期や方法などを執行部と綿密に調整したうえで実施します。

別紙 2 「市職員対象ハラスメント実態調査アンケート（案）」

浜田市議会議員政治倫理条例【逐条解説】

条文	逐条解説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条は、本条例の制定目的と基本理念を定めるものです。本条例が浜田市議会基本条例第20条の規定に基づくものであることを明記し、市政が市民の厳粛な「信託（主権者である市民から、市政の意思決定や監視という重要な役割を預かっていること）」によるものであることを確認しています。</p> <p>本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、各条文の解釈及び運用の基本となるものです。</p> <p>市政は市民の厳粛な信託に基づくものであり、議員はその信託に応える責務を負うものです。議員は特定の個人又は団体の利益にとらわれることなく、市民全体の奉仕者として行動することが求められます。</p> <p>また、議員が常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を遂行すべきことを明らかにするとともに、政治倫理の確立及び向上を通じて、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的としています。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>議員が常に自覚し、実践すべき責務を規定しています。</p> <p>第1項は、議員の権能が個人的な特権ではなく、市民全体のために行使すべきものであることを示しています。</p> <p>第2項は、市民の多様な要請に的確に対応するため、常に自己研鑽に励み、識見を養うべき努力義務を定めています。</p> <p>第3項においては、「説明責任」を明記しています。議員の活動は市民の負託によるものである以上、そのプロセスや結果を積極的</p>

条文	逐条解説
<p>3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>に情報公開し、市民に対して自ら説明する責務があることを示しています。これは、後述する第3条第2項の「疑惑解明の責務」の前提となる極めて重要な規定です。</p>
(政治倫理基準の遵守等)	
<p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の中核をなす規定であり、第1条の目的を達成するために議員が遵守すべき具体的な行為規範（してはならないこと）を列挙しています。これらに反する疑いがある行為は、第4条に基づく審査請求の対象となります。</p> <p>政治倫理基準を明確にすることは、次の3つの重要な意義を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議員自身の自己規律の明確な指針となること。 ②市民や他の議員が審査請求を行う際の要件を客観化すること。 ③議員に対する攻撃目的等の恣意的な審査請求を防止すること。
<p>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p>	<p>【第1号（品位・名誉の保持）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員という職制に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民全体の奉仕者としての自覚を著しく欠く行為 一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁・優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや市民に対する高圧的な態度など、「全体の奉仕者」としての公平性や高い倫理観を欠き、市民の不信を招く行為は本号違反となります。 ② 議会運営に問題を起こす行為（議場等での振る舞い） 議員には議場での自由な発言が保障されていますが、地方自治

条文	逐条解説
<p>(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p>	<p>法に基づく「言論の品位」や「秩序保持」のルールの逸脱は許されません。</p> <p>不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止・指示に直ちに従わず議事進行に支障をきたす行為は、議会の権威を著しく損なうものです。たとえ後で発言を取り消したとしても、あるいは最終的に指示に従ったとしても、円滑な議会運営に支障をきたし、秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が倫理基準違反（品位の失墜）に該当します。</p> <p>また、発言上の問題に限らず、正当な理由のない欠席や遅刻・離席の常態化、議場における不真面目な態度の反復等、議会の構成員としての職責を軽視し、議会の品位を損なわせる行為も対象となります。</p> <p>③ 議会外での品位失墜行為</p> <p>議会内の言動にとどまらず、私生活上の著しいトラブルや法令違反等により、報道等を通じて議会全体の信頼を現実に損なわせた場合も対象となります。</p> <p>【第2号（金品授受の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や、実態のない顧問料の受領等も含まれます。</p> <p>社会通念上妥当と認められる範囲の私的な冠婚葬祭の祝儀・香典（公職選挙法で禁止されるものを除く。）や、個人的な関係に基づく少額の品物のやり取りまでを禁ずるものではありません。ただし、境界線が曖昧になりやすいため、市民から疑念を抱かれることのないよう、議員自らが厳格に律する必要があります。</p> <p>【第3号（人事への介入禁止）】</p>

条文	逐条解説
	<p>【解説】 行政の公平性・中立性を担保するため、職員人事に対する議員の不当な介入を禁じます。対象となる「職員」には正規職員だけでなく会計年度任用職員等も含まれます。 働きかけの成否や金銭等の対価の有無は問いません。その行為を行った時点で違反となります。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の受験者の名前を挙げ、採用試験での配慮を求めること。 ・特定の職員の昇任や、特定の部署への異動（または異動させないこと）を人事担当者に要求すること。
<p>(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。</p>	<p>【第4号（職員の公正な職務執行の妨害禁止）】</p> <p>【解説】 議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により、行政の中立性や適法性が歪められることを防ぐ規定です。「市等」には、市が出資している外郭団体等が含まれます。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけること。 ・特定の個人や団体の税金の滞納処分（差押え等）を待つよう不当に要求すること。 ・要求を通すために、大声を上げたり、人事上の不利益（「異動させるぞ」「処分させるぞ」等）、SNS等への掲載をちらつかせたりすること。
<p>(5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。</p>	<p>【第5号（執拗な要求の禁止）】</p> <p>【解説】 市民からの要望を行政に届けることは議員の重要な役割ですが、それが法令上の権限を超えた「議員個人の不当な圧力」となること</p>

条文	逐条解説
<p>(6) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>を戒める規定です。</p> <p>地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定されていますが、議員個人の調査権は規定されていません。このため、議員個人の申入れ又は要望に対する行政側からの回答は、任意とされています。</p> <p>「執ように(しつこく)」とは、行政側が法令や公平性の観点から「対応が難しい」旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり、長時間の居座りによって他の業務に支障が生ずるような要求を繰り返す態様を指します。</p> <p>【第6号(ハラスメントの禁止)】</p> <p>【解説】</p> <p>近年社会問題化している各種ハラスメントを明確に禁止する条項です。ハラスメントを「行為者の意図にかかわらず」と定義しています。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>①行為者の主観的意図の否定</p> <p>議員側に相手を傷つける意図がなく、「正しいことを教えるための厳しい指導だった」「冗談のつもりだった」といった主観的な意図であったとしても、客観的にみて相手方を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であればハラスメントに該当します。判断の基準は行為者の意図ではなく、客観的な妥当性と相手方の受け止め方にあります。</p> <p>②相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止</p> <p>自らのハラスメント行為を「相手から先に失礼な態度をとられた」「やり返ただけである(正当防衛である)」と主張して自己弁護するケースがあります。しかし、本条例は議員自身の倫理</p>

条文	逐条解説
<p>(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。</p>	<p>的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当化・免責されることはありません。仮に相手の対応に何らかの問題があったとしても、それに対して暴言や威圧的な態度等で「やり返す」行為は、それ自体が独立したハラスメントとして本号違反となります。</p> <p>【第7号（情報発信における名誉棄損等の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>ネット社会における議員の情報発信責任を定めた規定です。議会内での発言にとどまらず、個人のSNSやビラ配り等、あらゆる媒体が対象となります。</p> <p>議員の政治的言論の自由は最大限尊重されますが、「表現の自由」を逸脱して個人等を攻撃する行為は許されません。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>① 政治的批判と個人攻撃・名誉毀損</p> <p>市長や行政の「施策」や「決定プロセス」に対する批判は正当な政治活動です。しかし、政策批判の域を超え、相手の「人格、容姿、出自、私生活」を攻撃することや、「あの業者や市の職員は手抜きをしている」等、真実であるという客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は、名誉毀損に該当します。</p> <p>② 一般市民や職員に対する言及（不当な情報流布）</p> <p>一般の市民や市の職員を名指し（又は特定できる形）で批判し、私人としての平穏を害する行為は、著しい人権侵害となります。「公益目的」を主張しても、その個人の実名等を晒す必要性が認められない場合は本号違反となります。</p> <p>③ 未確認情報（噂・推測）の断定的な発信</p>

条文	逐条解説
<p>(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p> <p>(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対す</p>	<p>「～という噂がある」「～らしい」といった伝聞であっても、それを議員が自身の媒体で発信すれば、市民からは「議員が言うのだから事実だろう」と受け止められます。裏付けのない情報を軽率に発信し、結果として他者の信用を毀損した場合は免責されません。</p> <p>④ SNS特有の機能（拡散・「いいね」等）による加担</p> <p>自身で直接書き込む行為だけでなく、第三者が発信した名誉毀損や誹謗中傷の投稿を、議員名義のアカウントで拡散（リツイートやシェア）したり、賛意を示す（いいねを押す）などの行為も、状況によっては「不当な情報の流布」に加担したとして本号違反に問われる可能性があります。</p> <p>⑤ 「個人の見解」等の免責文言の無効性</p> <p>SNSのプロフィール欄や投稿に「これは議員としてではなく個人の見解です」「あくまで個人の感想です」と記載していたとしても、客観的に「浜田市議会議員の発信」として広く認識されている以上、本条例の適用を免れる理由にはなりません。</p> <p>【第8号（契約・許認可への介入禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>いわゆる「官製談合」への関与や、特定業者への利益誘導（不当な口利き）の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の入札において、特定の業者が落札できるよう入札情報の漏洩を求めたり、指名業者に入れるよう働きかけること。 ・ 許認可の要件を満たしていない申請について、特例として認めるよう要求すること。 <p>【第9号（不適切な寄附の受領禁止）】</p>

条文	逐条解説
<p>る寄附についても、また同様とする。</p> <p>(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。</p> <p>(11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。</p> <p>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>法令に違反しない寄附であっても、「倫理的・道義的」に問題のある寄附の受領を禁じています。</p> <p>「道義的な批判を受けるおそれ」とは、例えば、市から補助金等の決定を受けた直後の企業からの寄附や、市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ市民から不信を招くようなものを指します。後援団体を隠れ蓑にすることも後段で明確に禁じています。</p> <p>【第 10 号（反社会的勢力との関係遮断）】</p> <p>【解説】</p> <p>反社会的勢力との関係を一切遮断する規定です。</p> <p>「関与しないこと」には、議員が反社勢力を利用することだけでなく、会合への出席や祝花の送付等を通じて、結果的に反社勢力に利用され威付けに加担してしまうこと（交際）も含まれます。</p> <p>【第 11 号（守秘義務）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員活動を通じて知り得た非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めています。</p> <p>特定の業者に便宜を図るための意図的な情報漏えいが違反となるのは当然ですが、「いち早く市民に知らせたい」という善意や自己アピールの目的であっても、情報解禁前の行政情報や委員会の秘密会の内容を SNS 等で発信した場合は本号違反となります。</p> <p>【解説】</p> <p>疑惑が生じた際、審査会や第三者の調査を単に待つ（あるいは逃げる）のではなく、自ら進んで証拠を提示し、事実関係を説明する自浄作用の義務を定めています。</p> <p>本項は、議員としての高度な倫理観に基づく自己責任の原則を示</p>

条文	逐条解説
	<p>しています。審査会による調査が行われる際も、この規定に基づき、議員には最大限の協力が求められます。</p>
<p>(審査請求)</p> <p>第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>(1) 議員 議員2人以上が連署する書面</p> <p>(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面</p>	<p>【解説】</p> <p>前条の基準に違反する疑いがある場合の、具体的審査請求権を規定しています。議員からの請求には「2人以上の連署」、市民からの請求には「有権者総数の100分の1以上の連署」というハードルを設けています。</p> <p>政治的な攻撃の手段としての悪用や、個人的な恨みに基づく根拠のない請求を防止し、一定の客観的疑念（署名によって可視化される社会的疑念）がある事案に絞って審査を行うための要件です。</p>
<p>(審査会への審査要請)</p> <p>第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>要件を満たした適法な審査請求があった場合、議長は「直ちに」審査会に要請しなければなりません。議長個人の裁量や恣意的な判断で審査をストップさせることは許されません。</p>
<p>(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)</p> <p>第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会は常設ではなく、請求があった事案ごとに設置される附属機関です。その事案における「適否（そもそも審査になじむ案件か）」と「違反の存否（事実関係）」を調査審議します。</p>
<p>(審査会の委員)</p> <p>第7条 審査会の委員は、6人とする。</p>	<p>【解説】</p>

条文	逐条解説
<p>2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>審査会の客観性と独立性を担保するための委員構成と、委員自身の義務を定めています。</p> <p>審査の客観性と公平性を担保するため、委員 6 人は議長が「識見者（弁護士、学識経験者等の第三者）」又は「議員」から委嘱・任命します。</p> <p>審査会は吊るし上げの場ではなく、客観的な事実認定を行う場であるため、第 4 項の守秘義務に加え、第 5 項に基づき委員自身も予断を持たず、私情を交えずに審査に臨む必要があります。</p>
（審査会の調査権限）	
<p>第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他相当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。</p> <p>3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会に調査権限を付与しています。</p> <p>対象議員だけでなく、関係者の出席要求、資料提出要求が可能です。</p> <p>第 2 項の「資産等に関する書類」は、金銭的な疑惑（第 3 条第 2 号や第 8 号等）を解明する上で不可欠となります。また、提出された資料の取扱いや保管には、通常以上の厳格な守秘義務と情報管理が求められます。</p>
（議員の協力義務）	
<p>第 9 条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>第 3 条第 2 項の「疑惑解明の責務」を具体化したものです。</p> <p>対象議員は審査会の要求を拒むことはできず、誠実に協力する義務を負います。</p>
（釈明の機会の保障）	
<p>第 10 条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査対象議員が一方的に処分されることを防ぎ、自己の正当性を主張したり、誤解を解いたりする適正手続の保障を定めています。</p>

条文	逐条解説
	<p>具体的には、弁明書の提出や、審査会への出席による口頭陳述の機会を付与します。この場は「吊るし上げ」や「尋問」の場ではなく、事実関係を正確に把握するための防御権の行使であるため、審査会側も予断を持たず客観的に聴き取る姿勢が不可欠です。</p>
<p>(虚偽報告等の公表等)</p> <p>第 11 条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第 14 条に準じた措置を講ずることができる。</p>	<p>〔解説〕</p> <p>対象議員が調査に非協力的であったり、嘘の報告をしたりした場合の制裁措置です。</p> <p>調査を妨害した事実そのものを「公表」という社会的制裁を下すとともに、違反行為が認定された場合と同様の措置（第 14 条に準じた措置）を講ずることができます。これにより、正当な理由なき調査からの逃亡や隠蔽を強力に抑止します。</p>
<p>(審査結果の報告等)</p> <p>第 12 条 審査会は、第 5 条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して 60 日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>〔解説〕</p> <p>審査の迅速性を確保するための規定です。</p> <p>審査の長期化を防ぐため、原則として「60 日以内」という標準処理期間を設けています。</p> <p>また、議長に報告された結果は、必ず請求者と対象議員に通知され、市民に「公表」されます。</p>
<p>(審査会の公開)</p> <p>第 13 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</p>	<p>〔解説〕</p> <p>審査の透明性を確保するための規定です。</p> <p>審査会の会議自体も「公開」が原則です。個人のプライバシーに深く関わる場合や、関係者の保護や忌憚のない意見聴取が必要な場合等、非公開とするには、出席委員の「3 分の 2 以上」という特別多</p>

条文	逐条解説
	数の同意を要する厳格な運用としています。
<p>(政治倫理基準違反に対する措置)</p> <p>第 14 条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果に基づく議会の自律的措置を定めています。</p> <p>審査の結果、違反が認定された場合、審査会は議長に対して「辞職の勧告」などの措置を講ずるよう求めることができます。議会が取り得る措置の中で「辞職の勧告」は法的な強制力（失職させる力）こそないものの、議会としての意思を明確に示す最も重い政治的・道義的制裁となります。</p>
<p>(審査結果の尊重)</p> <p>第 15 条 審査対象議員は、第 12 条第 2 項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果及び議長の通知に基づく議員の政治的・道義的責任の取り方を定めています。</p> <p>違反を指摘された議員は、審査会の結論を真摯に受け止め、自らの行動を是正する（場合によっては自ら役職を辞したり、議員辞職を決断する等の）措置を講じなければなりません。</p>
<p>(贈収賄罪等の刑確定後の措置)</p> <p>第 16 条 議会は、議員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第 11 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 127 条第 1 項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の審査請求に基づくプロセスとは別に、議員が職務に関する収賄罪（刑法第 197 条等）で有罪判決を受け、その刑が確定した場合の措置規定です。</p> <p>公職選挙法等の規定により当然に失職する場合（実刑判決等）を除き、執行猶予等で直ちに失職しない場合であっても、市政に対する重大な背信行為であるため、議会として名誉と信頼を回復するための厳格な措置（辞職勧告決議等）を主体的かつ速やかに講じることが宣言した条文です。</p>

条文	逐条解説
<p data-bbox="145 199 241 236">(委任)</p> <p data-bbox="91 247 1081 284">第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p data-bbox="1137 247 1240 284">【解説】</p> <p data-bbox="1122 295 2152 430">審査請求書の様式、資産報告書の具体的な記載事項、審査会の議事進行の細則など、条例を実施するために必要な手続的・技術的な事項は、本条の委任に基づき、議長が規則や規程等で定めます。</p>

市職員対象ハラスメント実態調査アンケート（案）

1. 調査の目的

浜田市議会

議長 澁谷 幹雄

議員定数等議会活性化特別委員会

委員長 川神 裕司

浜田市議会では、市職員の皆さんが直面している実態を重く受け止め、ハラスメントを許さない地域社会の実現に向け、ハラスメントのない健全で働きやすい職場環境及び議会環境を確保することを目指しています。

この目的を達成するため、ハラスメント防止に関する条例制定に向けて、市職員の皆さんが直面している実態や率直な意見を把握するためのアンケート調査を実施します。

本調査は、全職員の実態やご意見をぜひ聞かせていただきたいという「議会の総意」として、皆様にご協力をお願いするものです。

本調査は無記名で行い、個人の特定制や人事評価等への影響は一切ありません。また、回答データの集計結果は統計的に処理し、個人が識別できない形で取り扱います。

2. 調査対象

全正規職員および会計年度任用職員

3. 実施方法

Web フォームによる回答（PC またはスマートフォン）

※ 匿名性を担保するため、ログイン ID 等は収集しません。

4. 質問項目（案）

【問1】過去（直近3年間程度）に、業務に関連して「ハラスメント（嫌がらせ）」を受けたと感じたこと、または見聞きしたことはありますか。

1. 自分が受けたことがある
2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある
3. ない

（以下、問1で「1」または「2」と回答した方への質問）

【問2】それは、誰からの行為でしたか。

1. 上司・先輩
2. 同僚・部下

地域井戸端会の報告書の共有及び回答の作成等について

以下スケジュールのとおり、報告書を基に各委員会でご協議いただき、意見に対する回答の作成をお願いいたします。

スケジュール

6月4日（木）	【全員協議会】 報告書の共有
6月26日（金） ～30日（火） ほか	【6月定例会議各常任委員会】 ① 報告書を基に3常任委員会で重要と思われるものについて協議 ② 意見に対する回答を作成 ③ 委員会で次回へ生かすため、反省点や課題があれば協議し、まとめたものを報告
7月1日（水） 午後2時	回答提出締切
7月3日（金）	【全員協議会】 委員会での協議結果の共有
7月初旬	各会場に回答を掲示（全体同一の回答） ホームページにも回答を掲載

回答書

別紙のとおり

地域井戸端会の各委員会からの回答・報告

【締切】7月1日（水）午後2時

【総務委員会】

- ・ 「防災と避難行動計画について」について
- ・ 自由意見について
- ・ 反省点・課題など

【文教厚生委員会】

- ・ 「子どもや高齢者の暮らしの困りごと」について
- ・ 自由意見について
- ・ 反省点・課題など

【産業建設委員会】

- ・ 「100年先に残したい浜田の食」について
- ・ 自由意見について
- ・ 反省点・課題など

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 8 日(金) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	大麻まちづくりセンター	参加人数	9 人
出席議員	岡本正友 小川稔宏 遠藤祐之		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大麻地区は広範囲で災害の種類により避難が難しい ・ 町内会員の意識をどう高めるか ・ 家庭内で災害に対する意識を共有する必要がある ・ 高齢者の独り暮らしへの支援 ・ 本当に動くべきか悩む ・ 防災ハザードマップの見開きの要の部分が見えにくい ・ 普段の人間関係の構築が必要 ・ 関係人口を増やす 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大麻地区には子供が一人しかおらず、友達と遊ことすら難しい（公共機関の便が非常に悪く、保護者の送迎が必須なため）大麻診療所は現在利用者が 5 名しかいない。昔は入院もできたが今はできない。折居駅は婦人会が交代で掃除をしている。カフェ FUN は使命感で仕事をしている。 ・ 海端の地域なのでエアコンの室外機が錆びて故障する。空き家バンクのハードルが高い。 		

【産業建設委員会】100年先に残したい浜田の食

- ・地域の食文化・特産品の継承
- ・フキ、タケノコなど磯辺や地域の旬の食材を、100年先にも食べられる地域として残したい。
- ・ボベ飯、鯖のいり焼き（煮食い）、おまん寿司、鯖寿司、角ずしなど、地域独自の食文化を継承したい。
- ・かまぼこ店など、地域の食産業が店とともに失われつつあり、廃れさせたくない。高齢化により作り手や継承者が不足しているため、技術や文化を引き継ぐ仕組みが必要。
- ・地域産品の魅力発信とブランド化
- ・浜田には良質な米、イチジク、ブドウなど優れた農産物があるが、認知度が低い。室谷の米など、他地域ブランドに負けない魅力がある。地域の良いものを広く知ってもらうため、市による情報発信や支援強化が必要。
- ・事業承継・人材マッチング支援
- ・良いものがあっても、個人だけで後継者探しや商品開発を進めることは難しい。「店を閉めたくない人」と「新しく挑戦したい人」をつなぐ仕組みが必要。
- ・貸し手・借り手双方の情報整理やサポート体制、現状把握とマッチング支援が求められる。市が中心となり事業承継や産業支援の体制整備を進めてほしい。
- ・食を活かした新たな取組
廃校を活用した陸上養殖など、新たな地域産業の可能性がある。
- ・地域おこし協力隊による料理人育成支援事業内容が必要な事業者十分に情報が届いておらず周知強化が必要。
- ・レトロな喫茶店など、地域らしい店舗や雰囲気も貴重な地域資源として残したい。お魚市場への誘客や周辺地域への回遊につながる施策を期待する。

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家増えているが今後どうなるか心配 ・共同募金等を簡素化すべき ・周辺の踏切の草刈りや整地体格が必要 ・折居駅内の落書き帳あり(記帳多数)
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光コースを回るタクシーの整備が必要。せっかく折居駅にきてもらっても、汽車の便が不便で他に行くところがない。 ・孫の付き添いで折居駅を見に来たが、年寄りはどこで時間を潰したらいいのか。浜田駅を降りてもお茶をする場所(時間を潰すところ)がない。 ・山陰道が益田までつながり、浜田の人がみんな益田に買い物に出掛けてしまう。 ・空き家が多くある、その中に素晴らしい空き家もあるが、空き家バンクのハードルが高い。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR折居駅の活用と地域資源化 ・JR折居駅を100年先まで残したい。 ・景色やロケーションの良さを活かした活用が期待されている。 ・ヨシタケ缶コーヒー製造工場としての活用案も出ている。 ・駅舎にトイレがなく不便なため、環境整備が必要。 ・まちづくりセンターでは、今年度から折居駅活用の委員会を立ち上げて検討を進めている。 ・市民参加・情報発信の改善 ・このような会への参加にハードルを感じる人も多い。 ・広報やSNSを活用し、気軽に意見を言える機会づくりが必要。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・幅広い世代からアイデアを集め、市政へ反映できる仕組みを強化してほしい。「やっているだけ」に見えないよう、募集方法や参加手段の周知を充実させる必要がある。 |
|--|---|

令和8年5月8日 岡本正友

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 11 日(月) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	浜田地区 長沢サブセンター	参加人数	8 人
出席議員	川上幾雄、串崎利行、戸津川美二 傍聴：市議 4 人		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動計画について防災マップにも記載してあるが、周知できていない。地域としても十分に活動できていない。 ・ 市の合同防災訓練も何をされているかわからない。市民にわかるような活動になっていない。見える化を求める。災害も地域によって異なっており、各地域に沿った対応が必要である。 ・ 災害対応策を考えることのできるまちづくりサポーターの配置を要望する。 ・ 常時防災について、防災士が指導できるようにしてもらいたい。そのことにより防災意識が向上する。 ・ 大規模な災害では、まず、自助・共助が必要。その後公助となる。 ・ 市で防災グッズを展示し、合わせて販売もするようにはどうか。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のバス路線と個人の免許返納が課題に思う。交通手段がなくなり、免許返納をしたくてもできない。 ・ あいのりタクシーの利用方法がなかなか理解できていない。地区サポーターの活用が十分でない。予算の枠 80 万も足りない。 ・ シニアカー購入の補助があればいい。 ・ 敬老乗車券の枚数限度について条件がある。距離だけでなく、地域事情もある。地形により高低差も加味できるような条件緩和を求める。 		

	<p>【産業建設委員会】100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どぶろくが再開した。しっかりPRを求める。 ・サバ寿司、ぼべ飯、角寿司、おまん寿司、いかめし ・赤てん ・利休饅頭、金城饅頭、 ・カレー一夜干し ・三隅の光明堂の和菓子
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良について <p>長沢外ノ浦殿町線の改良が途中で止まっているのではない か。今後どうなるのか？</p> <p>回答：道路改良は現段階で事業が進むことはない。 当面は、土地の提供等により待避所を確保すること で対応することと聞いている。</p>

令和8年5月20日 戸津川美二

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 12 日 (火) 18 時 00 分～ 20 時 00 分		
開催場所	長浜まちづくりセンター	参加人数	4 人
出席議員	笹田副議長 森谷議員 沖田議員 (傍聴) 大谷・足立議員		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜地区では一昨年に自主防災組織を設立。全 28 町内の内 2 つの町内は既に単独で設立している。令和 7 年度に初めて避難訓練を行った。初の試みだったので対象者は町内会長のみで行った。本年度は町民を対象とした防災活動を企画している。 ・ 熱田、長浜地区の山側は土砂災害、海側は津波災害を想定している。現在、まちづくり総合交付金を活用して両地域で共通して使えるような備品として全町内の世帯へ「防災バック」の配布。地区に数カ所「防災備品の備蓄倉庫」の設置を検討している。 ・ 浜田商業高校は避難所として使えるのか？また、いざと言うときに鍵は誰が開けてくれるのか？ ・ 全国的にも災害時における自動車での避難行動について浜田市としてどのように考えているのか？ ・ 長浜小学校に避難したことを想定すれば、正面門は防波扉になっているのか？ ・ 地域防災を考えるうえで過去にどのような規模の災害があったのかを知ることが重要。過去に起きた災害について学ぶ機会（研修会等）をつくるべき。 ・ 自主防災組織に消防団を定年等で退職した団員に加わってもらい仕組みを設けるべき。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で子ども食堂を開いてほしいとの意見がある。 ・ 高齢者の働く場所の創出ができるとう良い。働くことが生き甲斐につながると思う。 ・ 病気や障害を抱えた独居世帯への配慮と対応策が不十分であることが課題。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土料理は旧那賀郡の方が多いと思う。旧浜田市はこれと言った代表的な料理がないように思う。しいて言えば、クジラ飯、ボベ飯、板ワカメ、サバの煮食い等の海の幸。 ・ 各地域の伝承や人物、逸話に基づいたメニューの開発をすることで郷土の名物が生まれる。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長直行便の内容を職員が精査して市長に渡すことはおかしいので届いた直行便は全て市長に渡すべきだ。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市で文化勲章の受章者や偉人のことを、もっと学校教育に取り入れるべき。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市には埋もれている観光資源が掘り起こせばもっとある。市職員や観光協会ではなく民間企業のノウハウを活用して掘り起こすべき。 ・ 浜田市は柑橘系を育てるのに適している条件の土地もあるので「大ミグ」や「スダチ」などの栽培を研究してみてもどうか。 ・ 長浜地区は八朔祭り？や海上神幸祭？など多くの祭りがある海上祭は浜田港運のタグボートを使っているため継承ができていたが他の地区は漁船の使用が不可となったため行われていないことが残念に思う。地域で行われてきた行事や祭りなどを今後も継承して行ってほしい。

令和8年5月12日 沖田真治

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 18 日(月) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	浜田まちづくりセンター	参加人数	2 人
出席議員	西田清久、村木勝也、岡山令子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に要支援者の避難計画をつくっていても、いざというときに本当に避難出来るのか疑問がある。 ・要支援者の情報を知らない。(個人情報) ・町内会に入っていない人への対応をどうすればよいか。 		
	<p>【文教厚生委員会】子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は移動手段がなく、買い物や通院に困っている。バス路線はあっても、自宅からバス停までの移動が難しい。 ・敬老乗車券はありがたいが、すぐに使い切ってしまう。利用していない人がいればその分を回してもらえそうな仕組みにならないか。 		
	<p>【産業建設委員会】100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・干魚(特にみりん干し_アジとサバ) →作り手が不在、味の継承。資機材の更新助成 等 フグとノドグロ(桜干し)のみりん干しもおいしく浜田の味 ・ぼべご飯 ・角寿司 ・マキ ・光明堂の桜餅 		

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人（要支援者）への災害時や避難訓練の情報伝達手段は。 ・携帯電話の電波が繋がらない地域への緊急時の情報伝達手段は。 ・緊急情報（事故、倒木、道路陥没・・・）をラインを使って送れるシステムが出来ないか。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田城の石垣に木が生えており保存の観点から危惧している。伝えたが状況が大きく変わらない。 ・浜田市は文化財を保護する姿勢が弱いのではないか。 ・豊ヶ浦は観光価値が高い。地元の人への認知を向上させることが必要ではないか。
	<p>【産業建設委員会】</p> <p>①ゆうひパーク浜田について、なぜ、ゆうひパーク浜田さんは、テナントから撤退したのか。 →次にゆうひパーク浜田を運営する第一交渉権者とテナント料や運営方針で折り合いがつかなかったと聞いています。</p> <p>②観光振興、郷土資料保全の問題として、浜田城石垣から木が生えている。このままだと石垣が壊される。どうにか切ってもらえないか。過去(10年前)にも意見したが、できない。との回答であった。(過去の回答を見させてもらう。) 結局、市は、何もしないで、このままで良いとの判断なのでしょうか。機会を見ては除去していると書いてあるが、実績が見れない。 →回答によれば、その木を切ることが石垣を壊す恐れがあると書いてある。聞くところによると枝切りはされているとのこと。景観のこともあり、再度良い方法はないか執行部はどのように管理しているのか確認します。(文教と重複の部分あり)</p> <p>③更に観光振興として石見豊ヶ浦を観光地としてもっとPRし、高手から見えるようハシゴを付ける等整備もしてほしい。通れない(行けない)所もある。国の文化財でもあるのに。(文教と重複)</p> <p>④過去からずっと瀬戸ヶ島近辺は、いろいろな構想や計画があっ</p>

	<p>た。この度は、成功すのか不安です。 サケの養殖は、浜田の漁獲量、水揚げとしてカウントされるのだろうか。 →三陽さんは、水揚げとなるが、養殖はならないのでは。</p>
--	---

令和8年6月1日 岡山 令子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 18 日(月) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	美川まちづくりセンター	参加人数	2 人
出席議員	大谷 学、 足立 豪、 柳楽 真智子		
一マ別に出 た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織は設立することが目的ではなく、継続的な活動が重要。 ● リーダーや若い世代の担い手不足が課題。 ● 最初から高度な活動を求めるのではなく、連絡網づくりなど取り組みやすい内容から始めることが有効。 ● ハザードマップが活用されておらず、防災情報の周知不足がある。 ● 避難所に指定されている施設が浸水想定区域内にあるなど、避難先の実効性に課題がある。 ● 土砂災害の危険性は住民に伝わりにくく、意識向上が必要。 ● 高齢者は避難指示が出ても実際には避難しないケースが多い。 ● 子どもへの防災教育を強化し、マイタイムラインの宿題化など家庭への波及を図るべきとの意見。 ● 消防団員や防災士自身が災害時に出動するため、家族の避難支援が課題。 ● 30～40 代世代の地域活動への参加促進が必要。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学校部活動の縮小により、希望する競技を続けられない可能性がある。 ● 競技継続のため市外へ流出する生徒が増える懸念。 ● 外部指導者の活用にも送迎や移動手段の確保が課題。 ● 通学路に歩道がない危険箇所があり、安全対策が十分ではない。 ● 少子化の進行が予想以上に速く、教育体制の見直しが必要。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> • 美川地区で「味噌の会」の活動では麴作りも行い、麴を多く使用した甘みのある手作り味噌づくりが行われている。「そのまま食べられる味噌」として地域の特色ある食文化になっている。 • 漬物文化は保健所指導等の影響で販売機会が減少している。 • 地域ならではの食体験や加工食品が来訪者の記憶に残る観光資源となっている。 • 味噌づくりや漬物づくりなど、家庭や地域で受け継がれてきた食文化の継承が必要。
自由意見	<p>【総務委員会】 特になし</p>
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 看護師確保のための修学資金貸付制度拡充。 • 放課後児童クラブ支援員の確保。 • 医療・介護人材確保とサービス維持。

【産業建設委員会】

- ・ 中山間地域の空き家・遊休地活用。
- ・ 地域産品活用や地元雇用の促進。

令和8年6月1日

柳楽 真智子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 18 日(月) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	国府まちづくりセンター	参加人数	9 人
出席議員	佐々木 花田 西田一平		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの浸水の情報について、雨量との関連を数値で示すようにしてほしい。何ミリ降ったらどこまで浸水する可能性があるなど。 また、メガソーラーへも関連をしてくると思う。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活がなくなり、外部団体に入るようになったが、実際に通うことになる送迎などにとっても時間や労力を使い、親としての個人的負担がとて大きい。 ・学校の先生側の働き方改革としては、部活動を外部に委託することは理解しているが、思った以上に保護者に個人的な負担がとて大きく、浜田市教育委員会としてこういった問題があることを知っていただき、それに対してなんらかの対策を考えてほしい。 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき 柏餅みたいなもの 蒸しパンみたいなものもあった ・鯖寿司 金田商店 普通ではなく一尾がドンと載っている ・赤天をみそ汁に入れるとうまい ・再来軒のちゃんぽん 駅前のホンダさんの大判焼き ・利休まんじゅうの跡継ぎがない 行政サポート ・葬式の時に食べていた葬式まんじゅう ・津和野の源氏巻きは 9 店舗ほど店がある文化になっている 		

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページが見づらい。トップページで、今伝えたいものや大事な情報などをトピックスで伝えるようにしてほしい。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <p>特になし</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人向けの食のチャレンジショップできないか ・美又 旭 有福の三湯めぐりに力入れる ・美又に飲食店を！ ・サービス業だが担い手がおらず事業を閉じる方が多い。若者や子育てはひと段落して何かやりたい人たちとのマッチングができないか。 ・事業承継が課題。 ・

令和8年 5月 18日 佐々木 花田 西田一平

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 21 日(火) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	周布まちづくりセンター	参加人数	11 人
出席議員	西田清久、村木勝也、岡山令子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 町内は地すべり地区があり、地すべり協議会もある。 ・ 防災ハザードマップは詳しくて良いが、古い家は売ることができない。 ・ 明治 5 年の浜田沖地震のような災害が、起こりそうな気がする。 ・ 防災士は取得しているが、活動の場があれば。（日脚は自主防がある） ・ 日脚地区は避難場所が三中だが、皆が逃げられない。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生向けの遊び場や活動場所が不足しているとの指摘 ・ マリンスポーツを活用した地域づくりの提案 ・ 少子化による学校統廃合への不安が共有された 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どぶろく(100 年とは言わず、ずっと前からあるもの。これから先もつなげてほしい。) ・ 柏餅(マキ) ・ 周布巻の復活(知ってる人がかなり少ない。) ・ 季節の料理を大切にしたい。 ・ 鯖寿司 ・ おまん ・ 板ワカメ ・ 角寿司の豆入り 		

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治和三町内の危険個所に砂防ダムの計画があるが、地権者不明のところがある。 ・ 西村の国道9号線の片側交互通行が長すぎる。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <p>自由意見の中では特に意見が上がらなかった</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治和3町内で現在砂防ダムを3か所設置する工事をして、1か所目が終わり、2か所目に取り掛かっているが、3か所目の地権者の許可が取れないと聞いている。危険個所への工事計画は、どのように進められているのか知りたい。 ・ 地権者がわからないので工事できないとも聞いている。地籍調査も進んでいない。命を守る工事は、何らかの方法で、工事ができないのか。 ・ 三隅整形の前の所が中々工事が進まない。 ・ 国道9号線の治和町内において、ずっと片側交互通行となっている。いつまで通行規制なのか。 ・ 魚を取りすぎると浜田では捌けないのであげれないと聞いた。なぜなのか。(マグロは、捌けない) ・ 歩道がないところがあり危険である(歩道の安全性確保)。また、横断歩道やセンターラインが消えている。道路施設の管理をしっかりやってほしい。 ・ 耕作放棄地の対策は、決して中山間地域だけの問題ではない。市街地においてもこの問題はある。どこに言っていけばいいのか。特に市外、県外にお住まいの方への土地管理の徹底を考えてほしい。

	<p>・地籍調査がどの程度進んでいるのか。メリハリをつけて進めてほしい。</p> <p>→旧旭町は、済んでいる。旧浜田市と旧三隅町が進んでいない。全体的に浜田市は、進捗率が低いと聞いている。</p>
--	---

令和8年6月1日 岡山 令子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 23 日(土) 10 時 00 分～ 12 時 00 分		
開催場所	子育て支援センター「すくすく」	参加人数	2 人
出席議員	佐々木 花田 西田一平		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について 参加者の希望のよりすべて自由テーマに集約</p>		
	<p>【文教厚生委員会】子どもや高齢者の暮らしの困りごと 参加者の希望のよりすべて自由テーマに集約</p>		
	<p>【産業建設委員会】100 年先に残したい浜田の食 参加者の希望のよりすべて自由テーマに集約</p>		

	<p>【総務委員会】 特になし</p>
自由意見	<p>【文教厚生委員会】</p> <p>・浜田高校と、浜田水産高校の違いはどこにあるのか。 水産高校の学生の質が県外者を入れることで変わってきている。しかし、そのようなやる気のある学生は、実際に卒業しても浜田市の漁業を担わずほとんど転出してしまう。浜田に残るのはそれ以外の学生である。そのことを踏まえて、浜田市として大事にすべき学生は水産高校の学生ではないか。であるならば水産高校に地元の生徒が入りやすくすることや、入学後にかかる費用を補助するなどの工夫が必要ではないか。また、水産高校の魅力を打ち出すために、造船所を整備して浜田で直せるようにするとか、ここでしか取れない資格をとれるようにするなど、浜田水産高校ならではの工夫を考えていくとよいのではないか。</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <p>・益田と浜田はどこが違うのか 益田は市長が変わってよくなった気がする。 土地に広さもあるが益田はコンパクトシティになりつつある。大手チェーンをきちんと受け入れ殿様商売をやめることで浜田も良くなるのではないか。</p> <p>・三つ桜跡地 神楽の施設は本当に必要なのか。先進的な事例で何らかの工場を建設し見学ができるようにするロボットパビリオンみたいなのはどうか。和紙工場や商業施設も良いと思う。</p>

	<p>元々マンション建設予定とも聞いていたが市の横やりが入った。民間に任せることをもっと行って欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none">・お魚市場や城山近辺の草刈り <p>誰がお願いするかによって対応が変わるのはおかしい。</p> <p>県の木だとか市の木だとか関係があるのか。もっと柔軟に迅速に対応できることは行って欲しい。</p> <p>港に青い線を引いてジョギングコース作るなど</p> <p>観光や住みやすさの観点を取り入れてほしい。</p>
--	---

令和8年 5月 23日 佐々木 花田 西田一平

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 26 日 (火) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	石見まちづくりセンター	参加人数	5 人
出席議員	芦谷、川神、今田、森谷 (市民として参加)		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で避難行動についての取り組み実施。浜田市が実施する各機関が一堂に会しての避難訓練について、見える化、情報発信を積極的にしてほしい。 ・石見地区は 15 の防災組織があり、合同での訓練を実施する予定。長沢地区はマイタイムラインの活用やワークショップを予定している。 ・町内の集会所にスロープがないため、障がい者や高齢者の避難に支障をきたす恐れがある。まちづくりセンターにもスロープがないところもある。 ・日脚地区の自主防災での取り組みは、アンケートを実施し、災害時の各自の避難行動などを把握してもらおう。市が作成したアンケートをカスタマイズし、分かりやすいアンケートにするなど、工夫をしている。 ・市の防災課が作成するアンケートはわかりにくい。 ・要支援者名簿の作成を進めており、浜田市全体の進捗率が 20% ほどであるのに対し、日脚地区は 50% 程度である。 ・長沢 2 区では、要支援者名簿の完成度が 100% に近いが、実際の災害時での使用は難しい。 ・自主防災組織の高齢化が進む。持続可能な防災組織の構築。 ・アンケートで実際の避難方法とは異なった回答をする場合がある。回答者の理解も必要。 ・防災について、地元説明会を開催しても人が集まらない。 		

	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の移動手段が課題。今の現状では、免許を返納しようとしてもできない。サロンに行く手段もない。 ・ 敬老乗車券の購入条件について、地域によって状況は違うため、個別での条件設定も検討してほしい。 ・ 高齢者クラブについては、活発に活動されていると感じる。 ・ 高齢者クラブについては、町内によってばらつきがあり、入会していない人も多い。 <p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 干魚。みりん干し。浜田で製造しているのは1店舗のみ。 ・ サバ寿司 ・ 浜田の水産物は残したい。唐鐘のわかめも残したい。 ・ 昔の料理の勉強会も実施している。 ・ 以前、周布まきの復活に向け取り組んだことがあるが、詳細が分かる人もおらず、資料もないため復活に至らなかった。
<p>自由意見</p>	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する気象情報の基準が変更になるが、6月7日の防災訓練に新基準が反映されていない。

【文教厚生委員会】

- ・給食費の未納問題について、早期の解決を望む。
- ・毎年8月初旬の3日間に、広島県の基町高校の生徒さんが被爆者の体験を聞きながら描いた絵の展示会を実施している。学校へのチラシ配布もしているが、若い人も含め参加者が少ない。教育委員会からの支援が必要な重要な取り組みであるため、働きかけを行う(議員からの回答)。
- ・浜田総合美術展の出展数が少なくさみしく感じる、もっと取り組みに力を入れてほしい。

【産業建設委員会】

- ・浜田市の観光の取り組みについて、各飲食店などでの浜田市のPRや情報発信内容は、ある程度統一した方がよい。
- ・浜田橋付近の高佐川合流の浜田川は鯉もいなくなり、草も茂り、水の泡立ちや汚れが目立つ。
- ・シティパーク前のバス停は屋根も柱もなくなっており、バス停の機能を有していない。県大生も利用しているため早期の改善を望む。

令和8年5月27日 今田 実延

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 13 日 (水) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	金城地区 雲城みどり会館	参加人数	5 人
出席議員	川上幾雄、串崎利行、戸津川美二		傍聴：市議 1 人
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練は各町内単位で実施しているが地域全体では行っていない。 ・ 災害に対応することについての個々の意識必要。 ・ 活動例などを参考に周知が必要。 ・ 体制については、10 年前？積み上げて出来ていた。 ・ HUG の活用が防災に繋がる。 ・ 防災士の増員が必要。資格取得の補助があればよい。 ・ やはり、行政側からの働きかけがないと動きにくい。 <p>議会の委員会で防災士のヒアリングを行う予定。</p>		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の周知範囲が広いエリアとなっている。細かく地域割りのお願いをした。 ・ 対象者の更新など町内で十分できていない。 ・ あいのりタクシーの制度がよくわからない。一人での利用も検討してほしい。予算 50 万から 80 万に増額になっている。今後も増額が必要になる。80 万については、年度初めから使えるようにしてほしい。 ・ 必要な看護師は、一部の補助でなく、全額補助しても確保すべきと思う。地域に限定することなく。 ・ 学校の特別教室のエアコン整備は、他の事業を控えてでも早期に整備すべきと考える。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城饅頭、利休饅頭の話をする。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダムの堆積土砂の撤去をお願いする。 ・河川の堆積土除去もお願いする。 ・プレミアム商品券の事業について、お金の活用方法を他のことの事業でも検討すべきではないか。 ・地域などのある課題の解決に補助をしてほしい。 ・指定管理制度の施設について、現状をオープンにしてほしい。 ・TC浜田の広大な土地を広く市民から活用方法を求めてほしい。 ・安全確保する意味で、道路などの危険木の撤去をしっかりと行ってほしい。

令和8年5月20日 戸津川美二

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 15 日 (金) 18 時 00 分～ 20 時 00 分		
開催場所	久佐まちづくりセンター	参加人数	2 人
出席議員	笹田副議長 森谷議員 沖田議員		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内、地域の防災訓練が形骸化しているように思える。毎年同じようなことを繰り返しても意味がない。地域の特性に応じて土砂災害、風水害、火災等、実態に即した内容の訓練を行うべき。 ・ 避難所になっている、まちづくりセンターまで高齢者は避難できないことが課題。 ・ 平日の昼間には現役世代の人たちは仕事に出ており、高齢者しか残っていない状況である。平日の昼間に災害が発生した場合の対応はどうするのか。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域において免許返納したらとにかく不便である。生活路線バス等もあるが運転ができる自由には及ばない。 ・ 生活路線バス、路線バスは学生が使うものであり高齢者には使いにくいので利用者が少ないように思う。高齢者にとってはあいのりタクシー等運行支援事業が最も使いやすい。 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特色のある食文化は行事ごとや祭事の際に振舞われるものであると思う。食文化を後世につなげていくためには行事ごとや祭事を継続していくことが重要。残念ながら合理的な考え方が支流となっている昨今においては、そういう文化が消えつつあることが残念に思う。 		
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり総合交付金制度は地域の運営に欠かせない財源であるため今後も制度の継続を望む。 ・ 防犯カメラの設置台数が少ないと思っている。補助制度を有効活用して台数を増やすべき。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市役所職員の早期退職者の多さは大きな問題であり浜田市にとっての大きな損出である。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金城地区社会福祉協議会の立地が悪い。特に駐車場がないことは課題である。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査が進まない現状は課題である。国や県からの補助金を有効に活用して早く進めるべき。 ・ 浜田駅周辺のランドデザインはいつ頃、示されるのか？ ・ みどり会館の駐車場の急な坂道の改善を求めたい。

令和 8 年 5 月 15 日 沖田真治

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 15 日(金) 18 時 30 分～20 時 20 分		
開催場所	波佐まちづくりセンター	参加人数	9 人
出席議員	岡本正友・遠藤佑之・小川稔宏		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 58 年災害では行政対応の不備で避難所開設の遅れや、警察、消防、自主防災組織の連携不足により避難者状況 ・ 情報共有ができず混乱した。当時の反省から現在は集落単位で一次避難場所を決めている。 ・ 夜間や早朝の時間を意識した防災訓練の必要性は指摘されるが、日中の訓練が主となり地域行事と重なると参加率が下がるという課題がある。 ・ 要援護では足が不自由な高齢者は自力避難ができない。自主防災組織も高齢化し助けに行く側も高齢者という実態。58 年豪雨の際も消防団が住民を運んだが消防団が頼り。 ・ 各町内会公民館の消火器を外に設置し、AED も寺や小学校、詰所など計 8 箇所に設置され充実しているが、ハザードマップ上では赤の危険地帯が多く、結局「自宅待機」を選ばざるを得ない状況もある。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波佐小学校は全校で 11 名。うち 6 年生が 5 名、今年の新入生はゼロ。保護者間でも「大人数の中で学ばせたい」という意見と「少人数で手厚く見てほしい」という意見に分かれており、慎重な議論が必要。 ・ 「コミュニティスクール」として田植え体験、神楽クラブなど地域と学校が密接に関わっている。学校がなくなれば地域の活気が失われるという強い危機感がある。学校統合の基準は人数だけでなく通学距離や時間も考慮されるべきだ。 ・ 浜田市内には約 170 名の不登校児童がいる。波佐のような自然豊かで地域が見守る環境は、不登校の子どもたちにと 		

	<p>って「行きたくなる学校」になり得る。「特認校」として指定し、市街地の子どもを呼び込む逆転の発想が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS での発信やメディア（ケーブルテレビ等）の露出を増やし、波佐の教育環境の良さを外部にアピールしたい。教育移住で成功している隠岐の海士町例などノウハウを参考にすべきだ。 ・ 小学校全校生徒が現在 11 名。教員スタッフは 14 名。今年 6 年生が五人卒業する。来年度の新入生は 0。このままだと在校生が 5 名となる。 <p>それでもなんとか小学校と子供たちを守りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティスクールに関して波佐は昔からだきている。 ・ 安易な統廃合は合わない。とはいえ、生徒が一人になってしまうと……。不登校の子供たちに波佐へ田舎留学してはどうだろうか。小さいから大きいところへ行くのではなく、大きいところから小さいところへ来てもいいのでは？
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「明治屋のサバ寿司」も後継者がいない。希少価値があるこの味が途絶えることは地域にとって大きな損失になる。「漁師鍋（サバの煮食い）」や「うずめ飯」など、地域特有の食文化があるが、高齢化と後継者不足による継承が課題となっている。 ・ 民泊などでは都会客に喜ばれるが、家庭で作る機会は減っている。技術を継ぎたい若者など、後継者を探す仕組や行政によるマッチング支援がほしい。 ・ 地域の若者が地元産「わさび」の醤油漬けの瓶詰販売という新しい取り組みを始めている。「ふきのとう」や「わさびの葉」などが若者の視点で貴重な食材・商品になる。 ・ 高齢化で自家用菜園を辞める人が多く、田舎でも「作る人」より産直市で「買う人」の方が増えており、このままだと「食材の産地」としての機能も失われる。

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童が増えていると聞いている。その子を含め、廃校の学校(小規模学校)を活用した自然体験を経験するプログラムなど推進してみては。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に地元の食材を使いたい、浜田市の入札制度が障壁になっている。江津市では、地元の農家(産直)が優先的に納入できるシステムを構築している。浜田市も制度の見直しをすべきだ。 ・浜田市は企業誘致はしているのか? 製造業で人が集まるような事を市でやってほしい。優良企業が来てくれないだろうか? 大学がせっかくあるのに、今のままだと浜田市内に就職先がない。勿体無い。浜田市は日本一の美肌の湯。食事処無いのは何故か? 給食の自給自足をすべき。江津を見習うように。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本一の美肌の湯」を宣伝する保養センターの建て替え計画に「食堂(レストラン)」がないのが残念。「風呂に入って、おいしいものを食べて帰る」のが温泉客の目的なのに食堂がなければ誰も来ない。セットで考えるべきだ。

令和8年5月18日 小川 稔 宏

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 15 日(金) 10 時 00 分～ 12 時 00 分		
開催場所	今福まちづくりセンター	参加人数	14 人
出席議員	佐々木 花田 西田一平		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会にて近く役員 40 名でマイタイムラインの説明会を開催する。 ・防災訓練がマンネリ化しており、地震に対する訓練もするようにしてほしい。 <p>また、地震の際の救助の体制ができていないのか心配。(ドクターヘリの着陸場所など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの避難場所も整備してほしい。 ・夜間に近所の電柱から火が出て、消防署に連絡し、中電に連絡してもらったが、連絡がつかなかった。中電には夜間の緊急対応の時には消防などからの連絡はとれる体制にしてほしい。 ・100 年前の浜田地震の資料が旭町にあるのではないか。意識啓発のため資料提供ができないか。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <p>○修学旅行について</p> <p>同じ行き先でも、学校によってプログラムが違って、内容が少ない学校がある。このような格差があることについて、疑問を感じる。違いがあったことを知った保護者さんは、格差を感じて衝撃だったというご意見を聞いた。お金の問題なのか、学校の場所の問題なのか、どちらにしても 1 か所行けなかったことの理由が知りたい。できるなら同じ市内の子どもであるならば、同じことができるようにしてほしい。</p> <p>○給食費について</p> <p>小学校、中学校は完全無償化にならないのか。</p>		

○高齢者の輸送について

病院が減って、特殊な科の病院の予約を取っていくことが難しい。旧郡部から行くには時間もお金もかかるので、その点ではすみにくさと直結してしまう。敬老福祉乗車券もとてもありがたい制度ではあるが、遠くからの通院で10月くらいには使い切ってしまう。相乗りタクシーも市内の便利なところと、郡部のようにお金のかかる所と一律ではなく、使わずに余っているところのを回してほしい。市からはその地域でよく考えて使いなさいという指導を受ける。

ライドシェアのようなタクシーのようでタクシーでないものについても、できるとよいと思うが、条件が厳しいのではないか。もう少し、条件をゆるくすれば自分が対応してみようという人が手を挙げるかもしれない。あれもダメ、これもダメとあまりにも締め付けが強いのではないか。

○草刈りについて

草刈りは、地域で今福おてまえさんという組織を作って、自分たちで対応しているところですが、高齢化して担い手不足で困っている。そういったところへの予算をもう少しつけてほしい。市内の草刈りが必要なところと必要でないところがあるのではないか。予算の余っているところから必要なところへ回してもらうなどができないものか。

【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食

- ・ さば寿司、角寿司（まめ入り）、くじらごはん
- ・ けんちん汁
- ・ 今福の飲食店スマイルのカツサンドが美味しい。
- ・ 鶏の代わりに長天を入れた親子丼。常備のニラ味噌など。

自由意見	<p>【総務委員会】 特になし</p>
	<p>【文教厚生委員会】 特になし</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸ヶ島で陸上養殖検討しているが、山間部にも空いてる土地はあるので有効活用できないか。 ・広浜鉄道のウォーキング大会で参加者が200名を超えており横断歩道をしかるべき所に設置してほしい。 ・バイク神社は観光に必要だがもう少しだけ騒音の改善は出来ないか。住民としては共存をしていきたい。 ・飲食店が少ない。完全に益田に個人店チェーン店ともに負けている。ぜひはま寿司を作ってください！ ・ガソリンはなぜ益田と比べて浜田は高いんだ。こんなことをしていたら余計に益田に取られてしまう。

令和8年 5月 18日 佐々木 花田 西田一平

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 21 日 (木) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	小国まちづくりセンター	参加人数	7 人
出席議員	芦谷、川神、今田、川上		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな災害から数十年経過し、危機感が薄れていることが問題。訓練のための訓練になっていることも問題。 ・避難するタイミングが非常に難しい。 ・まず集会所に避難するが、設備的な不安も大きい。 ・災害時、逆に家にいた方が安全な場合もある。 ・災害時の連絡に使用するため、スマホ教室や LINE の使い方講座を実施し、普及に努めている。 ・防災の日に合わせ、講習会や備品確認を予定している。 ・消防や市からの情報が整理されておらず、消防団や自主防災組織に同じ情報が流れるなどし、救助がかぶってしまうなど、非効率になる恐れがある。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する LINE 等を活用した、連絡体制の構築が必要。 ・あいのりタクシーは条件的に使い勝手が非常に悪い。夫婦で利用されていても、どちらかが施設に入るなどしたら利用できない。イベント等での利用に限られる。 ・高齢者施設に入所できないなどの現状はない。 ・高齢者や子供たちへの支援は手厚くなっているのは実感できるが、周知不足を感じる。 ・行政からの情報提供が足りない。申請主義で、その制度が使えるのかどうか、適応されるのかが不明確。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は自然に親しむ会を実施し、山菜を調理し、みんなで食べていた。山菜の料理や調理方法は、残していきたい。 ・節分セット。もちを薄切りにしたものやまめもち。夏はアユや川魚。 ・地元が地道に取り組んできた料理や調理方法を残したい。 ・小国の名物は、ちまき。 ・地域の方が、きゃらぶきなどの伝統料理のレシピを作成したのもあるので、受け継いでいきたい。 ・クレソンやわさび葉の加工品など、地元で眠っているものを掘り起こしていきたい。 ・伝統食を残すことも大事だが、今ある田園風景を残すことが最も大事。生産者を守り、農業を維持することが、伝統食を残すことにつながる。
	<p>【総務委員会】 特になし</p>
自由意見	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の浜田市の出生数もかなり減少している中、江津市の保育園のように、外国の子供たちや全国の子供たちを短期で受け入れるような取り組みも必要。 ・島根県立大学浜田キャンパスをもっと有効活用してほしい。学生の多くは江津市に出向いていると聞く。浜田に携わってくれる策、支援を強化する必要がある。

【産業建設委員会】

- ・人口減少対策について、市長が海士町のコーディネーターを招へいしアドバイスをもらおうと聞いている。その結果に基づいての検討会も実施すると聞いているので、ぜひ聞きに行きたいと思うし、結果も公表していただきたい。
- ・9号線の西村付近の片側交互通行に関して、主要道路であり、大変込み合って不便である。最低でも工事期間についての表示をしてほしい。
- ・三桜酒造の建物に関し、趣のある建物で評判も良かったため、取り壊さずワイナリーなどの活用でもよかったのではないか。

令和8年5月22日 今田 実延

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 21 日 (木) 18 時 30 分～ 20 時 00 分		
開催場所	美又まちづくりセンター	参加人数	13 人
出席議員	大谷 学、 足立 豪、 柳楽 真智子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織は整備されているが、住民の防災意識の浸透は十分ではない。 ● マイ・タイムラインの作成をさらに推進する必要がある。 ● 防災訓練を通じて危険箇所を確認し、地域で共有することが重要。 ● 各家庭で最低 3 日分程度の備蓄を行う意識づけが必要。 ● 高齢者や一人暮らし、身体の不自由な人の状況を日頃から把握しておくことが重要。 ● 平時からの地域コミュニケーションが災害時の支えになる。 ● ペット同行避難への対応が課題。 ● 携帯電話の電波が届きにくい地域では、緊急連絡手段の確保が課題。 ● 高齢者が避難所へ行かない・行けない実態を踏まえた避難計画が必要。 ● 段ボールベッドや簡易トイレ用品などの備蓄を充実してほしい。 ● 地域で災害時の行動を話し合う機会を増やしてほしい。 		

【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと

- 出生数の急激な減少への危機感。
- 放課後児童クラブは整備されているが、今後も継続した支援が必要。
- 学校施設など既存施設を有効活用すべきとの意見。
- 子どもが減少する中で地域の活力維持が課題。
- 通院や買い物の移動手段が不足している。
- 認知機能や運動機能の低下への対応が必要。
- エンディングノートの活用を進めるべき。
- 緊急連絡先を分かりやすく掲示する工夫が必要。
- 高齢者が賃貸住宅へ入居しにくい問題がある。
- 困りごとが発生した際、どこへ相談すればよいか分かりにくい。
- 市役所・社協・民生委員などの役割や連絡先を見える化してほしい。

【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食

- 干し大根。
- 鯖寿司。
- 鯨飯。
- こんにやく。
- たけのこなど里山の食材。
- 地域の植物を活用したお茶などの食文化。
- 地域の葉で包むおにぎりなど昔ながらの食文化。
- イノシシなど獣肉料理。
- たくあんなど漬物文化。
- 美又温泉まんじゅうの復活を望む声。
- 地域固有の食文化を記録し、子どもたちへ伝承していくことが重要。

自由意見	<p>【総務委員会】 特になし</p>
	<p>【文教厚生委員会】 ・相談支援体制の整理と周知</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒木や草木の繁茂により通行できない道路・通路の整備が必要。 ・危険木・支障木伐採事業の見直しや改善

令和 8 年 6 月 1 日 柳楽 真智子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 14 日 (木) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	旭地区 市木まちづくりセンター	参加人数	10 人
出席議員	川上幾雄、串崎利行、戸津川美二		傍聴：市議 1 人
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川災害に対する避難行動計画が必要。 ・ 各所に危険箇所がある。 ・ このまちづくりセンターの場所自体が不安である。立地条件として裏山の崩壊、前側の河川の氾濫が想定される。 ・ 地区ごとに避難等の対応策はできている。 ・ そもそもこの市木地区自体土質的にも地滑りや土砂の流出が起り易い ・ 防災を検討するにしても、組織的に地域全体では難しい。町内ごとになっている。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院への通院が大変である。薬局の配達サービスを受けている。 ・ 通院の利便が悪い。陸の孤島であり、ある意味難民である。 ・ 無人市への農作物野菜の出荷が生きがいとなっている。昔は加工品も出荷していたが、人手がないのでなくなった。今は野菜のみとなっている。もっと PR をしてほしい。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭り寿司 一合の角寿司 ・川魚、アユ、鰻、ヤマメ、イワナ ・川の現状維持が大切 自然環境の維持が大切 ・無人市の維持するために生産者を維持していきたい。 ・農業者を育てることが必要である。支援補助をお願いする。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマンドにより生活に沿った利便性の有る交通手段制度をお願いしたい。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民宿の補助をしてほしい。(空き家活用としている。)

令和8年5月20日 戸津川美二

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 16 日(土)10 時 00 分～12 時 00 分		
開催場所	都川まちづくりセンター	参加人数	14 人
出席議員	岡本正友・遠藤佑之・小川稔宏		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 25 日に自治会主催でまちづくりセンターと一緒に避難行動をする。 ・ 避難時に防災倉庫の備蓄品が使えるよう紹介を兼ね段ボールベッドやエアーマットを作ってみたいのをお願いしたい。 ・ 58 災、60 災、63 災と連続で水害があった。都川川があり奥の坂本川などから流れ込み八戸川へ流れる。ここは川があり、道路があり、山は V 字カットになっていて避難する場所もない。 ・ 経験を踏まえて、まず一番安全なのが我が家で、まず動くなと言われてきた。ここに集まるにも、橋を渡って来なければいけない。58 災の時には 3 つの橋が全部流出した。このセンターができて 20 年、ここに避難したことはあんまりない。6 年前に避難してもらったが、我が家が心配だから夜中に帰りたいという方もおられ送った。まず動くなということが目標。 ・ 消防団は有事には管轄が変わり消防組織からの命令がないと動けなくなるので、民生委員など、近くにおられる方をお願いし率先して動いてもらうしかない。昼間に警戒レベルが上がった時には、消防団員が地元に住んでいない場合がある。 ・ 要支援者の名簿もここで管理している。一人暮らしで川の向こう側におられて避難できない場合は自宅待機してもらうしかないが、レベル 3 の段階でこの家は危ないとなると、自治会長の判断で迎えに行つてここへ連れて来れるようにしている。 ・ 避難場所が一応あるものの携帯電話が圏外で使えない。何 		

回か言ったが、費用がいることで大変だとは思いますが市議会でも言ってほしい。

【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと

- ・「あいのりタクシー」は各自治会で運営しているが、私たちの所属する会は旭町内全体には会員はいても、都川だけの人数では少なく使えない。都川地区の者同士ではなく旭町内全体で使えるようにしてほしい。都川地区だけで2人以上での利用が難しく使えないというのが共通した意見。
- ・平成17年に廃校になった都川小学校は耐震性の問題で再利用はできないということで平成30年解体予定だったが、令和2年、今度4年、今では、令和9年（2027年）解体予定と4回、5回延びている。小学校跡地の使い道を地域住民で話をして出せと言われてもいい案はなくどうなるのか。
- ・子供の数5名。3名世帯と2名世帯が隣近所のため、親の負担は少ないのでは？通学バスは家の前まで来ている。子供が地域から減って寂しい。皆、他地区へ出ていく。結果、地域がさびれていく。

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫁に来た時は、アユがすごくいて都川のアユは有名。干して夏にも使っていた。 ・昔からアユ料理としては塩焼きと、干しアユがほとんど。 ・みんなに食べてもらうのに干したのを甘露煮にしていた。 ・今は、生のまま甘露煮にすると骨もボロボロになって結構いける。 ・アユの内臓「ウルカ」は昔、おじいさんが家で作っていた。熱いご飯の上に載せる。 ・アユを背開きにして中骨を取って南蛮漬けにするとおいしく評判がいい。 ・ヤマメは放流するが、もっと上流、支流にはイワナの亜種「ゴギ」がいる。天然で昔からいるが農薬の影響で数が激減した。人のいない田んぼより上流でないと釣れない。100年先にも天然のゴギが釣れたらいい。
<p>自由意見</p>	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長と議員全体で誘致活動を推進してほしい。 ・携帯電話及びラジオの通じないところがある。 ・砂防ダムの体積土の処分を早くしてほしい。 ・河川の廃土処分を早くしてほしい。

【文教厚生委員会】

- ・都川から重富へみんな買い物などに行く。都川には店がない。しかし、道はぐにゃぐにゃで離合できる場所も少ない。いつまで経っても舗装が進まない。
- ・雪が降るとすぐに通行止めになるが、生活道路なので困る。
- ・相乗りタクシー各自治会で運営。町全体で利用が出来ない。
- ・地区外の方と乗り合いができるようにしてほしい。
- ・都川小、H17年に廃校。再利用ができないか？使い道を出せと言われたが良い案が出ない。

【産業建設委員会】

- ・冬場、大雪が降った時に除雪が遅い。もう少しスムーズに除雪ができないのか。
- ・道路の真ん中に石ころが落ちていてもそのままになっている。浜田市の黄色の道路パトロールで石ころを取ってもらうことはできないのか。
- ・林業の伐採でほとんどの業者は大型重機で山に入って切るので、雨が降ると清流に土砂が流れ込み、田んぼにも土砂が入る。雨が降るたびに濁り、田んぼの用水を取る水路が変わり水源地が少なくなるなど環境がある。山の崩壊に対してもっと規制をかけてほしい。
- ・松喰い虫被害。県道・市道の法面に松喰い虫による枯れ木が増えている。最近では古い木だけでなく若木にも入り山がみるみる赤くなる。傾いた木が台風や大雨で倒れ市道を塞ぐ恐れがある。地主が整備しなければいけないものか、それとも市で危険木の処理はしてもらえるのか聞きたい。
- ・都川から峠までは市道「柏尾谷線」、頂上から重富が市道「戸地ヶ谷線」で地域からアクセス道路として市道改良の要望を出している。進捗状況は年に20mから50m程度で、あと20年ぐらひはかかる。峠までいったら今度は向こうからやるという約束だった。買い物、高齢者施設への

見舞いや重富のバスストップからの高速バスの利用など非常に出入りの多い路線である。予算も減っているが工法の問題と予算配分の問題を検討し早く前に進めてほしい。合併条件に出ていた路線で優先順は一番の重大な約束事だった。以前の座談会でも話をし、要望も出しているが回答はない。

- ・和田からと坂本からの県道が合流する旭支所前からの40キロ制限の狭い道路は雪を掘るのも大変、大型車の離合も難しく危険で死亡事故も起きている。バイパスも考えた道路改良を市から県へ要望し、優先順位を確保してほしい。
- ・クマの緊急銃猟について市の農林で全国的な資料を取り寄せマニュアルを作り説明するということだが、我々ハンター（猟友会）には全然相談がない。ハンターの意見を全然聞かずに作った緊急捕獲マニュアルを「これをお願いします」と言われても拒否すると伝えてほしい。

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 19 日(火) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	木田まちづくりセンター	参加人数	11 人
出席議員	西田清久、村木勝也、岡山令子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織はあるが、今まで大きな災害がなかったため、意識が低く参加者が少ない。 ・ 要支援者のリストは福祉員（民生委員）が持っているので、防災訓練等で可能なかぎり共有出来ればよい。 ・ 要支援者の避難に関して、消防団も一緒に名簿を作ってすり合わせ、こまめに更新をしていくことも大事。 ・ 普段から災害についての話題をしておくことも、意識啓発になる。 ・ アメダスがあったが、予算がないという理由で更新されていない。（弥栄に残っている） 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会は地域福祉に重要な組織なので、応援して欲しい。 ・ コロナを機に子どもと高齢者との交流の機会が減っている。 ・ 独居高齢者の見守りの難しさ。民生委員や福祉委員、行政連絡員を巻き込んだ情報共有が必要。 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精進料理のフルコース/都川の林蔵寺でやっていた。（三隅でも龍雲寺で観光の目玉にしていた。） ・ 板ワカメ ・ 梨/梨農家の若手育成を政策として市がすべきではないか。具体的には、初期投資が高額であるならば、旭支所が間に入って継続の支援ができれば良いと思っている。特に地域おこし協力隊とのマッチングがあっても良いのでは。現在も園の継承をしているが、もっと早くできたのではと思っている。 ・ 八戸川の鮎 		

自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援が必要な独居高齢者などの情報がわからない。行政区単位で実態把握をするべきではないかと考える。 ・地元の支所で相談を持ちかけても話が進まず、他の支所で相談したら解決した経験がある。職員間でしっかり情報共有や協力体制を作って欲しい。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操教室が行われている旧今市分校体育館のカーテンが相当劣化しているが、市としては何か動けないのか。 ・子どもたちに優れた文化や芸術、スポーツなどに触れてもらうため、県外などに行くための助成などはないのか。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田は、3つの顔(ぶどう、梨、西条柿)があるものの、地元支所がどのように支援、発展させていくのか、農家への伴走や相談が弱い気がする。 ・弥栄(有機、圃場整備)、金城(ぶどう、圃場整備の動き)、三隅(西条柿)、旭は、他の地域に比べて遅れているのでないか。 ・中山間地域を活かした、耕作放棄地を活かした、農業支援にもっと取り組んでもらいたい。特に、各地域(支所)の農業振興の課がもっと現場の意見を聞き、また、国の制度も取り入れながら一緒にこれからの中山間地域を考えてほしい。

令和8年6月1日 岡山 令子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 25 日(月) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	和田まちづくりセンター	参加人数	10 人
出席議員	芦谷、川神、今田、岡山、森谷(市民として参加)		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前、総務委員会の議員が来て自主防災のヒアリングをしたが、結果の情報共有や他地域の事例、結果に伴う今後取り組みについて共有してほしい。 ・当地区はキントーンを使用し、情報共有を図る予定。議員の方の話から学ばせていただいたこともたくさんあった。 ・やっただけのマイタイムラインの使用であれば、改定などに手間がかかるだけで、やるなら最初から高レベルの物を構築したい。行政もしくは議会が主導してほしい。 ・弥栄断層が動けば、かなり大きな地震になると思われる。もっと専門的な方から話を聞く機会を増やすべき。 ・和田まちづくりセンターは避難場所になっているが、ハザードマップ上では黄色エリアである。 ・戸川地区に関しては、a u しか入らず、電波的には不安。 ・マイタイムラインなど携帯が使えなくなったら意味をなさないため、多様な情報発信に努めてほしい。 ・気象情報についても、浜田エリアと旭エリアでは気象状況が違う場合もあるので、広域な情報ではなく、もう少し細分化した情報がほしい。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者問題について、前市長時に高齢者に対する補助金が削られた経緯がある。現市長ではこの案件はストップしているが、高齢者に対する補助金は継続してほしい。 ・前々市長から前市長に代わった際、政策が 180 度変わった。それぞれの自治区を守るために、合併後 10 年は自治区制度の導入が続いたが、自治区制度がなくなった後、浜田市内の有利な状態となっているため、もっと各自治区に恩恵がある政策をお願いしたい。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併 10 年後の支所体制 50 人の話はどこにいったのか。今の支所体制では人数が少なく課題解決もできないと感じる。 ・ 社会福祉協議会と市民福祉課の関わりがうすいと感じる。 <p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからは、ニンニク、桃、えごま。 ・ 10 年前は干しアユやアユのうるかなどがあったが、今は地元でアユを釣る人もいなくなり、なくなっていった。 ・ 弥栄で地域の食を残す会があり、とてもいい取り組みだと感じた。
<p>自由意見</p>	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災について、高齢者のみの世帯では、単独で避難することは非常に難しい。

【文教厚生委員会】

- ・はまだ応援チケットについて、利用期間が7月末だが、盆などの子供の帰省時に活用したいため、せめて8月末に伸ばしてもらいたい。
- ・今年から自治会長に就任したが、その他にも役職が多い。自分以外にも同様の人は多く、統合や整理、見直しをしなければ、地区組織が崩壊する。今のままでは、仕事をしている若い方は、様々な役を到底受けることができない。
- ・元気な高齢者はたくさんいるので、高齢者が交流できる場をもっと増やしてほしい。
- ・自分の抱える病気の検査が受けられる病院が近くに無いため、遠方の病院に通っている。自分はまだ若いですが、高齢者であれば難しいので、そこに対する補助は必要。
- ・敬老乗車券について、使用できなかった人と、もっと使用したい人とのマッチングがあれば、効率的に消費できる。敬老乗車券の購入に実費負担が生じるので、購入金額を減額してでも、無償で買えるような工夫も必要。
- ・医療センターの駐車場が満車になることもあるので改善してほしい。
- ・高齢者クラブの会員を増やしたいが、なかなか増えない。老後をいかに元気に過ごすかが重要であり、会員を増やす取り組みを強化してほしい。

【産業建設委員会】

- ・重富都川間のトジ線に関して、合併前の公約通り、迅速な整備を望む。地方は行政からの後押しがなければ、まちを存続できない。
- ・横断歩道が薄くなっている箇所が多々あり非常に危険なため、改善してほしい。
- ・重富バスストップ下のカルバート内に錆びた鉄筋が見えている箇所があるため、早期の対応を求む。
- ・重富川に土が堆積している箇所があるため、防災上も危険であり、撤去をお願いする。
- ・旭の神楽団体も高齢化のため、各イベントへの出演は難し

	<p>くはなってきたが、それでも頑張って活動している団体もあるので、披露できる場を継続して作ってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">・まんてんの有効的な活用を求める。・地域協力隊の条件について、浜田市内と旭では環境が違うため、それぞれの地区に合わせた条件を設けるべき。
--	--

令和 8 年 5 月 26 日 今田 実延

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 28 日(木) 18 時 30 分～ 20 時 20 分		
開催場所	今市まちづくりセンター	参加人数	8 人
出席議員	大谷 学、 足立 豪、 柳楽 真智子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LINE などを活用した日頃の声かけや助け合いの仕組みづくりが重要。 ・ 要支援者支援において、民生委員・自主防災組織・地域住民の役割分担を平時から整理しておく必要がある。 ・ 避難所は「命を守るための一時避難場所」であり、毛布や寝具は各自準備が必要であることを周知すべき。 ・ 避難所の床が硬く寝られないため、段ボールベッド等の整備や組立訓練が必要。 ・ 気象情報や避難情報の変更点について、訓練等を通じた丁寧な説明が求められる。 ・ 河川情報や避難情報が分かりにくく、情報提供の工夫が必要。 ・ 防災訓練だけでなく、地域住民同士が災害時の行動を話し合う場づくりが重要 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブは安心して利用できる体制が整備されている。 ・ 子どもが安心して過ごせる居場所づくりの継続が必要。 ・ 男性高齢者が地域活動や集いの場に参加しにくい。 ・ 地域食堂や定期的な集まりなど交流の場づくりが重要。 ・ 買い物できる場所が少なく、営業時間も短いことが生活上の課題。 ・ バリアフリー施設において、スロープへの屋根設置など利用しやすい環境整備が求められている。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の食文化を支える料理教室等の担い手不足が課題。 ・高齢者が持つ食文化や暮らしの知恵を次世代へ伝えていく必要がある。 ・地域産品を作っても売りにくい状況があり、販売機会の確保が求められている。 ・食文化を発信・販売・交流できる場づくりが必要。 ・調理室が狭く、実習や伝承活動に支障がある。 ・学校の調理室など既存施設の活用を検討してはどうかとの意見。 ・地元食材を活かした販売や交流の仕組みづくりが必要。
自由意見	<p>【総務委員会】</p>
	<p>【文教厚生委員会】</p>

【産業建設委員会】

- ・横断歩道や停止線など道路区画線の再整備要望。
- ・バイパス整備の早期推進。
- ・有害鳥獣（イノシシ・シカ・サル・クマ）対策の強化

その他

- ・地域の実情に即した議会報告や意見交換を望む声あり。

令和8年6月1日

柳楽 真智子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 18 日(月) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	弥栄地区 杵束まちづくりセンター	参加人数	4 人
出席議員	川上幾雄、串崎利行、戸津川美二		傍聴：市議 0 人
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同防災訓練について合同自治会は組織されているが、活動が少ない。 ・ 合同防災訓練は、地域の草刈りや河川の清掃草刈りが同一日である。 ・ 職員が弥栄の地域を知らないで困っている。そのため、災害時の連絡体制であったり、地元住民ではないので体制は本当に大丈夫なのか不安である。 <p>職員の親族が（祖父や祖母など）弥栄の方であればありがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の避難が大切である。 ・ 消防団の役割が重要である。人数を確保していくことが大切。 ・ 災害時にどこを重点においておくのか事前に決めておくことが大切。 ・ 日頃からの準備が大切である。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身が考えて働かないといけない。他人にお願いできないことが多い。 ・ 子供の同級生がいない。 ・ 地元の保育士・教員を残してほしい。 ・ 一人親世帯への支援が必要。特に子供が小学生・中学生の財政負担。 ・ 災害時の要支援者の対応が不安。消防団員で対応しているが、ほかのことに手を取られると機能しなくなる。 ・ 現在は地域で割り当てられているが、団員の確保も必要。高齢化で人が減っている。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段は、最後は、ドアツウドアである。 ・買い物について、ネットと地域資源との兼ね合いになる。
	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄の米作、角寿司、うずめ飯、ほうの葉むすび、(豆入り) ・冠婚葬祭は自宅や隣家で行っていた。おとし 鉢重物、クジラ飯、 ・巻き団子
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域業者の負担、農業法人活動など多くのことに関わることによる負担が心配。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観を守ることへの補助をお願いします。 ・環境を整えることにより鹿や熊などの対策になる。里山の維持。
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している田んぼを維持する補助が欲しい。 ・農業の指導や助言するスペシャリストがほしい。 ・市道・農林道など道路維持する安全確保のためにも、危険木等の伐採、溝掃除の補助。 ・空き家の活用。条件などマッチングの仲立ちが必要。 ・神楽殿は必要ない。ハコモノはいらない。 <p>地域のお祭りで奉納されている神楽を見に来てもらう仕組みづくり。地域の神輿担ぎ手の募集。</p> <p>面や衣装など神楽産業の盛り上げ。</p>

令和8年5月20日 戸津川美二

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 22 日(金) 18 時 00 分～ 20 時 00 分		
開催場所	安城まちづくりセンター (弥栄)	参加人数	4 人
出席議員	笹田副議長 森谷議員 沖田議員 (傍聴) 串崎・川神議員		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弥栄地区における自主防災組織は 20 団体以上ある。限界集落もあつたりするので 1 集落 1 団体と言う訳ではない。 ・ 泥落とし祭の時に合わせて避難訓練を行っているのが実情であり、組織の実態は名ばかりの組織が多いのが現状。この問題は弥栄地区のみならず市内における防災組織でも課題だと思っている。 ・ 58 年、62 年の水害に見舞われた地域では防災意識は高いが、それ以降に弥栄地区では大きな災害は起きてはいない火災も 1 年半近く起きていない。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弥栄でもコミュニティ交通の話が持ち上がるが実現には至らない。理由は責任の所在であるとか運転手の確保。 ・ 7 年度、初めてあいのりタクシー等運行支援事業の補助額を上限まで使った。今後も利用が増えれば現状の 80 万円では足りない。運行費用の立て替え払いが負担にもなっている。 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちまき、柏餅、盆団子、うずめ飯、角寿司、朴（ホウ）の葉おむすび（おにぎりの中に黒豆を煮たものを混ぜたもの）など。何れも田植えの後や祭り、その他の地域行事の際に振舞われた食べ物。合理化が進む中で各家庭で親戚や客人を招く習慣がなくなる中で作られることも少なくなっている現状はさみしく思う。 		
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弥栄の出身者が都会から U ターンを希望しても手ごろな空き家物件が弥栄地区にないため、旧市内に居住するケース 		

	<p>が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家を手放せないことも移住定住に繋がらない要因。
	<p>【文教厚生委員会】 特になし</p>
	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の貸し借りが簡単にできる仕組みが構築されれば耕作放棄地の減少にもなるし、農業従事者の増加にもつながるように思う。 ・ 農業は多額の初期投資が必要なうえ儲からないので小規模農家を続けていくことは困難である。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸端会議に参加する人が少ないことが困りごとです。

令和 8 年 5 月 22 日 沖田真治

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 15 日(金) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	白砂まちづくりセンター	参加人数	8 人
出席議員	佐々木 花田 西田一平		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地域で行っている防災訓練などの情報を伝達してもらえばありがたい。 当地域の参考にしたい。 ・マイタイムラインに面倒さもあり特に取組んでいない。 ・防災士の資格がもっと取りやすくなれば。 ・防災無線の屋内器の聞き取りにくい地域がある。(平原) 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの活動エリアの減少：学校がなくなり、子ども会がある地域は良いが、小中学生はスクールバス通学となり、友だちの家に自力で遊びに行けない環境になっている。 ・「ひゃこるバス」(住民足)の課題：白ナンバーだが運賃を徴収していることは大丈夫なのか？(浜田市の委託事業であるので大丈夫)。福祉バス等の運営もガソリンを補給して返すのみなど厳しい現状がある。 		
	<p>【産業建設委員会】 100 年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津和野のうずめ飯。実は白砂近辺でも食べられていた。お殿様に贅沢がばれないようにご飯とご飯の間に具材を隠して食べていた。 ・お肉が高いからカレーに練り物を入れて食べていた。 ・田植えの小腹がすいた時の巻きづくり。葉っぱで米粉とあんこを包んだものを食べていた。小豆が高いからグリーンピースで代用したりもあった。田植えの時間に合わせて夜明けから母ちゃんが作る。 ・サバいわしを酢で締めたおまん寿司。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・葬式を地域で行っているときによくみんなで食べたつぼ汁。くず粉で溶かしたお汁。今も寺で出すところある。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの請願が出されているが、議会としてルール作りが必要ではないか。 ・老朽化施設が多いが、工事費などもかさみ費用が多額になるがどうするのか。 ・職員が多いと思うが減らすべきではないか。若い有望な職員が退職していくがどうするのか。人事制度も考えていく必要があるのではないか。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <p>特になし</p>

	<p>【産業建設委員会】 特になし</p>
--	---------------------------

令和8年 5月15日 佐々木 花田 西田一平

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 19 日(火) 18 時 00 分～19 時 40 分		
開催場所	井野まちづくりセンター	参加人数	20 人
出席議員	笹田副議長 森谷議員 沖田議員		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 井野では自主防災組織は設立していないが、まちづくり推進委員会の防災部会がその役割を担っており、センターの備蓄倉庫に簡易テント、簡易トイレの備蓄を自主的に行っている。 ・ 指定避難所は井野まちづくりセンターになっているが室谷地区は一山超えてたどり着く必要がある。室谷地区には避難所がないので早めに避難する必要がある。避難所までの距離については室谷地区に限ったことではなく、ほとんどの地区が同様に早めの避難が求められている状況にある。 ・ 井野地区においての避難行動は早めの対応が求められている。先達からの言い伝えや過去の災害から教訓や知識はあるが情報が重要。 ・ 下山自治会では各班で非難する場所を決めており現在は「みのり会館」を避難所としている。 要支援者の避難については近所同士の話し合ったうえで自主的に対応するようにしている。 ・ 過疎地域における防災、避難行動は都市部とは大きく異なる。資料にある避難行動計画や各地区で行われている防災活動は都市部を対象に考えられたものであり過疎化が進む地区には馴染まないように思う。 <p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動手段について、地域支え合い制度についての意見のため総務の方へ記載。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ うずめ飯は仏事の際に食べる。 ・ 井野地区で栽培されるお米は美味しいので「残したい食は井野で栽培されるお米」あと、蕎麦の栽培にも適している
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支え合い制度を活用しているが制度の縛りが厳しい。まず、70才以上が対象。さらに独居世帯と言う縛りは見直してほしい。 ・ 利用者が多く現状の予算額では到底足りない現状であり春と秋の2回に分けて草刈りを行う計画を立てていたが春か秋の1回しか使えない状況にある。 ・ 買い物、通院は「いのっち号」を利用している。利用者は月平均、約40名が利用している。民間路線バスと路線が重ならない運行が条件であることに不便は感じているが地域にとって必要な移動手段である。 ・ ひゃこるバスは便数が少ないので利用は少ない。 (子どもや高齢者の困りごとで出た意見) ・ 井野地区は医療センターへの通院で片道5~6,000円のタクシー代金が必要になるので敬老乗車券の購入設数を増やしてほしい。 ・ 補助金制度の補助で賄えない自己負担部分は過疎地域にとって大きな負担になっている。総合交付金も人口規模に応じた交付額になっている。過疎地域への配慮も検討してほしい。 ・ 100円タクシー制度は便利そうだけど、皆さん知らないので積極的に周知したほうが良い。 ・ 毎月膨大な量の印刷物が回覧されるが本当に回覧される世帯が読み込んでいるのか疑問に思う。 <p>【文教厚生委員会】 特になし</p>

【産業建設委員会】

- ・ 小規模農家は今ある機会が壊れれば農業が続けられないことが現実。農機具購入の補助も必要であり重要であるが機会にも限界がある。真の持続可能な農業とは人と人のつながり助け合いに勝るものはない。
- ・ 三隅地区の道路維持管理や支障木の伐採予算が年々少なくなっているように思える。全市的に多くの要望があり順番待ちと言う事情も理解するが、旧市内の人口規模が多い地域においては過疎地域では修繕しない程度の道路等の修繕も行われているように思える。
- ・ 暗くなると熊が出るので早めに終わってほしい。

(この意見を以て 19 時 40 分に終了)

令和 8 年 5 月 15 日 沖田真治

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 19 日(火) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	三隅まちづくりセンター	参加人数	2 人
出席議員	大谷 学、 足立 豪、 柳楽 真智子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の整備は進んでいるが、個人・家庭・地域ごとのマイタイムライン作成が進んでいない。 ・ ハザードマップの活用促進と避難行動計画の作成支援が必要。 ・ LINE など身近なツールを活用した避難情報の共有や安否確認を進めてほしい。 ・ アプリを活用したマイタイムライン作成の導入を検討してほしい。 ・ 避難済み世帯が分かる玄関表示など、避難状況の見える化が必要。 ・ 自主防災組織にタブレットを配備し、避難者名簿や安否情報を管理する仕組みを導入してはどうか。 ・ 学校体育館へのエアコン設置は、避難所環境改善と教育環境向上の両面で重要。 ・ 段ボールベッドやパーテーションなど避難所環境の整備を進めるべき。 ・ デジタル技術を活用した避難情報共有。 ・ 避難所機能強化（体育館空調、段ボールベッド等） 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者だけでなく子どもも移動手段不足に困っている。 ・ 介護分野の人材不足が深刻化している。 ・ 外国人材の活用も視野に入れた介護人材確保が必要。 ・ 地域包括支援センターや見守り体制の維持・充実が求められる。 ・ 出生数の減少が深刻で、安心して子育てできる環境整備が必要。 ・ 学校教員の地域理解不足が課題。浜田市の産業や歴史、外国人住民の実態などを教育に活かしてほしい。 ・ 地域と学校の連携強化が必要。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> • 郷土料理だけでなく、地域に長く続く個人経営の飲食店も残したい。 • 店舗兼住宅など事業承継しにくい環境がある。 • 味や顧客との関係性を引き継ぐことが難しい。 • 職人が技術を教えない文化も継承の障壁となっている。 • 西条柿を活用した干し柿など、加工による高付加価値化が期待される。 • 地域食材や食文化を観光資源として磨き上げる必要がある。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の助け合いによる送迎やライドシェア的な仕組みを検討してほしい。 • タクシー助成は事業者補助ではなく利用者支援型も検討すべき。 • 公共交通の地域間格差がある。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 看護師確保のための修学資金制度拡充。

【産業建設委員会】

- ・ 中山間地域の再生（耕作放棄地活用・就労支援）。
- ・ 道の駅運営における地元産品活用や雇用創出。
- ・ 観光施設の環境改善と利用促進。

令和8年6月1日

柳楽 真智子

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 19 日 (火) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	岡見まちづくりセンター	参加人数	6 人
出席議員	芦谷、川神、今田		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】 防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の自治会にも自主防災組織があり、久しぶりに備品の点検をし、不足しているものの確認ができて良かった。その反面、地域ごとの温度差も感じられ情報共有ができていないのも事実。 ・岡見地区はハザードマップ上、ほぼ全域が黄・赤エリアとなっているため、避難所の安全性が問題。 ・そもそも携帯電話の電波が届かないエリアがあり、避難の呼びかけにも不安がある。 ・主要な橋がつかると主要道路にも出れず、孤独化する。 ・地区の性質上早めの避難が必須。集会所など第 1 避難所はあるが、避難所としての機能は乏しく、逆に危険に侵される場合もある。臨機応変にまちづくりセンターを避難所として開設するなどの対策が必要。 		
	<p>【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブの人数やクラブ数が減ってきている。補助金なども減る一方であり、存続できる取り組みを強化してほしい。高齢者の元気が地域の活性化につながる。 ・福祉バスの運用について、条件が厳しく使い勝手が非常に悪い。補助制度の見直し・条件緩和が必要。 ・岡見小学校の全校が 30 人程度ですべての学級が複式学級。高齢者クラブとの関わりも非常に強く、地域の活性化にもつながっているため、今後何としても学校を残してほしい。 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イカ飯が有名だが、今はイカが高くなかなか作れない。 ・ぼべご飯、かじめの味噌汁、うずめ飯。ぼべなどは今は許可がなければ取れないため、なかなか作る機会も少なくなっている。 ・核家族化が進み、家庭での伝統行事が減ることにより、行事に合わせた料理を食べる機会も少なくなってきたはいるが、家庭ごとに自然に継承されている。 ・カレイの干物、どんちっちアジ、のどぐろ。なかなか地元の人には入らない。 ・バトウのフライ。なぜバトウがどんちっちブランドではないのかは疑問。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置後の管理・運用については、警察・自治体・まちづくりセンター間での責任分担を明確化する必要がある。補助金の拡充も必要。 ・岡見に市営住宅ができれば、もっと活性化する。 ・集会所のエアコン補修について、補助金が減っており、故障時の対応に苦慮している。27年問題でエアコンの価格が高騰することも懸念している。 ・災害時に孤立した時の対応について、ドローンの実用化はされているか？(実用化に至っていないのが現状) <p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ2か所の説明があったが、設置主体は直営もしくは法人か？(放課後児童クラブ21カ所となり、市設置9、法人委託6、地元運営委員会6との回答を後日、芦谷議員より岡見まちづくりセンター長へ回答させていただいた。) ・社会福祉業議会への助成金についての説明があったが、社会福祉協議会の努力も非常に理解ができるので、なるべく早期に予算執行できるよう働きかけてほしい。

【産業建設委員会】

- ・空き家について、まちづくりの部会で調査し、危険空き家を中心に報告しているが、対応してもらえない。
- ・プロキシマーについては、公式発表はされたのか？（まだ候補地としての調査段階である。）
- ・昔からある地域の食堂やお店の閉店が散見されるが、新規企業誘致ばかりに注力するのではなく、既存のお店などの後継者育成・事業継承支援の枠組みを構築する必要がある。

令和 8 年 5 月 20 日 今田 実延

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 21 日 (木) 18 時 30 分～20 時 30 分		
開催場所	三保まちづくりセンター	参加人数	2 人
出席議員	岡本正友・遠藤佑之・小川稔宏		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について</p> <p>～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 58 年の時は消防団で「避難をしてくれ」と先行的にやり、怪我人や亡くなった方はいなかった。経験した人が少なくなり当時の状況がわからなくなる。「自主防災組織」は全部に立ち上げたがその後動きがなく、高齢化で自治会をやめたところもある。 ・ 経験者が減るなか継承のため 12 年前から水害の慰霊祭を兼ねた「灯籠祭り」をやっている。小学 6 年生の図工時間に灯籠作りを教え、前段で当時の写真スライドを見せながら話をしている。 ・ 三隅では防災無線と屋外スピーカーの両方で「異常な災害だから早く避難してください」と設備が浸かるまで放送を続けてくれた。美保地区は自主防災組織が出ているので、自治会長に安否確認をしてもらい集約して本部に連絡する体制になっている。 ・ 58 年の時は三隅支所の方は、ご飯を炊けるだけ炊いてジャーを持ち寄り、神社の方はお稲荷さんの湧き水で飲み水を確保した。食料は米屋さんからの米やそうめん、醤油などを軽トラで神社へ運んだ。3 日目ぐらいに、福浦に救援物資が船で運ばれてきた。神社の資料館の中の大鍋 2 つでご飯を炊き、おにぎりを作って食べた。2 週間ぐらい泊まり込みだった。自衛隊が来たのは 5 日目頃で主に瓦礫の撤去だった。 ・ 防災士は美保地区には 1 人、三隅のあと 3 人も全部消防団。若い世代が消防団に入っていないので別に防災士を養成しないといけない。マイタイムラインの計画は良い。浸透のための出前講座や自治会での消防団の説明が大事。 ・ 災害時だけでなく普段から「向こう三軒両隣の声掛けを」 		

と言っている。独居が多いので普段から声かけしていれば、いざという時に自分の家の2階に呼んで避難させるという話もしている。

【文教厚生委員会】 子どもや高齢者の暮らしの困りごと

- ・子どもの数、古湊地区は1軒に小学生が2人だけ。美保地区全体でも20人いるかどうか。去年の出生数は三隅エリアで6人。
- ・学校給食のことで地域協議会でも出たが、人数が減ると一人当たりのコストが上がるという話があるが給食費の負担軽減に力を入れてほしい。
- ・子供の数全部で30人はいない。
- ・都会から山間部（三隅）へ留学する制度などどうか。
- ・三隅に来てもらうには。そこが課題。
- ・若い人にもっと来てほしい。しかし働くところがない、
- ・魚釣りはあくまで趣味。
- ・三隅は浜田で・岡見は益田へ買い物に行く。
- ・大きい民間企業がない。学校給食、こどもが減るから人数割になって割高になるのでは。

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の養殖事業をもっと進めてほしい。マグロも浜田沖で獲れても境港へ持っていかれる。せつかく高度な施設を作ったのに利用しないともったいない。もっと県内の漁船に声をかけて浜田に揚げてもらえば、水産業は活性化するはず。ノドグロばかり都会に送るのではなく地元でも美味しいものが食べられるようにしてほしい。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この辺はスーパーがなく、相乗りタクシー制度を使って買い物したり、月に一度ここで野菜販売している。予算の問題もあるが買い物支援をもう少し充実させたい。 ・防災行政無線がデジタル化されて新しくなる。美保地区には2か所にしかなく、田ノ浦の向こう側は聞こえない。屋外スピーカーの設置位置が適切かどうかを確認してもらえないか。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都会からの移住もいいが、隠岐の海士町（あまちょう）のような魅力ある「留学制度」があれば増えると思う。三隅は飛行機ですぐ来れ、隠岐に行くより楽。受け入れ体制を整え若い者が集まる町にしていきたい。今度リハビリテーションカレッジの学生との地域授業があるので楽しみにしている。 ・隠岐の海士町のような高校生と地域の人が密着した留学制度があればいい。水産高校、浜田高校でも寮ではなく「里親制度」みたいに3年間その子を地域で見ることで三隅の良さを知ってもらおう。預かる側も大変だが、お寺とかね、まちづくりセンターが関わり仕組みができると楽しい町になりそう。

【産業建設委員会】

- ・ 広島の方から空き家を買って魚釣りに来られる方はいるが「魚釣りは趣味だから」という。夏場に家族でキャンプ代わりに来ても定住にはならない。若い人に来てほしいが、働く場所がないから残らない。キーパーも機械化で人も少なくなり昔に比べて半分になっている。
- ・ 水産は瀬戸ヶ島の養殖とアジフライに期待している。そうした場所があれば働く場所もできる。

令和 8 年 5 月 25 日 小 川 稔 宏

令和 8 年地域井戸端会 報告書

開催日時	令和 8 年 5 月 22 日(金) 18 時 30 分～ 20 時 30 分		
開催場所	黒沢まちづくりセンター	参加人数	10 人
出席議員	西田清久、村木勝也、岡山令子		
テーマ別に 出た意見	<p>【総務委員会】防災と避難行動計画について ～災害が起きたらどうしますか？自分と家族を守るための行動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29 の豪雨災害の時、自主防・消防団が機能し、公民館に避難が出来た。広域農道も機能した。 ・三隅独自のルールで消防団員が避難所運営をすることになっているが、鍵開け担当も含めスタンダードか三隅方式か良い方にルールを統一してはどうか。 ・避難所運営は、消防団員と切り離してほしい。 ・矢原地区は、三隅か黒沢か旧区割りが残っている。 ・黒沢の消防車庫は老朽化しているが、建て替えが先延ばしになっている。 ・消防団員が減少しているが、若い人の誘い方をどうしたらよいか。 ・要支援者は、民生委員・福祉委員がチームとして連携しており、消防も一緒にリストを把握している。 ・独居高齢者等は、日頃から弁当配布等により見守り活動を行っている。 ・黒沢地区は、通信環境の良くないところが多い。 ・各避難所にファックスがあれば、有事の際便利だ。 		
	<p>【文教厚生委員会】子どもや高齢者の暮らしの困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田市の少子化について危惧している ・経済的余裕があれば子どもをもっと生みたかったとの声 ・子どもに返って来て欲しい、出て行って欲しくないと思っても働き場所がない ・製造業だけでなく、リモートワークなどの新しい働き方をふまえた企業誘致を行えないのか 		

	<p>【産業建設委員会】 100年先に残したい浜田の食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京風の角寿司 ・川魚(鮎、カニ、うなぎ等)特に「下りうなぎ」が美味しい。 <p>このためには、「三隅川の環境整備(河原の復活(浚渫)、水質管理等)」と「川で遊ぶ環境整備(放流助成、安全な遊び場、川漁協の支援)」が必要である。今回のテーマから、川を守ることは、食文化の伝承をスタートとして、川の防災や泳ぐことでの命の守り方も学べる。自然環境を整えることからうなぎ、鮎が戻ってくる川になる。いろいろな生物が宿る川になる。川を守れば、森林を考え、海を考える。防災・水の恐ろしさ・生物の生態等教育の場にもなる。川魚の料理を100年先に残すためには、川で大人が遊び、子どもがそれを見て、真似る。そのためには、三隅川の環境整備、安全な遊ぶ場所(カッパランドの整備)作りが大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話の延長には、「矢原川ダム」の早期完成ももちろんつながっている。 ・ビスケットてんぷら、干し柿のてんぷら/今度まちづくりセンターで昔の食べ物復活事業をやることとなった。
自由意見	<p>【総務委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年トクリュウの様な犯罪グループの強盗事件などが頻発しているので、防犯カメラを増設すべきではないか。
	<p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江津市はゴミ袋が二種類で出すゴミによって印を付けて出す方式になっている。浜田市は何種類もゴミ袋があるので、購入するのに負担感を感じる。 ・自治会に入っていない人のゴミステーションの利用有無についての判断について迷う。 ・ゴミステーションに居住地外からのゴミの持ち込みがある。防ぎようがないので困っている。

	<p>【産業建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">・市道、県道の支障木の伐採。特に電線の側の竹林においては、雪や倒木で断線の恐れがある。また、避難道路を塞ぐことも現実にあった。中山間地域の復旧に係る時間とその影響を考えれば「事前に伐採」をすることを考えるべき。・三隅益田道路の開通で、三隅を通る車が激減した。三隅を目的としたまちになるよう対策が官民地域が一緒になって考える必要である。・三隅川のあらゆる面からの環境整備、三隅川を活かしたまちづくり計画を官民地域で考えるべき(再掲)
--	---

令和8年6月1日 _____ 岡山 令子